

足立区地域防災計画

(平成 23 年度暫定修正版)

新 旧 対 照 表



足立区防災会議

構成等に関する共通事項

1 体裁の整理

ページ設定の統一、規則性のあるフォントの活用、文字サイズの拡大、採番の修正等を行い、努めて見易くなるよう文書全体を整理

2 文言の修正

言葉の使い方及び言い回しの統一等を行い、努めて読み易くなるよう文書全体を修正

3 表現及び名称の適正化等

- (1) 本部長 → 災害対策本部長（必要に応じて追記）
- (2) 第二次避難所 → 第二次 （福祉） 避難所
- (3) 防災関係機関の企業等については、「株式会社」等の文言を追加

4 各種数値、データ及び名称変更等の反映

各種数値、データ、名称等において、最新のデータ（平成 23 年 4 月 1 日現在）が判明しているものについては、可能な限り反映

5 組織改正に伴う修正等の反映

(1) 足立区

- ア 都市整備部・土木部・建築部 → 都市建設部（建築部については、一部「都市建設部（建築室）」と表記）
- イ 生涯学習部（教育委員会） → 地域のちから推進部

(2) 防災関係機関

- ア 都下水道局北部第二下水道事務所 → 都下水道局東部第二下水道事務所
- イ N T T 東日本東京東 → N T T 東日本一東京

	現 行	修 正 版	修正理由等
1	震災対策編・東海地震事前対策編 第 1 部 総 則 第 1 章 計画の方針 第 1 節 計画の目的 足立区は…（略）…理由とするものである。<u>今、一番心配されている首都直下地震が発生した場合には、現状のままでは大きな被害から免れることはできない。</u>	震災対策編・東海地震事前対策編 第 1 部 総 則 第 1 章 計画の方針 第 1 節 計画の目的 足立区は…（略）…理由とするものである。<u>これまで危惧されてきた首都直下地震に加え、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災クラスの地震が発生した場合、現状のままでは大きな被害から免れることはできない。</u>	表現の適正化
2	第 2 節 計画の性格 4. この計画は…（略）…忘れてはならない。	第 2 節 計画の性格 <u>第 4</u> この計画は…（略）…忘れてはならない。<u>さらに、その後に発生した新潟県中越地震、新潟県中越沖地震、東日本大震災などで顕在化した災害対策上の課題に対して早期に対処するため、暫定修正版として今回取りまとめたものである。</u>	追加
	第 3 節 計画の目標 災害の種類には、…（略）…。 （第 6 章）	第 3 節 計画の目標 災害の種類には、…（略）…。 （第 6 章） <u>また、先般の東日本大震災の教訓である、広域・複合災害等の新たな課題についても早急に検討を行い、国、東京都の新たな減災目標の設定を必ずしも待たない形で、スピード感を持った対策を推進していく。</u>	追加

	現 行	修 正 版	修正理由等
3	第 5 節 計画の修正 この計画は、…（略）…提出するものとする。 平成 1 7 年、1 8 年に…（略）…<u>減災の視点により見直しを進めるものとする。</u>	第 5 節 計画の修正 この計画は、…（略）…提出するものとする。 <u>平成 21 年修正版は、平成 17 年、18 年に…（略）…減災の視点で見直しを進めてきた。</u> <u>今回の暫定修正版は、東日本大震災で区が直面した帰宅困難者等の対策の教訓と、防災関係機関との連携強化、国、東京都の動向をできるだけ盛り込み、修正を加えたものである。</u> <u>今後は、防災基本計画、東京都地域防災計画等の見直しに合わせ、対策の空白期間が生じないよう、適時適切に修正を行っていく。</u> 第 7 節 今後更に配慮すべき事項 <u>総合的な対策の実施のため、プライバシーの確保等男女双方の視点、災害時要援護者の視点、災害時の子どもに対する視点、環境への配慮に対する視点、防犯に関する視点、保健衛生に関する視点等について、今後更に配慮していく。</u>	表現の適正化及び追加 新規追加

	現 行	修 正 版	修正理由等
4	第 2 章 区・区民・事業所等のとるべき措置 第 3 節 防災関係機関の責務 防災関係機関は、区並びに区民と協力し、次の<u>責任</u>を果たす。 2. 防災関係機関は上記の<u>責任</u>を果たすため…（略） 第 4 節 区民の責務 区民は次の<u>責任</u>を果たす。 第 5 節 事業者の責務 事業者は次の<u>責任</u>を果たす。	第 2 章 区・区民・事業所等のとるべき措置 第 3 節 防災関係機関の責務 防災関係機関は、区並びに区民と協力し、次の<u>責務</u>を果たす。 <u>第 2</u> 防災関係機関は、上記の<u>責務</u>を果たすため…（略） 第 4 節 区民の責務 区民は、次の<u>責務</u>を果たす。 第 5 節 事業者の責務 事業者は、次の<u>責務</u>を果たす。	表現の適正化 表現の適正化 表現の適正化 表現の適正化

現 行		修 正 版	修正理由等
6	第 3 章 各機関の役割	第 3 章 各機関の役割	
	第 2 都関係機関	第 2 都関係機関	
	下水道局 <u>北</u> 部第二 下水道事務所	下水道局 <u>東</u> 部第二 下水道事務所	名称変更
7	第 4 自衛隊	第 4 自衛隊	
	自 衛 隊	自 衛 隊	誤記修正
8	第 5 指定公共機関	第 5 指定公共機関	
	<u>J R</u> 東日本 北 千 住 駅	<u>東日本旅客鉄道株式会社</u> 北 千 住 駅	名称の適正化
	N T T東日本 <u>東 京 東</u>	N T T 東 日 本 <u>一 東 京</u>	名称変更
	第 6 指定地方公共機関	第 6 指定地方公共機関	
	東京地下鉄 <u>株</u> 東武鉄道 <u>株</u> 京成電鉄 <u>株</u> 首都圏新都市鉄道 <u>株</u>	東京地下鉄 <u>株式会社</u> 東武鉄道 <u>株式会社</u> 京成電鉄 <u>株式会社</u> 首都圏新都市鉄道 <u>株式会社</u>	名称の適正化

現 行		修 正 版		修正理由等																																			
9	第8 協力機関	第8 協力機関	1 町会・自治会等																																				
	<table><tr><td>町 会 ・ 自 治 会 防 災 区 民 組 織</td><td>1.避難誘導、避難所収容業務等に関すること 2.被災者に対する炊出し、救護物資の配付等に関すること 3.被災状況調査等、災害対策業務全般についての協力に関すること</td></tr><tr><td>避 難 所 運 営 会 議</td><td>1.避難所の運営管理に関すること</td></tr><tr><td>足立区 民生・児童委員協議会</td><td>1.災害時要援護者の支援に関すること</td></tr><tr><td>東 京 都 米 穀 小 売 商 業 組 合 足 立 支 部</td><td>1.災害時における応急用精米の供給に関すること</td></tr><tr><td>足 立 区 麵 類 組 合 連 合 会</td><td>1.災害時における応急用麺類等の供給に関すること</td></tr><tr><td>足 立 建 設 業 協 会</td><td>1.災害時における応急対策業務に関すること</td></tr><tr><td>足 立 薬 業 協 同 組 合</td><td>1.災害時における粉ミルクの優先供給に関すること</td></tr><tr><td>足 立 区 柔 道 接 骨 師 会</td><td>1.災害時における応急救護活動に関すること</td></tr><tr><td>足 立 解 体 協 会</td><td>1.災害時における応急救護業務に関すること</td></tr><tr><td>赤 帽 首 都 圏 軽 自 動 車 運 送 協 同 組 合 城 東 支 部</td><td>1.災害時における緊急輸送業務に関すること</td></tr><tr><td>足 立 区 ろ う 者 福 祉 推 進 合 同 委 員 会</td><td>1.災害時におけるろう者に対する救援活動に関すること</td></tr></table>	町 会 ・ 自 治 会 防 災 区 民 組 織	1.避難誘導、避難所収容業務等に関すること 2.被災者に対する炊出し、救護物資の配付等に関すること 3.被災状況調査等、災害対策業務全般についての協力に関すること	避 難 所 運 営 会 議	1.避難所の運営管理に関すること	足立区 民生・児童委員協議会	1.災害時要援護者の支援に関すること	東 京 都 米 穀 小 売 商 業 組 合 足 立 支 部	1.災害時における応急用精米の供給に関すること	足 立 区 麵 類 組 合 連 合 会	1.災害時における応急用麺類等の供給に関すること	足 立 建 設 業 協 会	1.災害時における応急対策業務に関すること	足 立 薬 業 協 同 組 合	1.災害時における粉ミルクの優先供給に関すること	足 立 区 柔 道 接 骨 師 会	1.災害時における応急救護活動に関すること	足 立 解 体 協 会	1.災害時における応急救護業務に関すること	赤 帽 首 都 圏 軽 自 動 車 運 送 協 同 組 合 城 東 支 部	1.災害時における緊急輸送業務に関すること	足 立 区 ろ う 者 福 祉 推 進 合 同 委 員 会	1.災害時におけるろう者に対する救援活動に関すること	<table><tr><td>町 会 ・ 自 治 会 防 災 区 民 組 織</td><td>1 避難誘導、避難所収容業務等に関すること 2 被災者に対する炊き出し、救護物資の配付等に関すること 3 被災状況調査等、災害対策業務全般についての協力に関すること</td></tr><tr><td>避 難 所 運 営 会 議</td><td>避難所の運営管理に関すること</td></tr><tr><td>足 立 区 民生・児童委員協議会</td><td>災害時要援護者の支援に関すること</td></tr><tr><td>(財) 足 立 区 生 涯 学 習 振 興 公 社 (財) 足 立 区 ま ち づ く り 公 社 (公財) 足立区勤労福祉サービスセンター (福) 足 立 区 社 会 福 祉 協 議 会</td><td>1 区緊急災害対策本部に従事すること 2 区災害対策本部に従事すること</td></tr></table> 2 医療救護 <table><tr><td>足 立 区 柔 道 接 骨 師 会</td><td>災害時における応急救護活動に関すること</td></tr><tr><td>日 本 ス ト ー マ ム 用 品 協 会</td><td>災害時におけるストーマ器具の優先供給に関すること</td></tr><tr><td>株 式 会 社 星 医 療 酸 器 東 京 事 業 所</td><td>災害時における医療用酸素等の供給に関すること</td></tr></table>	町 会 ・ 自 治 会 防 災 区 民 組 織	1 避難誘導、避難所収容業務等に関すること 2 被災者に対する炊き出し、救護物資の配付等に関すること 3 被災状況調査等、災害対策業務全般についての協力に関すること	避 難 所 運 営 会 議	避難所の運営管理に関すること	足 立 区 民生・児童委員協議会	災害時要援護者の支援に関すること	(財) 足 立 区 生 涯 学 習 振 興 公 社 (財) 足 立 区 ま ち づ く り 公 社 (公財) 足立区勤労福祉サービスセンター (福) 足 立 区 社 会 福 祉 協 議 会	1 区緊急災害対策本部に従事すること 2 区災害対策本部に従事すること	足 立 区 柔 道 接 骨 師 会	災害時における応急救護活動に関すること	日 本 ス ト ー マ ム 用 品 協 会	災害時におけるストーマ器具の優先供給に関すること	株 式 会 社 星 医 療 酸 器 東 京 事 業 所	災害時における医療用酸素等の供給に関すること	以下、業務の役割区分に基づき整理（追加・削除及び誤記修正等を含む。）
町 会 ・ 自 治 会 防 災 区 民 組 織	1.避難誘導、避難所収容業務等に関すること 2.被災者に対する炊出し、救護物資の配付等に関すること 3.被災状況調査等、災害対策業務全般についての協力に関すること																																						
避 難 所 運 営 会 議	1.避難所の運営管理に関すること																																						
足立区 民生・児童委員協議会	1.災害時要援護者の支援に関すること																																						
東 京 都 米 穀 小 売 商 業 組 合 足 立 支 部	1.災害時における応急用精米の供給に関すること																																						
足 立 区 麵 類 組 合 連 合 会	1.災害時における応急用麺類等の供給に関すること																																						
足 立 建 設 業 協 会	1.災害時における応急対策業務に関すること																																						
足 立 薬 業 協 同 組 合	1.災害時における粉ミルクの優先供給に関すること																																						
足 立 区 柔 道 接 骨 師 会	1.災害時における応急救護活動に関すること																																						
足 立 解 体 協 会	1.災害時における応急救護業務に関すること																																						
赤 帽 首 都 圏 軽 自 動 車 運 送 協 同 組 合 城 東 支 部	1.災害時における緊急輸送業務に関すること																																						
足 立 区 ろ う 者 福 祉 推 進 合 同 委 員 会	1.災害時におけるろう者に対する救援活動に関すること																																						
町 会 ・ 自 治 会 防 災 区 民 組 織	1 避難誘導、避難所収容業務等に関すること 2 被災者に対する炊き出し、救護物資の配付等に関すること 3 被災状況調査等、災害対策業務全般についての協力に関すること																																						
避 難 所 運 営 会 議	避難所の運営管理に関すること																																						
足 立 区 民生・児童委員協議会	災害時要援護者の支援に関すること																																						
(財) 足 立 区 生 涯 学 習 振 興 公 社 (財) 足 立 区 ま ち づ く り 公 社 (公財) 足立区勤労福祉サービスセンター (福) 足 立 区 社 会 福 祉 協 議 会	1 区緊急災害対策本部に従事すること 2 区災害対策本部に従事すること																																						
足 立 区 柔 道 接 骨 師 会	災害時における応急救護活動に関すること																																						
日 本 ス ト ー マ ム 用 品 協 会	災害時におけるストーマ器具の優先供給に関すること																																						
株 式 会 社 星 医 療 酸 器 東 京 事 業 所	災害時における医療用酸素等の供給に関すること																																						

現 行		修 正 版		修正理由等
東京都燃料小売商業組合北千住支部		3 応急対策		
東京都エルピナーガス協会足立支部		足立建設業協会	災害時における応急対策業務に関すること	
(株)セレスポ		株式会社セレスポ	災害時における避難用テントキャンプ設備の設置等に関すること	
東京スマイル農業協同組合足立支店		東京都管工事組合工業協同組合	災害時における避難所及び区所管施設の給排水設備応急復旧活動に関すること	
足立区商店街振興組合連合会		株式会社似島工務店	災害時における帰宅困難者支援及び資機材労力の提供に関すること	
有限会社タッフ		足立区電気工事業協会	災害時における電気設備等の応急対策業務に関すること	
(株)正丸組		首都圏建設産業ユニオン城北支部	災害時における応急対策業務に関すること	
東武清掃興業(株)		4 食糧関係		
東栄丸三興業(株)		東京都米穀小売商業組合足立支部	災害時における応急用精米の供給に関すること	
鹿浜興業(株)		足立区麺類組合連合会	災害時における応急用麺類等の供給に関すること	
(有)環境衛生協会		足立薬業協同組合	災害時における粉ミルクの優先供給に関すること	
足立貨物運送事業協同組合		東京スマイル農業協同組合足立支店	災害時における農地等の活用に関すること	
日本ストーマ協会				
株式会社レビ足				

現 行		修 正 版		修正理由等
東京都理容生活衛生同業組合足立支部 学校法人東京朝鮮学校 東京朝鮮第四初中級学校 東京都立城北特別支援学校 （株）星医療酸器東京事業所 東京都公衆浴場業生活衛生協同組合足立支部 東京都管工事工業協同組合 東京都立南花畑特別支援学校 社会福祉法人聖風会足立桜花苑 学校法人三幸学園東京未来大学 （株）サンベルクス （株）マイカル	1.災害時における避難所での理容サービスの提供に関すること 1.災害時における第一次避難所としての施設利用に関すること 1.災害時における第二次避難所としての施設利用に関すること 1.災害時における医療用酸素等の供給に関すること 1.災害時における浴場の使用及び井戸水の提供に関すること 1.災害時における避難所及び区所管施設の給排水設備応急復旧活動に関すること 1.災害時における第二次避難所としての施設利用に関すること 1.災害時における第二次避難所としての施設利用に関すること 1.災害時における第一次避難所としての施設利用に関すること 1.災害時における食料等の優先供給及び被災者に対する支援協力に関すること 1.災害時における食料等の優先供給及び被災者に対する支援協力等に関すること	5 物資供給関係 足立区商店街振興組合連合会 株式会社サンベルクス 株式会社マイカル 株式会社イトーヨーカ堂 サントリーフーズ株式会社 株式会社ダイエー アサヒカルピスビバレッジ株式会社		災害時における食料・日用品等の優先供給に関すること 災害時における食料等の優先供給及び被災者に対する支援協力に関すること 災害時における食料等の優先供給及び被災者に対する支援協力等に関すること 災害時における食料等の優先供給及び被災者に対する支援協力に関すること 災害時における飲料供給に関すること 災害時における食料等の優先供給に関すること 災害時における飲料等の供給協力に関すること
		6 燃料関係 東京都エルピールガス協会足立支部 東京都燃料小売商業組合北千住支部		災害時における燃料の優先供給に関すること 災害時における燃料の優先供給に関すること

現 行		修 正 版		修正理由等
7 避難所・避難場所関係				
国立大学法人 東京芸術大学	1.災害時における第一次避難所としての施設利用に関すること	学 校 法 人 東 京 朝 鮮 学 校 東京朝鮮第四初中級学校	災害時における第一次避難所としての施設利用に関すること	
(株) イトーヨーカ堂	1.災害時における食料等の優先供給及び被災者に対する支援協力に関すること	東 京 都 立 城 北 特 別 支 援 学 校	災害時における第二次 (福祉) 避難所としての施設利用に関すること	
学校法人足立学園	1.災害時における第一次避難所としての施設利用に関すること	東 京 都 立 南 花 畑 特 別 支 援 学 校	災害時における第二次 (福祉) 避難所としての施設利用に関すること	
サントリーフーズ (株)	1.災害時における飲料供給に関すること	社 会 福 祉 法 人 千 住 桜 苑	災害時における第二次 (福祉) 避難所としての施設利用に関すること	
(株) ダイエー	1.災害時における食料等の優先供給に関すること	社 会 福 祉 法 人 聖 風 会	災害時における第二次 (福祉) 避難所としての施設利用に関すること	
特定非営利活動法人 総合生活環境支援 センター	1.災害時における生活環境の支援に関すること	足 立 新 生 苑	災害時における第二次 (福祉) 避難所としての施設利用に関すること	
学校法人 潤徳学園	1.災害時における避難所施設利用に関すること	社 会 福 祉 法 人 東 京 蒼 生 会	災害時における第二次 (福祉) 避難所としての施設利用に関すること	
社団法人 全国霊柩自動車協会	1.災害時における霊柩自動車等による遺体搬送に関すること	社 会 福 祉 法 人 白 寿 会	災害時における第二次 (福祉) 避難所としての施設利用に関すること	
(株) 似鳥工務店	1.災害時における帰宅困難者支援及び資機材労力の提供に関すること	ブ レ ミ ア 属	災害時における第二次 (福祉) 避難所としての施設利用に関すること	
国際興業 (株) 東武バスセントラル (株)	1. バスによる輸送の確保に関すること	社 会 福 祉 法 人 杉 の 子 園	災害時における第二次 (福祉) 避難所としての施設利用に関すること	
(財) 足立区生涯学習振興公社 (財) 足立区まちづくり公社 (公益財団法人) 足立区勤労福祉 サービスマスター (社) 足立区社会福祉協議会	1.区緊急災害対策本部に従事すること 2.区災害対策本部に従事すること	社 会 福 祉 法 人 フ ア ミ リ ー ハ ピ ネ ス あ だ ち	災害時における第二次 (福祉) 避難所としての施設利用に関すること	
		社 会 福 祉 法 人 は と せ ぶ は る か ぜ	災害時における第二次 (福祉) 避難所としての施設利用に関すること	
		社 会 福 祉 法 人 健 修 会 イ ー ス ト ピ ア 東 和	災害時における第二次 (福祉) 避難所としての施設利用に関すること	

現 行	修 正 版		修正理由等												
	<table><tr><td><u>社会福祉法人 武尊会 伊 興 園</u></td><td><u>災害時における第二次（福祉）避難所としての施設利用に関すること</u></td></tr><tr><td>学校法人 三幸学園 東京未来大学</td><td>災害時における第一次避難所としての施設利用に関すること</td></tr><tr><td>国立大学法人 東京芸術大学</td><td>災害時における第一次避難所としての施設利用に関すること</td></tr><tr><td>学校法人 足立法学園</td><td>災害時における第一次避難所としての施設利用に関すること</td></tr><tr><td>学校法人 徳島大学</td><td>災害時における避難所施設利用に関すること</td></tr><tr><td><u>学 校 法 人</u> <u>帝京科学大学</u></td><td><u>災害時における避難所施設利用に関すること</u></td></tr></table>	<u>社会福祉法人 武尊会 伊 興 園</u>	<u>災害時における第二次（福祉）避難所としての施設利用に関すること</u>	学校法人 三幸学園 東京未来大学	災害時における第一次避難所としての施設利用に関すること	国立大学法人 東京芸術大学	災害時における第一次避難所としての施設利用に関すること	学校法人 足立法学園	災害時における第一次避難所としての施設利用に関すること	学校法人 徳島大学	災害時における避難所施設利用に関すること	<u>学 校 法 人</u> <u>帝京科学大学</u>	<u>災害時における避難所施設利用に関すること</u>		
<u>社会福祉法人 武尊会 伊 興 園</u>	<u>災害時における第二次（福祉）避難所としての施設利用に関すること</u>														
学校法人 三幸学園 東京未来大学	災害時における第一次避難所としての施設利用に関すること														
国立大学法人 東京芸術大学	災害時における第一次避難所としての施設利用に関すること														
学校法人 足立法学園	災害時における第一次避難所としての施設利用に関すること														
学校法人 徳島大学	災害時における避難所施設利用に関すること														
<u>学 校 法 人</u> <u>帝京科学大学</u>	<u>災害時における避難所施設利用に関すること</u>														
	8 <u>生活支援、情報提供</u> <table><tr><td>足立区ろう者福祉推進 合同委員会</td><td>災害時におけるろう者に対する救援活動に関すること</td></tr><tr><td><u>株式会社正丸組</u> <u>東武清掃株式会社</u> <u>東栄興業株式会社</u> <u>株式会社丸三興業</u> <u>鹿浜興業株式会社</u> <u>有限会社環境衛生協会</u></td><td>災害時の避難所等のし尿処理に関すること</td></tr><tr><td>株式会社 ケーブルテレビ足立</td><td>災害時における災害情報の放送に関すること</td></tr></table>		足立区ろう者福祉推進 合同委員会	災害時におけるろう者に対する救援活動に関すること	<u>株式会社正丸組</u> <u>東武清掃株式会社</u> <u>東栄興業株式会社</u> <u>株式会社丸三興業</u> <u>鹿浜興業株式会社</u> <u>有限会社環境衛生協会</u>	災害時の避難所等のし尿処理に関すること	株式会社 ケーブルテレビ足立	災害時における災害情報の放送に関すること							
足立区ろう者福祉推進 合同委員会	災害時におけるろう者に対する救援活動に関すること														
<u>株式会社正丸組</u> <u>東武清掃株式会社</u> <u>東栄興業株式会社</u> <u>株式会社丸三興業</u> <u>鹿浜興業株式会社</u> <u>有限会社環境衛生協会</u>	災害時の避難所等のし尿処理に関すること														
株式会社 ケーブルテレビ足立	災害時における災害情報の放送に関すること														

現 行	修 正 版	修正理由等																
	<table><tr><td>東京都理容生活衛生同業組合足立支部</td><td>災害時における避難所での理容サービスの提供に関すること</td></tr><tr><td>東京都公衆浴場業生活衛生協同組合足立支部</td><td>災害時における浴場の使用及び井戸水の提供に関すること</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人総合生活環境一支援センター</td><td>災害時における生活環境の支援に関すること</td></tr></table> 9 輸送関係 <table><tr><td>赤帽首都圏軽自動車運送協同組合東支店</td><td>災害時における緊急輸送業務に関すること</td></tr><tr><td>有限会社ホットスタッフ</td><td>災害時における車両等の道路障害物除去に関すること</td></tr><tr><td>足立貨物運送事業協同組合</td><td>災害時における緊急輸送業務に関すること</td></tr><tr><td>社団法人全国霊柩自動車協会</td><td>災害時における霊柩自動車等による遺体搬送に関すること</td></tr><tr><td>国際興業株式会社東武バスセントラル株式会社</td><td>バスによる輸送の確保に関すること</td></tr></table>	東京都理容生活衛生同業組合足立支部	災害時における避難所での理容サービスの提供に関すること	東京都公衆浴場業生活衛生協同組合足立支部	災害時における浴場の使用及び井戸水の提供に関すること	特定非営利活動法人総合生活環境一支援センター	災害時における生活環境の支援に関すること	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合東支店	災害時における緊急輸送業務に関すること	有限会社ホットスタッフ	災害時における車両等の道路障害物除去に関すること	足立貨物運送事業協同組合	災害時における緊急輸送業務に関すること	社団法人全国霊柩自動車協会	災害時における霊柩自動車等による遺体搬送に関すること	国際興業株式会社東武バスセントラル株式会社	バスによる輸送の確保に関すること	
東京都理容生活衛生同業組合足立支部	災害時における避難所での理容サービスの提供に関すること																	
東京都公衆浴場業生活衛生協同組合足立支部	災害時における浴場の使用及び井戸水の提供に関すること																	
特定非営利活動法人総合生活環境一支援センター	災害時における生活環境の支援に関すること																	
赤帽首都圏軽自動車運送協同組合東支店	災害時における緊急輸送業務に関すること																	
有限会社ホットスタッフ	災害時における車両等の道路障害物除去に関すること																	
足立貨物運送事業協同組合	災害時における緊急輸送業務に関すること																	
社団法人全国霊柩自動車協会	災害時における霊柩自動車等による遺体搬送に関すること																	
国際興業株式会社東武バスセントラル株式会社	バスによる輸送の確保に関すること																	

	現 行	修 正 版	修正理由等
13	第4章 地勢と都市環境 第2節 都市環境 さらに、災害時の一時集合場所や火災延焼防止帯として重要な役割を果たす公園や児童遊園は、人口一人当たり<u>約4.5㎡</u>にすぎず、都市公園法に定められている10㎡の整備目標を大幅に下回っている。	第4章 地勢と都市環境 第2節 都市環境 さらに、災害時の一時集合場所や火災延焼防止帯として重要な役割を果たす公園や児童遊園は、人口一人当たり<u>約4.6㎡</u>にすぎず、都市公園法に定められている10㎡の整備目標を大幅に下回っている。	表現の適正化
14	第5章 地震の被害想定 第1節 本計画の前提とする地震被害 第1 首都直下地震 中央防災会議は…（略）…南関東におけるマグニチュード7程度の地震の今後30年<u>間</u>における発生確率は70％程度としている。 第2 関東地震 この地震は…（略）…関東地震の今後30年<u>間</u>における発生確率はほぼ0％～<u>0.9％</u>としている。 第3 東海地震 この地震は、…（略）…参考値として今後30年<u>間</u>における発生確率は<u>8.4％程度</u>としている。	第5章 地震の被害想定 第1節 本計画の前提とする地震被害 第1 首都直下地震 中央防災会議は…（略）…南関東におけるマグニチュード7程度の地震の今後30年<u>以内</u>における発生確率は70％程度としている。 第2 関東地震 この地震は…（略）…関東地震の今後30年<u>以内</u>における発生確率はほぼ0％～<u>2％</u>としている。 第3 東海地震 この地震は、…（略）…参考値として今後30年<u>以内</u>における発生確率は<u>87％程度</u>としている。	表現の適正化

現 行		修 正 版	修正理由等
17	第 6 章 減災目標 目標 1 死者の半減 目標を達成するための対策 (1) 建物の耐震化 <u>対策の方向</u> 住宅の耐震化率を平成 27 年度末までに 90% とする。 (平成 19 年度耐震化率 (住宅) : <u>72.1%</u>) <u>《足立区耐震改修促進計画 (H20.3) より》</u>	第 6 章 減災目標 目標 1 死者の半減 目標を達成するための対策 (1) 建物の耐震化 <u>対策の方向</u> 住宅の耐震化率を平成 27 年度末までに 90% とする。 (平成 22 年度耐震化率 (住宅) : <u>75.49% [推計値]</u>) <u>《都市建設部建築調整課》</u>	時点修正

現 行		修 正 版		修正理由等																																						
22	第2部 災害予防計画 第1章 地震に強いまちづくり 第3節 防災都市づくり推進計画（都市整備部） 本計画は、…（略）…13年間である。 この計画では、…（略）…防災性の高い建築物への建替えの誘導を図る。	23	第2部 災害予防計画 第1章 地震に強いまちづくり 第3節 防災都市づくり推進計画（都市建設部） 本計画は、…（略）…13年間である。 この計画では、…（略）…防災性の高い建築物への建替えの誘導を図る。さらに「<u>足立区老朽家屋等の実態調査や、危険な状態に対する緊急安全措置等を行い、防災都市づくりを推進する。</u>」	組織改正に伴う修正 追加																																						
24	第5節 都市空間の確保（都市整備部） …（略）… 本区における現在区民1人当たりの都市公園等の面積は <u>4.56㎡</u> となっている。 （平成21年4月1日現在） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>箇所数 (箇所)</th><th>総面積 (㎡)</th><th>人口1人当 りの面積 (㎡/人)</th></tr><tr><td rowspan="2">総 数</td><td>区立 公園</td><td>322</td><td>2,028,322</td><td>3.07</td></tr><tr><td>都立</td><td>3</td><td>892,385</td><td>1.35</td></tr><tr><td colspan="2">児童遊園</td><td>155</td><td>93,173</td><td>0.14</td></tr></table>	区分		箇所数 (箇所)	総面積 (㎡)	人口1人当 りの面積 (㎡/人)	総 数	区立 公園	322	2,028,322	3.07	都立	3	892,385	1.35	児童遊園		155	93,173	0.14	25	第5節 都市空間の確保（都市建設部） …（略）… 本区における現在区民1人当たりの都市公園等の面積は <u>4.59㎡</u> となっている。 （平成23年4月1日現在） <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>箇所数 (箇所)</th><th>総面積 (㎡)</th><th>人口1人当 たりの面積 (㎡/人)</th></tr><tr><td rowspan="2">総 数</td><td>区立 公園</td><td>327</td><td>2,087,431</td><td>3.12</td></tr><tr><td>都立</td><td>3</td><td>892,385</td><td>1.33</td></tr><tr><td colspan="2">児童遊園</td><td>156</td><td>93,613</td><td>0.14</td></tr></table>	区 分		箇所数 (箇所)	総面積 (㎡)	人口1人当 たりの面積 (㎡/人)	総 数	区立 公園	327	2,087,431	3.12	都立	3	892,385	1.33	児童遊園		156	93,613	0.14	組織改正に伴う修正 時点修正
区分		箇所数 (箇所)	総面積 (㎡)	人口1人当 りの面積 (㎡/人)																																						
総 数	区立 公園	322	2,028,322	3.07																																						
	都立	3	892,385	1.35																																						
児童遊園		155	93,173	0.14																																						
区 分		箇所数 (箇所)	総面積 (㎡)	人口1人当 たりの面積 (㎡/人)																																						
総 数	区立 公園	327	2,087,431	3.12																																						
	都立	3	892,385	1.33																																						
児童遊園		156	93,613	0.14																																						

	現 行	修 正 版	修正理由等
25	第2章 施設構造物・設備の安全化（各機関） 第1節 都市施設等防災計画（総務部・土木部・都第六建設事務所・首都高速道路・都市整備部・建築部・教育委員会・東京消防庁第六消防方面本部・千住、足立、西新井消防署・東京電力上野支社・東京ガス東部支店・都水道局東部第二支所足立営業所・都下水道局北部第二下水道事務所・NTT 東日本東京東・JR東日本・東武鉄道・京成電鉄・東京地下鉄・首都圏新都市鉄道・都交通局）	第6節 都市整備に係る今後の動向への対応 津波、液状化対策及び広域避難場所や都市計画等における避難道路の整備促進は、国、東京都等の今後の動向に合わせ、所要の見直しを行う。 第2章 施設構造物・設備の安全化（各機関） 第1節 都市施設等防災計画（資産管理部、都市建設部、教育委員会、都水道局東部第二支所足立営業所、都下水道局東部第二下水道事務所、東京消防庁第六消防方面本部、千住・足立・西新井消防署、都第六建設事務所、都交通局、東日本旅客鉄道株式会社、NTT 東日本一東京、東京ガス株式会社東部支店、東京電力株式会社上野支社、首都高速道路株式会社、東京地下鉄株式会社、東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社）	新規追加 組織改正に伴う修正及び名称変更等
26	第2 建造物等防災計画（都市整備部・建築部・教育委員会・消防署） 2. 一般建造物防災計画 （2）建造物の状況 …（略）…（平成19年3月現在／土地利用現況調査）である。	第2 建造物等防災計画（都市建設部、教育委員会、消防署） 2 一般建造物防災計画 （2）建造物の状況 …（略）…（平成23年4月現在／土地利用現況調査）である。	組織改正に伴う修正 時点修正

現 行		修 正 版		修正理由等																			
26	用途地域・地区別面積 (平成21年3月末現在) 表 (略) 資料：都市整備部都市計画課 (単位：k m ²)	用途地域・地区別面積 (平成23年4月現在) 表 (略) 資料：都市建設部住宅・都市計画課 (単位：k m ²)		時点修正																			
27	4. 高層建築物防災計画 … (略) … (平成19年3月現在／土地利用現況調査)	4 高層建築物防災計画 … (略) … (平成23年4月現在／土地利用現況調査)		時点修正																			
28	(3) 防火管理対策 イ. 管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の徹底	(3) 防火管理対策 イ 管理権原者による複数の建物における管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の徹底		誤記修正																			
	(4) 消防活動対策 (平成21年3月末現在) <table><tr><td>総 数</td><td>第一 種 高度地区</td><td>第二 種 高度地区</td><td>第三 種 高度地区</td><td>最 低 限 高度地区</td></tr><tr><td>53.20</td><td>1.45</td><td>20.42</td><td>22.06</td><td>3.55</td></tr></table> 資料：都市整備部都市計画課 (単位：k m ²)	総 数	第一 種 高度地区	第二 種 高度地区	第三 種 高度地区	最 低 限 高度地区	53.20	1.45	20.42	22.06	3.55	(4) 消防活動対策 (平成23年4月現在) <table><tr><td>総 数</td><td>第一 種 高度地区</td><td>第二 種 高度地区</td><td>第三 種 高度地区</td><td>最 低 限 高度地区</td></tr><tr><td>53.20</td><td>1.45</td><td>20.42</td><td>22.00</td><td>3.55</td></tr></table> 資料：都市建設部住宅・都市計画課 (単位：k m ²)	総 数	第一 種 高度地区	第二 種 高度地区	第三 種 高度地区	最 低 限 高度地区	53.20	1.45	20.42	22.00	3.55	時点修正
総 数	第一 種 高度地区	第二 種 高度地区	第三 種 高度地区	最 低 限 高度地区																			
53.20	1.45	20.42	22.06	3.55																			
総 数	第一 種 高度地区	第二 種 高度地区	第三 種 高度地区	最 低 限 高度地区																			
53.20	1.45	20.42	22.00	3.55																			

現 行		修 正 版		修正理由等																										
30	第 4 電気施設防災計画（東京電力上野支社） 4. 非常災害前の対策 （3）工具、機動力資機材等の整備確認 工具、車両等を整備して、応急出動に<u>供える</u>とともに、 …（略）	第 4 電気施設防災計画（東京電力株式会社上野支社） 4 非常災害前の対策 （3）工具、機動力資機材等の整備確認 工具、車両等を整備して、応急出動に<u>備える</u>とともに、…（略）	名称の適正化	誤記修正																										
31	第 6 水道施設防災計画（水道局東部第二支所足立営業所） 1. 計画方針 水道局は…（略）	第 6 水道施設防災計画（都水道局東部第二支所足立営業所） 1 計画方針 東京都水道局は…（略）	名称の適正化	名称の適正化																										
33	第 7 下水道施設防災計画（都下水道局） 下水道施設 （平成 2 0 年度末現在） <table><tr><th rowspan="2">水再生センター</th><th rowspan="2">ポンプ所</th><th colspan="3">下 水 道 管 き よ</th></tr><tr><th>総 数</th><th>幹 線</th><th>枝 線</th></tr><tr><td>2ヶ所</td><td>6ヶ所</td><td>2,071,439.73m</td><td>104,806.48m</td><td>1,966,633.25m</td></tr></table>	水再生センター	ポンプ所	下 水 道 管 き よ			総 数	幹 線	枝 線	2ヶ所	6ヶ所	2,071,439.73m	104,806.48m	1,966,633.25m	第 7 下水道施設防災計画（都下水道局東部第二下水道事務所） 下水道施設 （平成 22 年度末現在） <table><tr><th rowspan="2">水再生センター</th><th rowspan="2">ポンプ所</th><th colspan="3">下 水 道 管 き よ</th></tr><tr><th>総 数</th><th>幹 線</th><th>枝 線</th></tr><tr><td>2ヶ所</td><td>6ヶ所</td><td>2,083,392.43m</td><td>106,376.03m</td><td>1,977,016.00m</td></tr></table>	水再生センター	ポンプ所	下 水 道 管 き よ			総 数	幹 線	枝 線	2ヶ所	6ヶ所	2,083,392.43m	106,376.03m	1,977,016.00m	名称の適正化	時点修正
水再生センター	ポンプ所			下 水 道 管 き よ																										
		総 数	幹 線	枝 線																										
2ヶ所	6ヶ所	2,071,439.73m	104,806.48m	1,966,633.25m																										
水再生センター	ポンプ所	下 水 道 管 き よ																												
		総 数	幹 線	枝 線																										
2ヶ所	6ヶ所	2,083,392.43m	106,376.03m	1,977,016.00m																										
	第 8 電信電話施設防災計画（N T T 東日本—東京東） 第 9 交通施設防災計画（鉄道各駅） 2. JR 東日本鉄道防災計画（JR 東日本旅客鉄道株式会社）	第 8 電信電話施設防災計画（N T T 東日本—東京） 第 9 交通施設防災計画（鉄道各駅） 2 東日本旅客鉄道防災計画（東日本旅客鉄道株式会社）	名称変更	名称の適正化																										

現 行		修 正 版		修正理由等											
39	第10 道路・橋梁防災計画（土木部・都第六建設事務所・首都高速道路） 1. 道路防災計画 （2）道路の防災計画 イ. 区土木部が管理する道路で…（略） 3. 首都高速道路株式会社防災計画	第10 道路・橋梁防災計画（都市建設部、都第六建設事務所、首都高速道路株式会社） 1 道路防災計画 （2）道路の防災計画 イ 都市建設部が管理する道路で…（略） 3 首都高速道路防災計画（首都高速道路株式会社）	組織改正に伴う修正及び名称の適正化												
40			組織改正に伴う修正												
42	第11 河川・水路・排水場防災計画 1. 河川防災計画 （1）計画方針 …（略）…これまでの区内の各河川は、既往の洪水、高潮、地震による溢水の危険に対処し得る計画に基づき改修が進められてきた。 2. 水路防災計画 （2）水路防災計画 ア. 施設の現況 （ア）親水水路・貯留水路・砕石貯留水路（平成21年4月現在） （イ）公共溝渠（平成21年4月現在）	第11 河川・水路・排水場防災計画 1 河川防災計画 （1）計画方針 …（略）…これまでの区内の各河川は、既往の洪水、高潮、地震により、水があふれる危険に対処し得る計画に基づき改修が進められてきた。 2 水路防災計画 （2）水路防災計画 ア 施設の現況 （ア）親水水路・貯留水路・砕石貯留水路（平成23年4月現在） （イ）公共溝渠（平成23年4月現在）	誤記修正												
	<table><tr><td>開渠延長（m）</td><td>暗渠延長（m）</td><td>計（m）</td></tr><tr><td>652</td><td>37,541</td><td>38,193</td></tr></table>	開渠延長（m）	暗渠延長（m）	計（m）	652	37,541	38,193	<table><tr><td>開渠延長（m）</td><td>暗渠延長（m）</td><td>計（m）</td></tr><tr><td>542</td><td>35,152</td><td>35,694</td></tr></table>	開渠延長（m）	暗渠延長（m）	計（m）	542	35,152	35,694	時点修正
開渠延長（m）	暗渠延長（m）	計（m）													
652	37,541	38,193													
開渠延長（m）	暗渠延長（m）	計（m）													
542	35,152	35,694													

現 行		修 正 版		修正理由等																																																								
44	3. 内水排除計画 (1) 排水場及び水門・樋管 ア. 排水場 排水場施設数 (平成21年4月現在)	3 内水排除計画 (1) 排水場及び水門・樋管 ア 排水場 排水場施設数 (平成23年4月現在)																																																										
	<table><tr><td>排水場</td><td>ポンプ</td><td colspan="2">電 動 機</td><td>排水能力</td></tr><tr><td>箇所数</td><td>台数</td><td>台数</td><td>出力</td><td>(m³/分)</td></tr><tr><td>9カ所</td><td>19台</td><td>19台</td><td>319.4kw</td><td>186.2</td></tr></table>	排水場	ポンプ	電 動 機		排水能力	箇所数	台数	台数	出力	(m ³ /分)	9カ所	19台	19台	319.4kw	186.2	<table><tr><td>排水場</td><td>ポンプ</td><td colspan="2">電 動 機</td><td>排水能力</td></tr><tr><td>箇所数</td><td>台数</td><td>台数</td><td>出力</td><td>(m³/分)</td></tr><tr><td>8カ所</td><td>17台</td><td>17台</td><td>139.4KW</td><td>30.2</td></tr></table>			排水場	ポンプ	電 動 機		排水能力	箇所数	台数	台数	出力	(m ³ /分)	8カ所	17台	17台	139.4KW	30.2																										
	排水場	ポンプ	電 動 機		排水能力																																																							
箇所数	台数	台数	出力	(m ³ /分)																																																								
9カ所	19台	19台	319.4kw	186.2																																																								
排水場	ポンプ	電 動 機		排水能力																																																								
箇所数	台数	台数	出力	(m ³ /分)																																																								
8カ所	17台	17台	139.4KW	30.2																																																								
イ. 水門・樋管 水門・樋管箇所数 (平成21年4月現在)		イ 水門・樋管 水門・樋管箇所数 (平成23年4月現在)																																																										
<table><tr><td>河川名\区分</td><td>水門・樋管 箇所数</td><td>河川名\区分</td><td>水門・樋管 箇所数</td></tr><tr><td>見沼代用水</td><td>0</td><td>垢 川</td><td>1</td></tr><tr><td>毛 長 川</td><td>1</td><td>花 畑 川</td><td>6</td></tr><tr><td>新 芝 川</td><td>3</td><td>中 川</td><td>0</td></tr><tr><td>荒 川</td><td>1</td><td>葛 西 水</td><td>2</td></tr><tr><td>旧 綾 瀬 川</td><td>1</td><td>総 数</td><td></td></tr><tr><td>綾 瀬 川</td><td>1.2</td><td></td><td>2.7</td></tr></table> (注) 河川敷設置分のみ (土木部)		河川名\区分	水門・樋管 箇所数	河川名\区分	水門・樋管 箇所数	見沼代用水	0	垢 川	1	毛 長 川	1	花 畑 川	6	新 芝 川	3	中 川	0	荒 川	1	葛 西 水	2	旧 綾 瀬 川	1	総 数		綾 瀬 川	1.2		2.7	<table><tr><td>河川名\区分</td><td>水門・樋管 箇所数</td><td>河川名\区分</td><td>水門・樋管 箇所数</td></tr><tr><td>見沼代用水</td><td>0</td><td>垢 川</td><td>1</td></tr><tr><td>毛 長 川</td><td>1</td><td>花 畑 川</td><td>6</td></tr><tr><td>新 芝 川</td><td>2</td><td>中 川</td><td>0</td></tr><tr><td>荒 川</td><td>1</td><td>葛 西 水</td><td>2</td></tr><tr><td>旧 綾 瀬 川</td><td>1</td><td>総 数</td><td></td></tr><tr><td>綾 瀬 川</td><td>10</td><td></td><td>24</td></tr></table> (注) 河川敷設置分のみ (都市建設部)			河川名\区分	水門・樋管 箇所数	河川名\区分	水門・樋管 箇所数	見沼代用水	0	垢 川	1	毛 長 川	1	花 畑 川	6	新 芝 川	2	中 川	0	荒 川	1	葛 西 水	2	旧 綾 瀬 川	1	総 数		綾 瀬 川	10		24
河川名\区分	水門・樋管 箇所数	河川名\区分	水門・樋管 箇所数																																																									
見沼代用水	0	垢 川	1																																																									
毛 長 川	1	花 畑 川	6																																																									
新 芝 川	3	中 川	0																																																									
荒 川	1	葛 西 水	2																																																									
旧 綾 瀬 川	1	総 数																																																										
綾 瀬 川	1.2		2.7																																																									
河川名\区分	水門・樋管 箇所数	河川名\区分	水門・樋管 箇所数																																																									
見沼代用水	0	垢 川	1																																																									
毛 長 川	1	花 畑 川	6																																																									
新 芝 川	2	中 川	0																																																									
荒 川	1	葛 西 水	2																																																									
旧 綾 瀬 川	1	総 数																																																										
綾 瀬 川	10		24																																																									
		時点修正																																																										
		時点修正及び組織改正に伴う修正																																																										

	現 行	修 正 版	修正理由等
45	第 2 節 危険物保安計画（警視庁第六方面本部・千住、西新井、綾瀬、竹の塚警察署・東京消防庁第六消防方面本部・千住、西新井消防署） 第 3 火災類保安計画 1. 予防計画については、都環境局<u>外</u>諸官庁の計画を確認し、防災に関する助言<u>、</u>訓練等の指導を図る。 第 4 放射線保安計画 1. 予防計画については、都福祉保健局<u>外</u>諸官庁の計画を確認し、防災に関する助言及び訓練等の指導を図る。	第 2 節 危険物保安計画（<u>総務部、衛生部、環境部、警視庁第六方面本部、千住・西新井・綾瀬・竹の塚警察署、東京消防庁第六消防方面本部、千住・足立・西新井消防署</u>） 第 3 火災類保安計画 1 予防計画については、都環境局<u>ほか</u>諸官庁の計画を確認し、防災に関する助言<u>及び</u>訓練等の指導を図る。 第 4 放射線保安計画 1 予防計画については、都福祉保健局<u>ほか</u>諸官庁の計画を確認し、防災に関する助言及び訓練等の指導を図る。 <u>4 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を教訓に、区は必要に応じて東京都等と連携して放射線量の測定とその結果についての評価を行い、区民に対して情報提供する。</u>	新規追加 表現の適正化 表現の適正化 新規追加

	現 行	修 正 版	修正理由等
48	第3章 応急対策への備え 第1節 計画の方針 防災機関相互の情報連絡体制を整備し、…（略）…事前 にできる備えを怠らない。 第2節 活動庁舎等の整備 活動拠点の中心となる区役所の整備状況は、次のとおり である。	第3章 応急対策への備え 第1節 計画の方針 <u>災害時の活動拠点となる公共施設や避難所等の耐震性を高め、緊急時の情報連絡体制、ライフライン機能のバックアップ、備蓄品等の配置を行い、継続的な災害活動や住民の避難所生活を確保する。</u> <u>また、業務継続計画（BCP）で特定した優先すべき業務、復興業務等に必要な情報システム、内線電話、コールセンター等についても耐震機能を確保する。</u> 第2節 活動庁舎等の整備 第1 本庁舎の整備状況 活動拠点の中心となる区本庁舎の整備状況は、次のとおりである。 第2 活動庁舎等の防災機能の向上 <u>区の活動拠点となる区民事務所や避難所等は、長期震動に耐えられ、ライフライン機能が途絶し余震が頻発する中でも機能維持できるよう、免震構造の導入や非常電源等を順次整備していくとともに、津波等の浸水にも対応できるよう施設計画や配置について配慮する。また、職員用の備蓄品等については、東日本大震災での活動状況を踏まえ、実態に即した整備を行う。</u>	表現の適正化 新規追加 表現の適正化 新規追加

現 行		修 正 版	修正理由等
50	第3節 情報連絡体制整備計画（危機管理室） 第2 足立区防災センターの整備 1. 無線系システム 東京都防災行政無線、足立区防災行政無線（地域防災無線）、足立区防災行政無線（同報系）、<u>足立区防災行政無線（移動系）</u>の4種類。 2. 情報処理系システム <u>災害情報</u>のデータ整理、蓄積、検索等を行うコンピュータシステム。「防災GIS系システム」、「防災GIS系システム」、「雨量・気象観測システム」、「地震防災システム」で構成される。また、…（略）…を行う。 3. 映像系システム 「高所カメラシステム」、…（略）…区ホームページへの情報配信を行う。また、…（略）…に活用する。	第3節 情報連絡体制整備計画（危機管理室） 第2 足立区防災センターの整備 1 無線系システム 東京都防災行政無線、足立区防災行政無線（地域防災無線）、足立区防災行政無線（同報系）、<u>MCA</u>無線（移動系）の4種類。 2 情報処理系システム <u>災害情報の入力・集計及び防災設備</u>のデータ整理、蓄積、検索等を行うコンピュータシステム。「防災GIS系システム」、「水位・雨量・気象観測システム」、「地震防災システム」で構成される。 また、…（略）…を行う。 3 映像系システム 「高所カメラシステム」、…（略）…区ホームページ、<u>Aメール等</u>への情報配信を行う。 また、…（略）…に活用する。 <u>なお、平成 24 年度以降は、北千住駅前に駅前滞留者対策用のカメラを設置し、その映像を耐震性の高い無線で本庁舎に配信し、情報収集に活用する。</u>	名称変更 表現の適正化 新規追加 新規追加

	現 行	修 正 版	修正理由等
50	第3節 情報連絡体制整備計画（危機管理室） 第3 防災行政無線の整備 2. 足立区防災行政無線の整備（資料編 地域防災無線システム図及び情報連絡図 72頁 参照） （1）地域防災無線 足立区地域防災無線は、<u>平時30、有事60チャンネルのマルチチャンネルアクセス方式の無線であり、運用局を…（略）…協定機関、さらに…（略）…連絡手段となる。</u> <u>なお、…（略）…図るものとする。</u>	第3節 情報連絡体制整備計画（危機管理室） 第3 防災行政無線の整備 2 足立区防災行政無線の整備（資料編 地域防災無線システム図及び情報連絡図 参照） （1）地域防災無線 足立区地域防災無線は、<u>（削除）運用局を…（略）…協定機関、大学、警察署、消防署、さらに…（略）…連絡手段となる。</u> <u>また、平成23年4月以降は、相互通信可能な260MHzのデジタル無線機を配備し、運用を行っている。</u>	削除 新規追加 新規追加
51	（2）移動系無線 <u>2チャンネルの無線であり、一斉通信による確な意思伝達が可能であり、移動中の職員用として活用する。</u> （3）同報系無線 …（略）…。 <u>平成21年度からは、従来の…（略）…が自動放送される。</u>	（2）移動系無線 <u>（削除）一斉通信による確な意思伝達が可能であり、また、庁舎内線電話との通話も可能であり、</u> 移動中の職員用として活用する。 （3）同報系無線 …（略）…。 <u>（削除）また、…（略）…が自動放送される。</u>	削除 新規追加 削除及び表現の適正化

	現 行	修 正 版	修正理由等
51	第4節 避難に関する計画（各部・東京消防庁第六消防方面本部・千住・西新井・綾瀬・竹の塚警察署・警視庁第六方面本部・千住・西新井・綾瀬、竹の塚警察署、自衛隊） 第2 避難場所対策 1. 一時集合場所 …（略）… また、…（略）…標示板を設置している。	第4節 避難に関する計画（各部、警視庁第六方面本部、千住・西新井・綾瀬・竹の塚警察署、東京消防庁第六消防方面本部、千住・足立・西新井消防署、自衛隊） 第2 避難場所対策 1 一時集合場所 …（略）…また、…（略）…標示板を設置している。 （資料編 一時集合場所一覧 参照）	新規追加
53	第3 延焼防止対策 延焼防止対策として、…（略）…1, 263本を設置（平成21年4月現在）…（略）…。 震災時の大規模な…（略）、防災輪中計画に位置づけられた…（略）…。 第4 避難所対策 1. 避難所 （1）…（略）…を第一次避難所としている。（資料編 第一次避難所 44頁 参照） また、…（略）…「第二次避難所」として指定している。（資料編 第二次避難所 49頁 参照）	第3 延焼防止対策 延焼防止対策として、…（略）…1,263本を設置（平成23年3月現在）…（略）…。 震災時の大規模な…（略）…、足立区防災まちづくり計画に位置づけられた…（略）…。 第4 避難所対策 1 避難所 （1）…（略）…を第一次避難所としている。（資料編 第一次避難所一覧 参照） また、…（略）…「第二次（福祉）避難所」として指定している。（資料編 第二次（福祉）避難所一覧 参照）	時点修正 表現の適正化 表現の適正化

現 行	修 正 版	修正理由等
54 2. 避難所の機能 (2) 情報拠点 区立小中学校に地域防災無線を設置しているほか、他の指定避難所についても計画的に整備していく。 3. 避難所の運営 避難所の運営は…(略)…を立ち上げる。区はそのために必要なマニュアル(資料編 第一次避難所の管理・運営マニュアル 53頁 参照)、資機材を整備する。区は災害に備えるため、…(略)…をはかる。 避難所運営本部の組織図例は資料編 避難場所管理・運営本部組織図例58頁 参照。 4. 区は、あらかじめ指定した避難所の防災機能の充実に努めるとともに、安全確認を実施する。	2 避難所の機能 (2) 情報拠点 区立小中学校に地域防災無線を設置しているほか、他の指定避難所についても計画的に整備を進めていく。 3 避難所の運営 避難所の運営は…(略)…を立ち上げる。区はそのために必要なマニュアル(削除)、資機材を整備する。区は災害に備えるため、…(略)…を図る。 また、避難所の運営は、災害時要援護者や男女双方の視点に配慮し、プライバシーを確保するなどの取組を可能な限り実施するとともに、運営期間の長期化に備え、自助、共助、公助の各方面で体制を確保していく。(削除) 4 避難所の充実 区は、避難者収容人員の増加のため、民間を含めた多様な施設との避難所施設利用に関する協定の締結を推進するなど、避難所の充実に努める。	表現の適正化 削除※ 新規追加 削除※ ※マニュアルについては、内容修正のうえ、別冊として統合予定 新規追加

	現 行	修 正 版	修正理由等
56	第5節 応急対策用資機材整備計画（総務部・衛生部・東京ガス東部支店・都水道局東部第二支所足立営業所・都下水道局北部第二下水道事務所・東京電力上野支社） 第2 足立区応急対策用資機材整備計画 1. 整備現況 避難場所等における応急対策用の資機材を区内6箇所の災害備蓄倉庫（資料編 足立区応急対策用物資備蓄場所一覧 9頁 参照）に、避難所運営に必要な物品を区内117箇所の小中学校および高校（都立高校2校）に備蓄している。また、救助用資機材を91箇所の消防団資機材庫、138箇所の防災区民組織、17箇所の区民事務所及び115（都立高校1校含む）箇所の小中学校に整備している。 第4 水道局（東部第二支所足立営業所） 第5 下水道局（北部第二下水道事務所）	第5節 応急対策用資機材整備計画（総務部、衛生部、都水道局東部第二支所足立営業所、都下水道局東部第二下水道事務所、東京ガス株式会社東部支店、東京電力株式会社上野支社） 第2 足立区応急対策用資機材整備計画 1 整備現況 避難場所等における応急対策用の資機材を区内6箇所の災害備蓄倉庫（資料編 足立区応急対策用物資備蓄場所一覧 参照）に、避難所運営に必要な物品を区内126箇所の小中学校及び高校・大学等に備蓄している。 また、救助用資機材を91箇所の消防団資機材庫、146箇所の防災区民組織、17箇所の区民事務所及び117箇所の小中学校に整備している。 第4 都水道局（東部第二支所足立営業所） 第5 都下水道局（東部第二下水道事務所）	名称変更及び表現の適正化等 時点修正及び表現の適正化 名称の適正化 名称変更及び適正化

現 行		修 正 版	修正理由等
58	第6節 応急対策用物資備蓄（総務部・衛生部） 第4 備蓄場所（資料編 足立区応急対策用備蓄場所一覧 9頁 参照） …（略）… そこで、災害時の救援活動を効果的に行うため、避難所となる区立小・中学校など（122ヶ所）に、あらかじめ必要な災害救助物資を備蓄している。 第5 備蓄物品の整備 第7節 飲料水・生活用水の確保（総務部・区民部・福祉部・土木部）	第6節 応急対策用物資備蓄（総務部、衛生部） 第4 備蓄場所（資料編 足立区応急対策用備蓄場所一覧参照） …（略）… そこで、災害時の救援活動を効果的に行うため、避難所となる区立小・中学校など（128ヶ所）に、あらかじめ必要な災害救助物資を備蓄している。 第5 備蓄物品の更新 第7節 飲料水・生活用水の確保（総務部、区民部、福祉部、都市建設部）	名称変更及び表現の適正化等 時点修正 表現の適正化 組織改正に伴う修正
59			

	現 行	修 正 版	修正理由等
61	第4章 地震火災等の防止 第2節 火災等の防止に関する計画（東京消防庁第六消防方面本部・千住・足立・西新井消防署・千住・足立・西新井消防団） 第1 出火防止 1. 火気使用設備器具の出火防止 (2) 計画目標 … (略) …をはかり、<u>出火の極限防止をはかる。</u>	第4章 地震火災等の防止 第2節 火災等の防止に関する計画（東京消防庁第六消防方面本部・千住・足立・西新井消防署・千住・足立・西新井消防団） 第1 出火防止 1 火気使用設備器具の出火防止 (2) 計画目標 … (略) …を図り、<u>出火の件数を可能な限り少なくする。</u> 2 危険物施設の安全化 <u>(削除)</u> 区内で許可されている石油製造所、貯蔵所等は、<u>714</u>施設ある… (略) …。	表現の適正化 削除 時点修正
64	第2 初期消火計画 2. 消火器の配備 区は… (略) …消火器の配備を進めている。 防災用消火器管理要領及び消火器配備要領により、現在までに町会・自治会に対し、<u>7, 8 3 3</u>本（<u>平成21年4月</u>現在）配備している。	第2 初期消火計画 2 消火器の配備 区は、… (略) …消火器の配備を進めている。 防災用消火器管理要領及び消火器配備要領により、現在までに町会・自治会に対し、<u>7, 830</u>本（<u>平成23年3月</u>現在）配備している。	時点修正

現 行		修 正 版		修正理由等																																																													
66	第3 火災拡大防止計画 4. 消防水利の整備	第3 火災拡大防止計画 4 消防水利の整備			時点修正																																																												
	足立区の消防水利一覧表 (平成21年4月1日現在)	足立区の消防水利一覧表 (平成23年4月1日現在)																																																															
<table><tr><th>区 分</th><th>個数</th><th>区 分</th><th>個数</th><th>消防水利 合 計</th></tr><tr><td rowspan="4">防 火 水 槽</td><td>100m³以上</td><td>兼用水槽</td><td>348</td><td rowspan="4">183</td></tr><tr><td>40～100m³</td><td>プール</td><td>854</td></tr><tr><td>40m³未満</td><td>河川・溝</td><td>2</td></tr><tr><td>計</td><td>池・濠</td><td>1,204</td></tr><tr><td rowspan="4">受 水 槽</td><td>100m³以上</td><td>消火栓（公設）</td><td>50</td><td rowspan="4">6,942</td></tr><tr><td>40～100m³</td><td>消火栓（私設）</td><td>182</td></tr><tr><td>40m³未満</td><td>貯水池</td><td>7</td></tr><tr><td>計</td><td>その他</td><td>239</td></tr></table>		区 分	個数	区 分	個数	消防水利 合 計	防 火 水 槽	100m ³ 以上	兼用水槽	348	183	40～100m ³	プール	854	40m ³ 未満	河川・溝	2	計	池・濠	1,204	受 水 槽	100m ³ 以上	消火栓（公設）	50	6,942	40～100m ³	消火栓（私設）	182	40m ³ 未満	貯水池	7	計	その他	239	<table><tr><td rowspan="4">防 火 水 槽</td><td>100m³以上</td><td>兼用水槽</td><td>362</td><td rowspan="4">180</td></tr><tr><td>40～100m³</td><td>プール</td><td>846</td></tr><tr><td>40m³未満</td><td>河川・溝</td><td>22</td></tr><tr><td>計</td><td>池・濠</td><td>1,230</td></tr><tr><td rowspan="4">受 水 槽</td><td>100m³以上</td><td>消火栓（公設）</td><td>49</td><td rowspan="4">7,278</td></tr><tr><td>40～100m³</td><td>消火栓（私設）</td><td>151</td></tr><tr><td>40m³未満</td><td>貯水池</td><td>31</td></tr><tr><td>計</td><td>その他</td><td>231</td></tr></table>			防 火 水 槽	100m ³ 以上	兼用水槽	362	180	40～100m ³	プール	846	40m ³ 未満	河川・溝	22	計	池・濠	1,230	受 水 槽	100m ³ 以上	消火栓（公設）	49	7,278	40～100m ³	消火栓（私設）	151	40m ³ 未満	貯水池	31	計	その他	231
区 分	個数	区 分	個数	消防水利 合 計																																																													
防 火 水 槽	100m ³ 以上	兼用水槽	348	183																																																													
	40～100m ³	プール	854																																																														
	40m ³ 未満	河川・溝	2																																																														
	計	池・濠	1,204																																																														
受 水 槽	100m ³ 以上	消火栓（公設）	50	6,942																																																													
	40～100m ³	消火栓（私設）	182																																																														
	40m ³ 未満	貯水池	7																																																														
	計	その他	239																																																														
防 火 水 槽	100m ³ 以上	兼用水槽	362	180																																																													
	40～100m ³	プール	846																																																														
	40m ³ 未満	河川・溝	22																																																														
	計	池・濠	1,230																																																														
受 水 槽	100m ³ 以上	消火栓（公設）	49	7,278																																																													
	40～100m ³	消火栓（私設）	151																																																														
	40m ³ 未満	貯水池	31																																																														
	計	その他	231																																																														
※防火水槽は、地中ばりを含む。 ※蓄熱槽・井戸・雨水貯留層等は、その他の区分とする。		※防火水槽は、地中ばりを含む。 ※蓄熱槽・井戸・雨水貯留層等は、その他の区分とする。																																																															
67	5. 消防団体制の強化 (7) 消防団活動を充実するため、…（略）… (8) 消防団は…（略）…	5 消防団体制の強化 (6) 消防団活動を充実するため、…（略）… (7) 消防団は…（略）…			誤記修正 誤記修正																																																												

	現 行	修 正 版	修正理由等
71	第 5 章 防災行動力の向上 第 2 節 防災知識普及計画（各部、東京消防庁第六消防方面本部・千住、足立、西新井消防署・警視庁第六方面本部・千住、西新井、綾瀬、竹の塚警察署・東京ガス東部支店） 第 2 区民に対する普及計画 1. 区を行う防災知識普及計画 (2) 印刷物等による普及広報 ア. 「あだち防災マップ」 ◎平成 20 年 12 月発行 320,000 部発行 全戸配付後、転入者等に個別配布 ウ. 「わたしの便利帳（リブイン）」 ◎<u>21 年度発行</u> <u>防災のページを設定</u> 全戸配付 キ. 「足立区洪水ハザードマップ」 ◎平成 19 年 10 月発行 350,000 部発行 全戸配付後、転入者等に個別配布、 その他希望者へは<u>区政相談課</u>にて有償頒布	第 5 章 防災行動力の向上 第 2 節 防災知識普及計画（各部、警視庁第六方面本部、千住・西新井・綾瀬・竹の塚警察署、東京消防庁第六方面本部、千住・足立・西新井消防署、東京ガス株式会社東部支店） 第 2 区民に対する普及計画 1 区を行う防災知識普及計画 (2) 印刷物等による普及広報 ア 「あだち防災マップ」 平成 20 年 12 月発行 320,000 部発行 全戸配付後、転入者等に個別配布 <u>平成 23 年 3 月増刷 転入者等に個別配布</u> ウ 「わたしの便利帳（リブイン）」 <u>平成 22 年度発行</u> 全戸配付 <u>(削除)</u> キ 「足立区洪水ハザードマップ」 平成 19 年 10 月発行 350,000 部発行 全戸配付後、転入者等に個別配布、その他希望者へは <u>区民の声相談課</u>にて有償配布 <u>平成 23 年 9 月増刷 転入者のみ無償配布</u>	表現の適正化 新規追加 時点修正 削除 組織改正に伴う修正等 新規追加

現 行		修 正 版	修正理由等
76	第3節 防災訓練計画（各部・東京消防庁第六消防方面本部・千住、足立、西新井消防署・警視庁第六方面本部・千住、西新井、綾瀬、竹の塚警察署・東京ガス東部支店・東京電力上野支社・首都高速道路） 第2 防災無線訓練計画 4. 実施要領 足立区防災行政無線局管理運用要領（資料編 9 2 頁参照）に定めるほか、関係機関が協議して定める。 第3 機関の訓練計画 1. 足立区 (1) 職員防災訓練 職員に対し、…（略）…を目的として、各部において実施する。 5. 東京電力 (2) 実施計画 ア.社内総合防災訓練 大規模地震災害時等における…（略）…を図るため、次の訓練を実施する。	第3節 防災訓練計画（各部・警視庁第六方面本部、千住・西新井・綾瀬・竹の塚警察署、東京消防庁第六消防方面本部、千住・足立・西新井消防署、東京ガス株式会社東部支店、東京電力株式会社上野支社、首都高速道路株式会社） 第2 防災無線訓練計画 4 実施要領 足立区防災行政無線局管理運用要領（削除）に定めるほか、関係機関が協議して定める。 第3 機関の訓練計画 1 足立区 (削除) 職員に対し、…（略）…を目的として、各部において防災訓練を実施する。 5 東京電力株式会社 (2) 実施計画 (削除) 大規模地震災害時等における…（略）…を図るため、社内総合防災訓練を実施する。	名称の適正化 削除 表現の適正化 名称の適正化 削除 表現の適正化
79	5. 東京電力 (2) 実施計画 ア.社内総合防災訓練 大規模地震災害時等における…（略）…を図るため、次の訓練を実施する。	5 東京電力株式会社 (2) 実施計画 (削除) 大規模地震災害時等における…（略）…を図るため、社内総合防災訓練を実施する。	名称の適正化 削除 表現の適正化

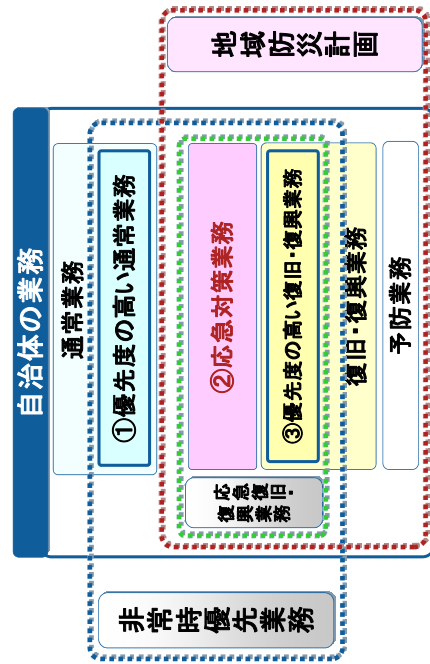
	現 行	修 正 版	修正理由等
80	第4 防災区民組織訓練計画（危機管理室・消防署） 2. 実施要領 （1）参加機関 ア. 区（<u>含む</u>区民事務所）	第4 防災区民組織訓練計画（危機管理室、消防署） 2 実施要領 （1）参加機関 ア 区（区民事務所を<u>含む</u>。）	表現の適正化
82	第4節 自主防災組織の育成（危機管理室・千住、足立、西新井消防署） 第3 防災区民組織 1. 現況 防災区民組織は、…（略）…組織である。 <u>平成21年4月1日現在、433町会・自治会中397組織（組織率91%）とマニション管理組合等3組織が結成されている。</u> …（略）… 区民レスキュー隊は、平成8年から防災区民組織の中に結成され、<u>平成21年4月1日現在146隊</u>である。	第4節 自主防災組織の育成（危機管理室、千住・足立・西新井消防署） 第3 防災区民組織 1 現況 防災区民組織は、…（略）…組織である。 <u>平成23年4月1日現在、435町会・自治会中399組織（組織率92%）とマニション管理組合等4組織が結成されている。</u> …（略）… 区民レスキュー隊は、平成8年から防災区民組織の中に結成され、<u>平成23年4月1日現在、146隊</u>である。	時点修正
83	3. 支援計画	3 支援計画 <u>（4）防災資器材置き場の支援</u> 区は、<u>防災区民組織の防災資器材置き場の確保に際し、要綱等に基づき、公園などの区用地の使用も含め支援する。</u>	新規追加

現 行		修 正 版	修正理由等
85	第5節 行政・事業所・区民等の連携（警視庁第六方面本部・千住・西新井・綾瀬、竹の塚警察署・東京消防庁第六消防方面本部・千住・足立・西新井消防署・<u>JR 東日本</u>・東武鉄道・京成電鉄・東京地下鉄・首都圏新都市鉄道・都交通局） <u>1. 相互に連携した社会づくり</u> <u>(1)</u> 相互支援体制の整備 <u>(2)</u> 駅周辺の…（略）…及び地域との相互支援を協議する場を設置する。	第5節 行政・事業所・区民等の連携（警視庁第六方面本部・千住・西新井・綾瀬・竹の塚警察署・東京消防庁第六消防方面本部・千住・足立・西新井消防署・都交通局、<u>東日本旅客鉄道株式会社</u>、<u>東京地下鉄株式会社</u>、<u>東武鉄道株式会社</u>、<u>京成電鉄株式会社</u>、<u>首都圏新都市鉄道株式会社</u>） <u>(削除)</u> <u>第1 相互支援体制の整備</u> <u>第2 混乱防止対策</u> 駅周辺の…（略）…及び地域との<u>間で</u>、相互支援を協議する場を設置する。	名称の適正化 削除 採番修正 新規追加 表現の適正化

	現 行	修 正 版	修正理由等
88	第8節 事業継続計画（BCP）の策定（各部） 第1 区政のBCPの策定 …（略）…	第8節 事業継続計画（BCP）の策定（各部） 第1 区政のBCPの策定 <u>1 意義と目的</u> <u>（1）意義</u> <u>区は、被災時特有の業務だけではなく、被災後に優先して対応すべき通常業務を明確にし、その実効性を高める必要がある。</u> <u>そのため、大地震発生時において、区民生活に不可欠な業務と休止しても支障がない業務をあらかじめ選定し、区民の生命と財産を守るとともに、区民生活の安定を確保し、業務の早期復旧を目的とした業務継続計画【地震編】（以下、BCPという。）を策定した。</u> <u>（2）目的</u> <u>ア 区の業務に対する被災時の影響を分析し、事前対策を行うことで、大地震発生時における業務の影響を軽減する。</u> <u>イ 区の通常業務の中から、非常時に優先すべき業務を事前に特定するとともに、被災時におけるそれらの復旧手順をあらかじめ明らかにすること、できる限り早期の業務回復に努める。</u>	以下、表現の適正化及び新規追加

現 行	修 正 版	修正理由等
	2 基本方針 (1) <u>生命と財産の保護</u> <u>区民の生命の安全を図り、財産を保護するため</u> <u>の活動を最優先して実施する。</u> (2) <u>生活基盤の維持</u> <u>社会生活を営むために必要な機能を維持するた</u> <u>めの活動を継続する。</u> 3 <u>BCPの発動</u> <u>BCPの発動は、災害対策本部設置後に、災害対</u> <u>策本部の指示により行われ、その指示に基づき職員</u> <u>が参集し、被災時対応を開始する。</u>	

現 行	修 正 版	修正理由等
	<u>4 被災時対応の終了</u> <u>B C P 発動後の被災時対応の終了時期は、災害対策本部が決定し、全部門の職員に通知する。</u> <u>また、復興に向けて迅速に平常時の体制へと移行できるよう、各部とも努める。</u> <u>5 対象とする業務</u> <u>B C P において対象となる非常時優先業務とは、</u> <u>区民の生命・財産を守り、社会秩序を維持するため</u> <u>に、被災時においても限られた資源を有効に活用し</u> <u>て実施することが必要な業務である。自治体の業務</u> <u>における非常時優先業務は、①優先度の高い通常業</u> <u>務、②応急対策業務、③優先度の高い復旧・復興業</u> <u>務の 3 つの業務区分から成る。</u>	



	現 行	修 正 版	修正理由等
89	第 6 章 調査・研究 第 2 節 調査研究の項目 第 3 情報通信に関する調査研究 足立区の…（略）…位置づけている。それぞれの無線において次のような課題が発生している。 …（略）… 1. 防災行政無線放送の課題 ア. 高層住宅等の建設、住宅の遮音性能の向上等によつて、情報伝達能力が低下しつつある。 イ. 機能的に詳細な情報を伝達できない。 2. 地域防災無線の課題	第 6 章 調査・研究 第 2 節 調査研究の項目 第 3 情報通信に関する調査研究 足立区の…（略）…位置づけている。防災行政無線放送においては、次のような課題が発生している。 …（略）… (削除) 1 高層住宅等の建設、住宅の遮音性能の向上等によつて、情報伝達能力が低下しつつある。 2 機能的に詳細な情報を伝達できない。 (削除)	表現の適正化 削除 採番修正 採番修正 削除

	現 行	修 正 版	修正理由等
93	第3部 災害応急・復旧対策計画 第1章 災害応急・復旧対策の活動体制 第2節 足立区災害対策本部活動体制（各部） 第1 初動 1. 地震発生直後の情報収集と対応 (1) <u>区</u>職員（…（略）…）。以下「<u>区</u>職員」と<u>呼ぶ</u>。）は、 …（略）…。 2. <u>区</u>緊急災害対策本部の設置と活動 (2) 緊対本部は、副区長を本部長とする。<u>緊急災害対策本部</u>職員は…（略）…。	第3部 災害応急・復旧対策計画 第1章 災害応急・復旧対策の活動体制 第2節 足立区災害対策本部活動体制（各部） 第1 初動 1 地震発生直後の情報収集と対応 (1) <u>(削除)</u>職員（…（略）…）。以下「<u>(削除)</u>職員」と<u>いう</u>。）は、 …（略）…。 2 <u>(削除)</u> 緊急災害対策本部の設置と活動 (2) 緊対本部は、副区長を本部長とする。<u>緊対本部</u>職員は…（略）…。 3 <u>初動マニユアルの活用</u> <u>早期の初動体制の確立と災害状況の全容把握は、その後の災害対策に極めて大きな影響を与える。区は、東日本大震災での活動を通して、あらためて初動の重要性を認識し、新たに策定した初動マニユアルにより、災害対策を強化する。</u>	削除 表現の適正化 削除 誤記修正 新規追加

	現 行	修 正 版	修正理由等
95	第2 災害対策本部の組織と活動体制 2. <u>区</u>災害対策本部の組織 (1) 組織図	第2 災害対策本部の組織と活動体制 2. <u>(削除)</u> 災害対策本部の組織 (1) 組織図	削除 組織改正に伴う修正

現 行	修 正 版	修正理由等
96 (4) 本部派遣員 本部長は、…（略）…求めることができる。 <u>エ.</u> 指定地方行政機関 <u>オ.</u> 指定公共機関 <u>カ.</u> 指定地方公共機関 <u>キ.</u> <u>自衛隊</u> (5) 救出部の構成 <u>救出部の構成は次のとおりとする。</u> 警察署、消防署、<u>区土木部、区都市整備部、区建築部、</u> <u>自衛隊</u> (8) 応急危険度判定部の構成 <u>応急危険度判定部の構成は次のとおりとする。</u> <u>区建築部、区都市整備部</u>	(4) 本部派遣員 本部長は、…（略）…求めることができる。 <u>エ.</u> <u>自衛隊</u> <u>オ.</u> 指定地方行政機関 <u>カ.</u> 指定公共機関 <u>キ.</u> 指定地方公共機関 <u>(5) 調整本部の設置</u> 本部長は、必要に応じて、<u>関係機関の代表職員</u> <u>と本部員等の職員による調整本部を設置すること</u> <u>ができる。</u> <u>(6) 救出部の構成</u> <u>(削除)</u> <u>警察署、消防署、自衛隊、都市建設部</u> <u>(9) 応急危険度判定部の構成</u> <u>(削除)</u> <u>都市建設部（建築室）</u>	構成及び採番修正 新規追加 採番修正 削除 組織改正に伴う修正等 採番修正 削除 組織改正に伴う修正

現 行		修 正 版		修正理由等																					
97	(9) 情報収集指令室の構成及び掌握事務 【防災センター情報収集指令室の組織及び業務内容】 <table><tr><th>組 織 名</th><th>業 務 内 容</th></tr><tr><td>情報分析班 (班長：災害対策係長)</td><td>被害情報の把握と分析、避難勧告・指示の発令検討、応急対策実施状況の把握と受給ギャップの推定と対策検討、自衛隊・周辺自治体・ボランティアへの応援要請の検討、本部活動の記録の作成</td></tr><tr><td>通信班 (班長：施設管理係長)</td><td>通信手段の確保、被害情報の収集・伝達、避難勧告・指示の伝達、都への災害状況報告（速報、中間・確定報）、防災関係機関・協定自治体等への通信</td></tr><tr><td>渉外班 (班長：危機管理係長)</td><td>防災会議の招集、防災関係機関との連絡調整、マスコミ対応等</td></tr></table>	組 織 名	業 務 内 容		情報分析班 (班長：災害対策係長)	被害情報の把握と分析、避難勧告・指示の発令検討、応急対策実施状況の把握と受給ギャップの推定と対策検討、自衛隊・周辺自治体・ボランティアへの応援要請の検討、本部活動の記録の作成	通信班 (班長：施設管理係長)	通信手段の確保、被害情報の収集・伝達、避難勧告・指示の伝達、都への災害状況報告（速報、中間・確定報）、防災関係機関・協定自治体等への通信	渉外班 (班長：危機管理係長)	防災会議の招集、防災関係機関との連絡調整、マスコミ対応等	(10) 情報収集指令室の構成及び掌握事務 【防災センター情報収集指令室の組織及び業務内容】 <table><tr><th>組 織 名</th><th>業 務 内 容</th></tr><tr><td>情報分析班 (班長：災害対策係長)</td><td>被害情報の把握と分析、避難勧告・指示の発令検討、応急対策実施状況の把握と受給ギャップの推定と対策検討、自衛隊・周辺自治体・ボランティアへの応援要請の検討、本部活動の記録の作成</td></tr><tr><td>通信班 (班長：施設管理係長)</td><td>通信手段の確保、被害情報の収集・伝達、避難勧告・指示の伝達、都への災害状況報告（速報、中間・確定報）、防災関係機関・協定自治体等への通信</td></tr><tr><td>渉外班 (班長：危機管理係長)</td><td>防災会議の招集、防災関係機関との連絡調整、マスコミ対応等</td></tr><tr><td>連絡班</td><td>報道広報活動に係る情報の収集・伝達、マスコミ対応等</td></tr><tr><td>広報室 (広報係長)</td><td></td></tr><tr><td>各部 (各部長所定)</td><td>情報収集指令室との連絡調整に関すること</td></tr></table>	組 織 名	業 務 内 容	情報分析班 (班長：災害対策係長)	被害情報の把握と分析、避難勧告・指示の発令検討、応急対策実施状況の把握と受給ギャップの推定と対策検討、自衛隊・周辺自治体・ボランティアへの応援要請の検討、本部活動の記録の作成	通信班 (班長：施設管理係長)	通信手段の確保、被害情報の収集・伝達、避難勧告・指示の伝達、都への災害状況報告（速報、中間・確定報）、防災関係機関・協定自治体等への通信	渉外班 (班長：危機管理係長)	防災会議の招集、防災関係機関との連絡調整、マスコミ対応等	連絡班	報道広報活動に係る情報の収集・伝達、マスコミ対応等	広報室 (広報係長)		各部 (各部長所定)	情報収集指令室との連絡調整に関すること
組 織 名	業 務 内 容																								
情報分析班 (班長：災害対策係長)	被害情報の把握と分析、避難勧告・指示の発令検討、応急対策実施状況の把握と受給ギャップの推定と対策検討、自衛隊・周辺自治体・ボランティアへの応援要請の検討、本部活動の記録の作成																								
通信班 (班長：施設管理係長)	通信手段の確保、被害情報の収集・伝達、避難勧告・指示の伝達、都への災害状況報告（速報、中間・確定報）、防災関係機関・協定自治体等への通信																								
渉外班 (班長：危機管理係長)	防災会議の招集、防災関係機関との連絡調整、マスコミ対応等																								
組 織 名	業 務 内 容																								
情報分析班 (班長：災害対策係長)	被害情報の把握と分析、避難勧告・指示の発令検討、応急対策実施状況の把握と受給ギャップの推定と対策検討、自衛隊・周辺自治体・ボランティアへの応援要請の検討、本部活動の記録の作成																								
通信班 (班長：施設管理係長)	通信手段の確保、被害情報の収集・伝達、避難勧告・指示の伝達、都への災害状況報告（速報、中間・確定報）、防災関係機関・協定自治体等への通信																								
渉外班 (班長：危機管理係長)	防災会議の招集、防災関係機関との連絡調整、マスコミ対応等																								
連絡班	報道広報活動に係る情報の収集・伝達、マスコミ対応等																								
広報室 (広報係長)																									
各部 (各部長所定)	情報収集指令室との連絡調整に関すること																								
(10) 各部の分掌事務 部の名称及び分掌は足立区災害対策本部条例施行規則のとおりとする。		(11) 各部の分掌事務 部の名称及び分掌事務は足立区災害対策本部条例施行規則のとおりとする。	採番修正 表現の適正化																						
			新規追加																						

98

現 行		修 正 版		修正理由等
各部・各公社等業務分担内容		各部・各公社等分掌事務内容		
各部・公社等名称	震災発生1日～3日の応急対策	震災発生1日～3日の応急対策	震災発生4日以降の応急対策	表現の適正化
政策経営部	①復旧・復興案の作成準備 ②災害対策予算の準備 ③報道機関対応 ④報道機関への協力要請 ⑤電算機器の復旧 ⑥災害対策課支援	①復旧・復興案の作成準備 ②災害対策予算の準備 ③災害情報・避難所情報等の広報 ④報道機関との連絡 ⑤コールセンターの再開 ⑥電算機器の復旧 ⑦災害対策課支援	①復旧・復興案の作成 ②災害対策予算の組み立て ③災害情報・避難所情報等の広報 ④報道機関との連絡 ⑤臨時災害相談の統括 ⑥電算機器の復旧	
総務部	①災害対策本部の運営に関する こと ②災害情報の収集・伝達 及び統括に関する こと ③防災関係機関並びに各部との 連絡調整に関する こと ④救護食料及び救護物資の 調達及び分配計画 に関する こと ⑤応急対策物資、車両、船舶等 の調達に関する こと ⑥職員動員数の把握に関する こと ⑦職員の給食に関する こと ⑧一般ボランティアの受入・支 援に関する こと	①災害対策本部の運営に関する こと ②災害情報の収集・伝達及び統 括に関する こと ③防災関係機関並びに各部との 連絡調整に関する こと ④救護食料及び救護物資の調達 及び分配計画に関する こと ⑤応急対策物資、車両、船舶等 の調達に関する こと ⑥職員動員数の把握に関する こと ⑦職員の給食に関する こと ⑧一般ボランティアの受入・支 援に関する こと	①防災会議の開催に関する こと ②職員の服務、給与、健康管理、 公務災害補償に関する こと ③災害視察団の応援に関する こと ④左記の応急対策業務	

誤字修正

表現の適正化

98

現 行		修 正 版		修正理由等
各部・公社等 名 称	震災発生1日～3日の応急対策	各部・公社等 名 称	震災発生1日～3日の応急対策	表現の適正化
区民部	①避難者・人材の輸送 ②救護食料・救援物資の輸送 ③水の輸送 ④救援物資・義援品の受領及び輸送 ⑤災害時要援護者の対応 ⑥区内被害情報収集・調査 ⑦住区センター利用者応急救護 ⑧死体火葬許可証の発行 ⑨応急給水槽管理運営（中川区民事務所：大谷田南公園、鹿浜区民事務所：北鹿浜公園）	区民部	①避難者・人材の輸送 ②救護食料・救援物資の輸送 ③水の輸送 ④救援物資・義援品の受領及び輸送 ⑤災害時要援護者の対応 ⑥区内被害情報収集・調査 ⑦住区センター利用者応急救護 ⑧死体火葬許可証の発行 ⑨応急給水槽管理運営（中川区民事務所：大谷田南公園、鹿浜区民事務所：北鹿浜公園）	
産業経済部	①各種民間団体との連絡調整 ②食品団体との連絡調整 ③中小企業・事業者の再建促進支援	産業経済部	①各種民間団体との連絡調整 ②食品団体との連絡調整 ③中小企業・事業者の再建促進支援	

各部・公社等 名 称	震災発生1日～3日の応急対策	各部・公社等 名 称	震災発生1日～3日の応急対策	組織改正に伴う修正 及び分掌事務内容の 見直し等
地域のちから推進部	①地域のちから推進部所管施設利用者応急救護 ②所管施設の被害状況調査 ③第二次（福祉）避難所の管理・運営 ④遺体安置所の設置及び遺体の収容 ⑤応急給水槽管理運営（総合スポーツセンター：総合スポーツセンター）	地域のちから推進部	①地域のちから推進部所管施設利用者応急救護 ②所管施設の被害状況調査 ③第二次（福祉）避難所の管理・運営 ④遺体安置所の設置及び遺体の収容 ⑤応急給水槽管理運営（総合スポーツセンター：総合スポーツセンター）	
産業経済部	①各種民間団体との連絡調整 ②食品団体との連絡調整 ③中小企業・事業者の再建促進支援	産業経済部	①各種民間団体との連絡調整 ②食品団体との連絡調整 ③中小企業・事業者の再建促進支援	

各部・公社等 名 称	震災発生4日目以降の応急対策	各部・公社等 名 称	震災発生4日目以降の応急対策	表現の適正化
区民部	①同左 ②より災証明のための家屋被災調査 ③より災証明発行 ④義援金の受領、配分計画及び見舞金の支給 ⑤がれき処理住宅受付 ⑥応急仮設住宅受付 ⑦応急学童保育の実施	区民部	①左記の応急対策業務 ②より災証明のための家屋被災調査 ③より災証明発行 ④義援金の受領、配分計画及び見舞金の支給 ⑤がれき処理住宅受付 ⑥応急仮設住宅受付 ⑦応急学童保育の実施	
産業経済部	①同左	産業経済部	①文化財の保護 ②左記の応急対策業務	

98

現 行

各部・公社等 名 称	震災発生1日～3日の応急対策	震災発生4日目以降の応急対策
福祉部・子ども家庭部	①所管施設利用者の応急救護 ②第一次・第二次避難所開設・運営統括 ③災害時要援護者対策 ④応急給水槽管理運営（千住福祉事務所：千住スポーツ公園、西部福祉事務所：都立舎人公園）	①社会福祉団体連絡調整 ②災害再慰金等支給 ③生活保護受給者等実態調査 ④ 実施 ⑤ 同左
衛生部	①医療部の管理・運営統括 ②医療機関連絡調整 ③医療救護所の設置・運営 ④保健救護班の編成・派遣 ⑤医薬品・医療器材の調達	①被災地消毒、薬剤調達・指導 ②衛生検査 ③食品・環境衛生監視 ④感染症予防 ⑤医療相談所の運営 ⑥動物愛護 ⑦ 同左
環境部	①ごみの処理 ②し尿の処理 ③がれきの処理	①ごみの処理 ②し尿の処理 ③がれきの処理

99

修 正 版

各部・公社等 名 称	震災発生1日～3日の応急対策	震災発生4日目以降の応急対策
福祉部 (削除)	①所管施設利用者の応急救護 ②第一次・第二次(福祉)避難所開設・運営統括 ③災害時要援護者対策 ④応急給水槽管理運営（千住福祉事務所：千住スポーツ公園、西部福祉事務所：都立舎人公園）	①社会福祉団体連絡調整 ②災害再慰金等支給 ③生活保護受給者等実態調査 ④ 左記の応急対策業務
衛生部	①医療部の管理・運営統括 ②医療機関連絡調整 ③医療救護所の設置・運営 ④保健救護班の編成・派遣 ⑤医薬品・医療器材の調達	①被災地消毒、薬剤調達・指導 ②衛生検査 ③食品・環境衛生監視 ④感染症予防 ⑤医療相談所の運営 ⑥動物愛護 ⑦ 左記の応急対策業務
環境部	①ごみの処理 ②し尿の処理 ③がれきの処理	左記の応急対策業務

組織改正に伴う修正
及び分掌事務内容の
見直し、採番修正等

表現の適正化
表現の適正化

99

現 行		修 正 版		修正理由等
各部・公社等 名 称	震災発生1日～3日の応急対策	震災発生4日目以降の応急対策		
土木部	①救出部の管理・運営統括 ②被災家屋からの救出・遺体捜索・搬送 ③土木施設の被害情報収集 ④道路障害物除去 ⑤震災時水防本部の運営 ⑥河川巡視及び排水場施設運転管理 ⑦堤防・護岸の応急対策 ⑧応急給水槽管理運営（西部公園管理事務所：諏訪木東公園）	①土木施設復旧計画及び応急復旧 ②同左		組織改正に伴う修正及び分掌事務内容の見直し、採番修正等
都市整備部	①復旧復興計画準備 ②被災家屋からの救出・遺体捜索・搬送 ③応急危険度判定	①復旧復興計画 ②応急仮設住宅の予定地調査 ③応急仮設住宅建設協議 ④同左		
建築部	①被災家屋からの救出・遺体捜索・搬送 ②応急危険度判定部の管理・運営及び判定 ③建築基準法第84条による建築制限	①被災家屋からの救出・遺体捜索・搬送 ②応急危険度判定部の管理・運営及び応急危険度判定 ③一時住宅の斡旋 ④同左		
資産管理部	①災害対策本部施設（本庁舎）の復旧	①区施設応急復旧 ②学校施設応急復旧		表現の適正化
出納部 （会計管理室）	①物品・現金の出納	①同左 ②災害援護金及び義援金等の受入れ（一時保管）		

表現の適正化

足立区地域防災計画（平成23年度暫定修正版） 新旧対照表

【震災対策編・東海地震事前対策編】

100

現 行		修 正 版		修正理由等
各部・公社等 名 称	震災発生1日～3日の応急対策	震災発生4日目以降の応急対策		
教育委員会	①区立学校・幼稚園及び幼児園被害情報収集 ②学校教育施設被害調査 ③第一次避難所管理・運営 ④社会教育施設利用者応急救護 ⑤所管施設の被害状況調査 ⑥遺体安置所の設置及び遺体の収容	①学校教育施設復旧計画 ②応急教育 ③学用品の支給 ④緊急教育 ⑤学用品の支給 ⑥文化財の保護 ⑦同左	①学校教育施設復旧計画 ②応急教育 ③学用品の支給 ④教育相談 ⑤左記の応急対策業務	組織改正に伴う修正及び分掌事務内容の見直し、採番修正等
議会部 (区議会事務局)	①区議会との情報連絡	①同左	①幼稚園・保育園等の復旧計画 ②応急保育の実施 ③左記の応急対策業務	組織改正に伴う修正及び分掌事務内容の見直し、採番修正等
生涯学習振興公社	①所管施設利用者応急救護 ②所管施設の被害状況調査 ③応急給水槽管理運営(総合スポーツセンター；総合スポーツセンター、東和地域学習センター；大谷田南公園、鹿浜地域学習センター；北鹿浜公園)	①同左		表現の適正化
まちづくり公社	①都市整備部の支援	①同左	左記の応急対策業務 (削除)	削除
勤労福祉サービスセンター	①産業経済部の支援	①同左	左記の応急対策業務	表現の適正化
社会福祉協議会	①福祉・子ども家庭部の支援	①同左	左記の応急対策業務	表現の適正化

現 行		修 正 版				修正理由等																
101	(12) <u>業務継続計画（BCP）との調整</u> 区長は、災害対策と業務継続計画（BCP）における各部の業務を調整する必要があると認める場合は、業務継続調整会議を招集する。同調整会議は、副区長を座長として、災害対策上の緊急業務を優先できるよう会議の出席者を調整する。																					
	第3 職員動員体制 3 震災時における配備体制基準																					
	<table><tr><th>情報体系</th><th>職員動員体制</th><th>危機管理室</th><th>備 考</th></tr><tr><td><u>1 東海地震に関連する調査情報（カラーレベル青）</u></td><td>連絡体制確保</td><td>職員の3分の1</td><td></td></tr><tr><td><u>2 東海地震注意情報（カラーレベル黄）</u></td><td>第二次非常配備体制（職員の4分の1）</td><td>全職員</td><td>危機管理調整会議設置</td></tr><tr><td><u>3 東海地震予知情報【警戒宣言】（カラーレベル赤）</u></td><td>第四次非常配備体制（全職員）</td><td>全職員</td><td>災害対策本部設置</td></tr></table>						情報体系	職員動員体制	危機管理室	備 考	<u>1 東海地震に関連する調査情報（カラーレベル青）</u>	連絡体制確保	職員の3分の1		<u>2 東海地震注意情報（カラーレベル黄）</u>	第二次非常配備体制（職員の4分の1）	全職員	危機管理調整会議設置	<u>3 東海地震予知情報【警戒宣言】（カラーレベル赤）</u>	第四次非常配備体制（全職員）	全職員	災害対策本部設置
	情報体系	職員動員体制	危機管理室	備 考																		
	<u>1 東海地震に関連する調査情報（カラーレベル青）</u>	連絡体制確保	職員の3分の1																			
<u>2 東海地震注意情報（カラーレベル黄）</u>	第二次非常配備体制（職員の4分の1）	全職員	危機管理調整会議設置																			
<u>3 東海地震予知情報【警戒宣言】（カラーレベル赤）</u>	第四次非常配備体制（全職員）	全職員	災害対策本部設置																			
新規追加																						
採番修正																						
名称変更等（気象庁発表）に伴う修正																						
表現の適正化																						
表現の適正化																						

	現 行	修 正 版	修正理由等
104	第7 足立区防災会議の招集 区の地域に災害が発生、または災害が発生するおそれがある場合において、区長は防災会議を招集する。	第6 本部職員の安全管理 <u>各本部員は、災害特有の異常心理下での活動において本部職員が冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。また、二次災害の防止に万全を期するため、安全をチェックする責任者を指定するなど安全管理体制を確保する。</u> 第8 足立区防災会議の招集 区の地域に災害が発生、または災害が発生するおそれがある場合において、区長は<u>必要に応じて</u>防災会議を招集する。	新規追加 採番修正 表現の適正化
105	第8 災害救助法の適用 (3) 被災世帯の算出基準 ア. … (略) …	第9 災害救助法の適用 3 被災世帯の算出基準 <u>(1) 算出基準</u> … (略) …	採番修正 採番修正 新規追加

	現 行	修 正 版	修正理由等
106	第4節 情報収集・伝達（政策経営部・危機管理室（情報収集指令室）・区民部・都市整備部・建築部・総務部・各機関） 第1 区の情報収集・伝達体制 1. 災害直後の情報収集 （1）勤務時間内の場合 ア. <u>区</u>危機管理室は、…（略）…を調査する。（資料編 情報連絡図 72頁 参照）防災関係機関は無線局管理責任者を決めておく。	第1節 情報収集・伝達（政策経営部、総務部、危機管理室（情報収集指令室）、区民部、<u>都市建設部</u>、各機関） 第1 区の情報収集・伝達体制 1 災害直後の情報収集 <u>（1）勤務時間内の場合</u> ア <u>（削除）</u>危機管理室は、…（略）…を調査する。 （資料編 <u>地域防災無線系統図及び情報連絡図</u> 参照） <u>イ</u> 防災関係機関は、無線局管理責任者を決めておく。	組織改正に伴う修正 削除 誤記修正 項目追加
108	第3 災害報告 <u>1.</u> 情報収集指令室は、…（略）…。	第3 災害報告 <u>（削除）</u> 情報収集指令室は、…（略）…。	削除
109	<u>2.</u> 報告すべき災害 <u>3.</u> 報告すべき事項 <u>4.</u> 報告の方法 <u>5.</u> 報告の種類・期限等 <u>6.</u> 被害程度の認定基準	<u>1</u> 報告すべき災害 <u>2</u> 報告すべき事項 <u>3</u> 報告の方法 <u>4</u> 報告の種類・期限等 <u>5</u> 被害程度の認定基準	採番修正 採番修正 採番修正 採番修正 採番修正
111	（4）その他 シ. 「船舶被害」とは、<u>ろ・かい</u>のみをもって運転する舟以外の舟で、…（略）…。	（4）その他 シ 「船舶被害」とは、<u>ろ（槽）・かい（糶）</u>のみをもって運転する舟以外の舟で、…（略）…。	表現の適正化

	現 行	修 正 版	修正理由等
112	第5節 災害広報（政策経営部・警視庁第六方面本部・千住・西新井・綾瀬・竹の塚警察署・東京消防庁第六消防方面本部・千住・足立・西新井消防署・東京ガス東部支店・都水道局東部第二支所足立営業所・首都高速道路） 第1 区の広報活動（政策経営部） 1. 地震発生直後の広報 (1) <u>区</u>防災センターは…（略）…のコミュニケーションチャネルを通じて、区民に伝達する。	第5節 災害広報（政策経営部、都水道局東部第二支所足立営業所、警視庁第六方面本部、千住・西新井・綾瀬・竹の塚警察署、東京消防庁第六消防方面本部、千住・足立・西新井消防署、東京ガス<u>株式会社</u>東部支店、首都高速道路<u>株式会社</u>） 第1 区の広報活動（政策経営部） 1 地震発生直後の広報 (1) <u>(削除)</u> 防災センターは…（略）…のコミュニケーションチャネル、<u>足立区ホームページ、シティビジョン、広報車等</u>を通じて、区民に伝達する。	表現の適正化 表現の適正化
113	2. 区災害対策本部設置後の広報 (1) <u>本部</u>は…（略）…。 (2) <u>本部</u>は…（略）…。 (3) <u>部</u>は…（略）…。 3. 地震発生数日後からの広報 (1) 政策経営部は、…（略）…をとりまとめ、<u>被災者</u>への広報活動を行う。	2 <u>(削除)</u> 災害対策本部設置後の広報 (1) <u>災害対策</u>本部は…（略）…。 (2) <u>災害対策</u>本部は…（略）…。 (3) <u>災害対策部</u>は…（略）…。 3 地震発生数日後からの広報 (1) 政策経営部は、…（略）…をとりまとめ、<u>区民</u>への広報活動を行う。	削除 表現の適正化 表現の適正化 表現の適正化 表現の適正化

現 行					修 正 版					修正理由等	
4. 復旧期の広報					5 広報媒体及び活用方法						
(2) 広報媒体及び活用方法					5 広報媒体及び活用方法						
媒体名	広 報 内 容	数 量	方 法	媒 体 名	広 報 内 容	数 量	方 法	あだち広報	事後の知識 事後の処理事項	区内全世帯	全戸配付
チラシ	事後の処理事項	20,000～ 50,000部	町会自治会 配付(回覧)	チラシ	事後の処理事項	20,000～ 50,000部	町会自治会 配付(回覧)	ポスター	災害状況・物資配給 状況・救護・衛生など	200～500枚	巡回して要所に掲 示
ポスター	災害状況・物資配給状況・ 救護・衛生など	200～500枚	巡回して要所に掲 示	ポスター	災害状況・物資配給 状況・救護・衛生など	200～500枚	巡回して要所に掲 示	広報車	避難勧告の指示・命令・ 誘導	1台 (緊急指定車両)	巡回して要所に放 送
広報車	避難勧告の指示・命令・誘導	1台(緊急指定車両)	巡回して要所に放 送	テレビ・ ラジオ	緊急を要する突発事項 (事後の対策に使用)	テレビ 6局 ラジオ 4局	都広報室報道課より各 局に連絡	写真	災害状況の記録 (事後の対策に使用)	カメラ 3台	現場を撮影
テレビ・ ラジオ	緊急を要する突発事項 (事後の対策に使用)	テレビ 6局 ラジオ 4局	都広報室報道課より各 局に連絡	写真	災害状況の記録 (事後の対策に使用)	カメラ 3台	現場を撮影	日刊新聞	災害状況・区の対応等	6社(朝日・産経・ 東京・毎日・読売・ 日経)	発表
日刊新聞	災害状況・区の対応等	6社(朝日・産経・ 東京・毎日・読売・ 日経)	発表	区防災行政無線 同報系放送	災害情報の伝達	放送カ所138カ所 (183局)	区内配置の無線局 スピーカーからの 放送	圏ケーブルテレビ 足立	災害情報の伝達・ 収集	393台	個別受信機 で提供
圏ケーブルテレビ 足立	災害情報の伝達・ 収集	393台	個別受信機 で提供	足立区ホーム ページ	事後の知識 事後の処理事項 災害状況・物資配給状況 情報の収集	インターネット利用 者	ホームページに掲 載	Aメール	災害情報・避難情報の伝達 等	登録者数	電子メールによる 一斉配信
足立区ホーム ページ	事後の知識 事後の処理事項 災害状況・物資配給状況 情報の収集	インターネット利用 者	ホームページに掲 載	Aメール	災害情報・避難情報の伝達 等	登録者数	電子メールによる 一斉配信	緊急速報エリア メール	災害・避難情報	エス・ティ・ティ・ ドコモ携帯電話利用 者	電子メールによる 一斉配信

	現 行	修 正 版	修正理由等
114	<u>(3)</u> 区が発行する…(略) …。 <u>(4)</u> 報道機関への対応 政策経営部は…(略) …定期的に行う。 <u>5.</u> 情報障がい者への広報 災害時要援護者のうち聴覚、…(略) …行う。	<u>(1) 広報誌等の印刷</u> 区が発行する…(略) …。 <u>(2) 報道機関への対応</u> 政策経営部は…(略) …定期的に行う。 <u>また、電話、FAX、電子メール等を活用して、随時情報提供を行う。</u> <u>6</u> 情報障がい者への広報 災害時要援護者のうち聴覚、…(略) …行う。	新規追加及び採番修正 採番修正 新規追加 採番修正
116	第6節 応援要請と受け入れ体制（区民部・各部・各機関） 第1 都及び防災関係機関への災害派遣要請 1. 都への応援要請 <u>1) 本部長（区長）</u>は…(略) …。	第6節 応援要請と受け入れ体制（区民部、各部、各機関） 第1 都及び防災関係機関への災害派遣要請 1 都への応援要請 <u>(削除) 災害対策本部長（区長）</u>は…(略) …。	削除及び表現の適正化
117	2. 区内防災関係機関 <u>本部長</u>は、…(略) …。 3. 相互応援協定締結自治体 <u>本部長</u>は、…(略) …に基づき行なう。 協定先：新潟県魚沼市、栃木県鹿沼市、千葉県鋸南町、栃木県那須塩原市、栃木県日光市、<u>埼玉県八潮市、特別区、千葉県山梨県山中湖村、埼玉県山梨県日光市、千葉県富津市、長野県山ノ内町、埼玉県川口市、草加市、蔵市、戸田市、<u>埼玉県山梨県山中湖村、福島県相馬市</u></u>	2 区内防災関係機関 <u>災害対策</u>本部長は、…(略) …。 3 相互応援協定締結自治体 <u>災害対策</u>本部長は、…(略) …に基づき行なう。 【協定先】 新潟県魚沼市、栃木県鹿沼市、千葉県鋸南町、栃木県那須塩原市、<u>埼玉県八潮市、特別区、栃木県日光市、山梨県山中湖村、千葉県富津市、長野県山ノ内町、埼玉県川口市、草加市、蔵市、戸田市、(削除)、福島県相馬市、宮城県美里町、<u>岐阜県多治見市</u></u>	表現の適正化 協定締結順に入替及び鳩ヶ谷市の川口市への編入合併に伴う修正(削除)、新規協定締結自治体の追加

現 行	修 正 版	修正理由等
118 5. 民間協力機関 民間協力機関との…（略）…要請する。 <u>協定先：1 足立区医師会（要請者：衛生部長）</u> <u>…（略）…</u>	5 民間協力機関 民間協力機関との…（略）…要請する。 <u>協定先は、以下のとおりである。（【 】内は、要請者となる部長名）</u> ＜協定先【要請者】＞ <u>1</u> 郵便事業株式会社【総務部長】 <u>2</u> 東京都トラック協会 足立支部【区民部長】 <u>3</u> 足立区医師会【衛生部長】 <u>4</u> 足立区歯科医師会【衛生部長】 <u>5</u> 足立区薬剤師会【衛生部長】 <u>6</u> 東京都獣医師会 足立支部【衛生部長】 <u>7</u> 足立区柔道接骨師会【衛生部長】 <u>8</u> 日本ストーマ用品協会【福祉部長】 <u>9</u> 株式会社星医療酸器 東京事業所【福祉部長】 <u>10</u> 足立建設業協会【都市建設部長】 <u>11</u> 株式会社セレスポ【総務部長】 <u>12</u> 東京都管工事工業協同組合【都市建設部長】 <u>13</u> 株式会社似鳥工務店【都市建設部長】 <u>14</u> 足立区電気工事業協会【都市建設部長】 <u>15</u> 首都圏建設産業ユニオン 城北支部【都市建設部長】 <u>16</u> 東京都米穀小売商業組合 足立支部【総務部長】 <u>17</u> 足立区麺類組合連合会【総務部長】 <u>18</u> 足立薬業協同組合（粉ミルク）【総務部長】	新規追加 新規協定締結機関の追加、解散締結機関の削除、組織改正に伴う修正、誤記修正及び表現の適正化等

現 行	修 正 版	修正理由等
	19 東京スマイル農業協同組合 足立支店【総務部長】 20 足立区商店街振興組合連合会【産業経済部長】 21 <u>株式会社</u>サンベルクス【産業経済部長】 22 <u>株式会社</u>マイカル（西新井サティ）【産業経済部長】 23 <u>株式会社</u>イトヨーカ堂【産業経済部長】 24 サントリーフーズ<u>株式会社</u>【総務部長】 25 <u>株式会社</u>ダイエー（北千住トボス）【産業経済部長】 26 <u>アサヒカルピスビバレッジ株式会社</u>【総務部長】 27 東京都エルピーガス協会 足立支部【総務部長】 28 東京都燃料小売商業組合 北千住支部【総務部長】 29 学校法人 東京朝鮮<u>学園</u>（東京朝鮮第四初中級学校） 【福祉部長】 30 東京都立城北特別支援学校【福祉部長】 31 東京都立南花畑特別支援学校【福祉部長】 32 社会福祉法人 聖風会（<u>千住桜花苑</u>）【福祉部長】 33 <u>社会福祉法人 聖風会（足立新生苑）</u>【福祉部長】 34 <u>社会福祉法人 蒼生会（さの）</u>【福祉部長】 35 <u>社会福祉法人 白寿会（プレミアム扇）</u>【福祉部長】 36 <u>社会福祉法人 杉の子（中央本町杉の子園）</u>【福祉部長】 37 <u>社会福祉法人 ファミリー（ハピネスあだち）</u> 【福祉部長】 38 <u>社会福祉法人 はとせふ（はるかぜ）</u>【福祉部長】 39 <u>社会福祉法人 健修会（イーストピア東和）</u>【福祉部長】	

現 行	修 正 版	修正理由等
	40 <u>社会福祉法人 武尊会（伊興園）【福祉部長】</u> 41 学校法人 三幸学園（東京未来大学）【福祉部長】 42 国立大学法人 東京芸術大学【福祉部長】 43 学校法人 足立学園【福祉部長】 44 学校法人 潤徳学園【福祉部長】 45 <u>学校法人 帝京科学大学【福祉部長】</u> 46 足立区ろう者福祉推進合同委員会【福祉部長】 47 浄化槽清掃事業関係【環境部長】 ①<u>株式会社正丸組</u> ④<u>株式会社丸三興業</u> ②<u>東武清掃株式会社</u> ⑤<u>鹿浜興業株式会社</u> ③<u>東栄興業株式会社</u> ⑥<u>有限会社環境衛生協会</u> 48 株式会社ケーブルテレビ足立【産業経済部長】 49 東京都理容生活衛生同業組合 足立支部【福祉部長】 50 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合 足立支部 【衛生部長】 51 特定非営利活動法人 総合生活環境支援センター 【環境部長】 52 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合【区民部長】 53 <u>有限会社ホットスタッフ【都市建設部長】</u> 54 足立貨物運送事業協同組合【区民部長】 55 <u>社団法人 全国霊柩車自動車協会</u> 【<u>地域のちから推進部長</u>】	

	現 行	修 正 版	修正理由等
119	第2 自衛隊への災害派遣要請 1. 派遣要請 (1) <u>本部長（区長）</u>は…（略）…。	第2 自衛隊への災害派遣要請 1 派遣要請 (1) <u>災害対策本部長（区長）</u>は…（略）…。	表現の適正化
120	第3 要請・<u>通知</u>先一覧 <u>表（略）</u>	第3 要請・<u>連絡</u>先一覧 <u>要請・連絡先一覧は、資料編 要請・連絡先一覧のとおりである。</u> <u>(削除)</u>	表現の適正化 新規追加 ※要請・連絡先一覧の表は、資料編に移行
125	第4 受け入れ体制の整備 <u>(2) 本部長</u>は、…（略）…。 <u>(3) 本部長</u>は、…（略）…。	第4 受け入れ体制の整備 <u>2 災害対策</u>本部長は、…（略）…。 <u>3 災害対策</u>本部長は、…（略）…。	表現の適正化及び採番修正
	第7節 防災ボランティアの活用（総務部・<u>社会福祉協議会・各部</u>） 第3 ボランティアの受け入れ <u>(1) 区</u>総務部、足立区社会福祉協議会は、…（略）…足立区防災センター近傍に、ボランティアセンターを設置する。	第7節 防災ボランティアの活用（総務部、<u>各部、社会福祉協議会</u>） 第3 ボランティアの受け入れ <u>1 (削除)</u> 総務部、足立区社会福祉協議会は、…（略）…足立区防災センター近傍に<u>災害</u>ボランティアセンターを設置する。	記載順の変更 表現の適正化及び採番修正

	現 行	修 正 版	修正理由等
128	第2章 消火・危険物・避難誘導対策 第2節 震災消防計画（東京消防庁第六消防方面本部・千住・足立・西新井消防署・千住・足立・西新井消防団・<u>福祉部・子ども家庭部</u>・千住・足立・西新井消防ボランティア） 第3 震災消防活動体制の確立 常設している警防本部、方面隊本部、署隊本部が、 …（略）…。 第7 消防団の活動 4. 消火活動 …（略）…消火活動及び避難道路防護活動は、 第10 大規模災害時における道府県からの応援部隊の活動	第2章 消火・危険物・避難誘導対策 第2節 震災消防計画（<u>（削除）</u>東京消防庁第六消防方面本部・千住・足立・西新井消防署、千住・足立・西新井消防団、千住・足立・西新井消防ボランティア） 第3 震災消防活動体制の確立 常設している警防本部、方面隊本部、署隊本部は、 …（略）…。 第7 消防団の活動 4 消火活動 …（略）…消火活動及び避難道路防護活動を、 第10 大規模災害時における道府県からの応援部隊の活動	誤記修正（削除） 誤記修正 誤記修正 名称変更
129	第7 消防団の活動 4. 消火活動 …（略）…消火活動及び避難道路防護活動は、	第7 消防団の活動 4 消火活動 …（略）…消火活動及び避難道路防護活動を、	誤記修正
130	第10 大規模災害時における道府県からの応援部隊の活動	第10 大規模災害時における道府県からの応援部隊の活動	誤記修正

現 行		修 正 版	修正理由等
130	第3節 危険物応急対策計画（千住・西新井・綾瀬、竹の塚警察署・千住・足立・西新井消防署・各部） 第1 計画の方針 各種災害により、危険物及び火薬、高圧ガス保管施設、放射線施設、毒物劇物保管施設等被災し、	第3節 危険物応急対策計画（<u>各部</u>、千住・西新井・綾瀬・竹の塚警察署、千住・足立・西新井消防署） 第1 計画の方針 各種災害により、危険物及び火薬、高圧ガス保管施設、放射線施設、毒物劇物保管施設等が被災し、	記載順の変更
131	第3 危険物、毒物劇物取扱施設等の応急措置 関係事業所の…（略）…対処する。 <u>イ</u>.混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動要領、異常反応及びタンク破損等に<u>よる</u>流出、浸水等に<u>より</u>広域拡散の防止措置と応急対策 <u>ウ</u>.危険物による災害発生時に自主防災組織と活動要領の確立	第3 危険物、毒物劇物取扱施設等の応急措置 <u>1 措置事項</u> 関係事業所の…（略）…対処する。 <u>(2)</u> 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動要領、異常反応及びタンク破損等に<u>伴う</u>流出、浸水等<u>による</u>広域拡散の防止措置と応急対策 <u>(3)</u> 危険物による災害発生時に<u>おける</u>自主防災組織と活動要領の確立	新規追加 表現の適正化及び採番修正 表現の適正化及び採番修正
132	4 危険物輸送車両等の応急対策計画 (2) 核燃料物質輸送車両の応急対策 核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合、国の関係省庁<u>からなる</u>安全対策が取られる。 イ.事故時の対応措置 事故の通報を<u>受けると</u>、…（略）…。	4 危険物輸送車両等の応急対策計画 (2) 核燃料物質輸送車両の応急対策 核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合、国の関係省庁<u>による</u>安全対策が取られる。 イ 事故時の対応措置 事故の通報を<u>受けた場合は</u>、…（略）…。	表現の適正化 表現の適正化

	現 行	修 正 版	修正理由等
134	第 4 節 避難誘導計画（総務部・<u>衛生部</u>・<u>区民部</u>・千住、西新井、綾瀬、竹の塚警察署・千住、足立、西新井消防署・千住、足立、西新井消防団） 第 2 避難の勧告<u>および</u>指示等 2. 避難の勧告<u>および</u>指示 （1）区の地域において…（略）…、地域、避難経路、避難場所を定めて避難の勧告<u>または</u>指示をする。 第 3 避難誘導 4. ホール、駅等集客施設の避難は…（略）…。	第 4 節 避難誘導計画（総務部、<u>区民部</u>、<u>衛生部</u>、千住・西新井・綾瀬・竹の塚警察署、千住・足立・西新井消防署、千住・足立・西新井消防団） 第 2 避難の勧告<u>及び</u>指示等 2 避難の勧告<u>及び</u>指示 （1）区の地域において、…（略）…、地域、避難経路、避難場所（<u>津波、河川はん濫の場合は、高所や高層建物を含む。</u>）を定めて、避難を勧告<u>又は</u>指示する。 第 3 避難誘導 <u>4 ホール、駅等集客施設の避難</u> ホール、駅等集客施設の避難は…（略）…。	順番の入れ替え 言い回しの統一 言い回しの統一 新規追加 言い回しの統一 新規追加

現 行		修 正 版		修正理由等																																			
139	第3章 救出・医療救護 第2節 救出・救助（救出部・千住・西新井・綾瀬、竹の塚警察署・千住・足立、西新井消防署・千住、足立、西新井消防団・自衛隊・まちづくり公社・足立建設業協会・<u>足立解体協会</u>） 〔救出・救助実施主体〕	第3章 救出・医療救護 第2節 救出・救助（救出部、千住・西新井・綾瀬・竹の塚警察署、千住・足立・西新井消防署、千住・足立・西新井消防団、自衛隊、<u>財団法人</u>まちづくり公社、<u>足立建設業協会</u>、<u>（削除）</u>） 〔救出・救助実施主体〕	解散締結機関の削除及び表現の適正化																																				
<table><tr><th>救 出 部</th><th colspan="2">救 出 活 動 の 全 体 調 整</th></tr><tr><td>区主担当</td><td><u>区土木部</u></td><td>救出部の管理・運営、情報収集 全体調整、救出活動計画、救出・救助活動 行方不明者の捜索</td></tr><tr><td>主担当</td><td>警察署 消防署</td><td>救出・救助活動、行方不明者の捜索</td></tr><tr><td>区 担 当</td><td><u>区緊急災害対策本部</u>、<u>区都市整備部</u>、<u>区建築部</u></td><td>救出・救助活動、搬送、行方不明者の捜索</td></tr><tr><td>担 当</td><td>自衛隊</td><td>救出・救助活動支援、搬送、行方不明者の捜索</td></tr><tr><td rowspan="4">支援機関</td><td><u>（財）まちづくり公社</u></td><td>行方不明者の捜索、救出・救助活動支援、搬送</td></tr><tr><td>東京都災害対策本部</td><td>救出・救助活動調整支援</td></tr><tr><td>消防団</td><td>救出・救助活動、負傷者等搬送支援、行方不明者の捜索</td></tr><tr><td>防災区民組織 事業所自衛消防隊 足立建設業協会 足立解体協会</td><td>自主的な救出・救助活動、搬送、行方不明者の捜索 災害時要援護者施設等救出・救助活動 支援 救出・救助活動支援</td></tr></table>		救 出 部	救 出 活 動 の 全 体 調 整		区主担当	<u>区土木部</u>	救出部の管理・運営、情報収集 全体調整、救出活動計画、救出・救助活動 行方不明者の捜索	主担当	警察署 消防署	救出・救助活動、行方不明者の捜索	区 担 当	<u>区緊急災害対策本部</u> 、 <u>区都市整備部</u> 、 <u>区建築部</u>	救出・救助活動、搬送、行方不明者の捜索	担 当	自衛隊	救出・救助活動支援、搬送、行方不明者の捜索	支援機関	<u>（財）まちづくり公社</u>	行方不明者の捜索、救出・救助活動支援、搬送	東京都災害対策本部	救出・救助活動調整支援	消防団	救出・救助活動、負傷者等搬送支援、行方不明者の捜索	防災区民組織 事業所自衛消防隊 足立建設業協会 足立解体協会	自主的な救出・救助活動、搬送、行方不明者の捜索 災害時要援護者施設等救出・救助活動 支援 救出・救助活動支援	<table><tr><th>救 出 部</th><th>救 出 活 動 の 全 体 調 整</th></tr><tr><td>区主担当</td><td><u>都市建設部</u> ○救出部の管理・運営 ○情報収集 ○全体調整 ○救出活動計画 ○救出・救助活動行方不明者の捜索</td></tr><tr><td>主 担 当</td><td>警察署 ○救出・救助活動 ○行方不明者の捜索 消防署 ○救出・救助活動、搬送 ○行方不明者の捜索</td></tr><tr><td>区 担 当</td><td>緊急災害対策本部、<u>都市建設部</u>、<u>都市建設部（建築室）</u> ○救出・救助活動支援、搬送 ○行方不明者の捜索</td></tr><tr><td>担 当</td><td>自衛隊 ○救出・救助活動支援、搬送 ○行方不明者の捜索</td></tr><tr><td>支援機関</td><td><u>財団法人</u>まちづくり公社 東京都災害対策本部 消防団 ○救出・救助活動調整支援 ○救出・救助活動 ○負傷者等搬送支援 ○行方不明者の捜索 ○自主的な救出・救助活動、搬送 ○行方不明者の捜索 ○災害時要援護者施設等救出・救助活動 救出・救助活動支援</td></tr></table>	救 出 部	救 出 活 動 の 全 体 調 整	区主担当	<u>都市建設部</u> ○救出部の管理・運営 ○情報収集 ○全体調整 ○救出活動計画 ○救出・救助活動行方不明者の捜索	主 担 当	警察署 ○救出・救助活動 ○行方不明者の捜索 消防署 ○救出・救助活動、搬送 ○行方不明者の捜索	区 担 当	緊急災害対策本部、 <u>都市建設部</u> 、 <u>都市建設部（建築室）</u> ○救出・救助活動支援、搬送 ○行方不明者の捜索	担 当	自衛隊 ○救出・救助活動支援、搬送 ○行方不明者の捜索	支援機関	<u>財団法人</u> まちづくり公社 東京都災害対策本部 消防団 ○救出・救助活動調整支援 ○救出・救助活動 ○負傷者等搬送支援 ○行方不明者の捜索 ○自主的な救出・救助活動、搬送 ○行方不明者の捜索 ○災害時要援護者施設等救出・救助活動 救出・救助活動支援	組織改正に伴う修正及び表現の適正化
救 出 部	救 出 活 動 の 全 体 調 整																																						
区主担当	<u>区土木部</u>	救出部の管理・運営、情報収集 全体調整、救出活動計画、救出・救助活動 行方不明者の捜索																																					
主担当	警察署 消防署	救出・救助活動、行方不明者の捜索																																					
区 担 当	<u>区緊急災害対策本部</u> 、 <u>区都市整備部</u> 、 <u>区建築部</u>	救出・救助活動、搬送、行方不明者の捜索																																					
担 当	自衛隊	救出・救助活動支援、搬送、行方不明者の捜索																																					
支援機関	<u>（財）まちづくり公社</u>	行方不明者の捜索、救出・救助活動支援、搬送																																					
	東京都災害対策本部	救出・救助活動調整支援																																					
	消防団	救出・救助活動、負傷者等搬送支援、行方不明者の捜索																																					
	防災区民組織 事業所自衛消防隊 足立建設業協会 足立解体協会	自主的な救出・救助活動、搬送、行方不明者の捜索 災害時要援護者施設等救出・救助活動 支援 救出・救助活動支援																																					
救 出 部	救 出 活 動 の 全 体 調 整																																						
区主担当	<u>都市建設部</u> ○救出部の管理・運営 ○情報収集 ○全体調整 ○救出活動計画 ○救出・救助活動行方不明者の捜索																																						
主 担 当	警察署 ○救出・救助活動 ○行方不明者の捜索 消防署 ○救出・救助活動、搬送 ○行方不明者の捜索																																						
区 担 当	緊急災害対策本部、 <u>都市建設部</u> 、 <u>都市建設部（建築室）</u> ○救出・救助活動支援、搬送 ○行方不明者の捜索																																						
担 当	自衛隊 ○救出・救助活動支援、搬送 ○行方不明者の捜索																																						
支援機関	<u>財団法人</u> まちづくり公社 東京都災害対策本部 消防団 ○救出・救助活動調整支援 ○救出・救助活動 ○負傷者等搬送支援 ○行方不明者の捜索 ○自主的な救出・救助活動、搬送 ○行方不明者の捜索 ○災害時要援護者施設等救出・救助活動 救出・救助活動支援																																						

	現 行	修 正 版	修正理由等
139	第2 救出・救助情報の収集及び対応 (1) <u>区</u>救出部の設置 発災後、すみやかに…(略)…を行う。区の主担当は<u>土木部</u>とし、…(略)…。 (2) 情報収集・集約 救出部は、…(略)…、区民事務所、<u>被災者</u>等から…(略)…。 (4) 救出・救助活動 <u>オ.区土木部、区都市整備部、区建築部、(財)まちづくり公社</u>は、…(略)…。 <u>キ.足立建設業協会及び足立解体協会は</u>、…(略)…。	第2 救出・救助情報の収集及び対応 <u>1 (削除)</u> 救出部の設置 発災後、すみやかに…(略)…を行う。区の主担当は<u>都市建設部</u>とし、…(略)…。 <u>2 情報収集・集約</u> 救出部は、…(略)…、区民事務所、<u>区民</u>等から…(略)…。 <u>4 救出・救助活動</u> <u>(5) 都市建設部、財団法人まちづくり公社</u>は、…(略)…。 <u>(7) 足立建設業協会 (削除)</u> は、…(略)…。	削除及び採番修正 組織改正に伴う修正採番修正 表現の適正化 採番修正 組織改正に伴う修正等 解散締結機関の削除及び採番修正
144	第3節 医療救護（…(略)…） 第2 医療・救護情報の収集及び対応 <u>(4)</u> 医療救護班の編成及び対応 オ. …(略)…。また、<u>区本部長</u>から要請があったときは、…(略)…。 カ. 足立区柔道接骨師会は、<u>区本部長</u>から要請があったときは、…(略)…。 <u>(6)</u> 病院被災度判定及び入院患者等の避難誘導 <u>区</u>災害対策本部長は、稼動している病院建物の応急危険度判定を、<u>区建築部</u>に指示し、…(略)…。	第3節 医療救護（…(略)…） 第2 医療・救護情報の収集及び対応 <u>4 医療救護班の編成及び対応</u> <u>(5)</u> …(略)…。また、<u>災害対策</u>本部長から要請があったときは、…(略)…。 <u>(6)</u> 足立区柔道接骨師会は、<u>災害対策</u>本部長から要請があったときは、…(略)…。 <u>6 病院被災度判定及び入院患者等の避難誘導</u> <u>(削除)</u> 災害対策本部長は、稼動している病院建物の応急危険度判定を、<u>都市建設部 (建築室)</u> に指示し、…(略)…。	採番修正 表現の適正化及び採番修正 修正 表現の適正化及び採番修正 修正 採番修正 削除 組織改正に伴う修正

現 行		修 正 版	修正理由等
145	第4節 患者搬送・医薬品調達（区民部・医療部・自衛隊・東京消防庁第六消防方面本部・千住、足立、西新井消防署・警視庁第六方面本部・千住、西新井、綾瀬、竹の塚警察署） <u>(1)</u> 患者の搬送 病院、医療救護所等における…（略）…民間救急車等による<u>陸送</u>、自衛隊や東京消防庁、警察機関、民間機関等のヘリコプターなどによる<u>空路</u>からの<u>搬送等</u>を、緊急に実施する。	第4節 患者搬送・医薬品調達（区民部、医療部、警視庁第六方面本部、千住・西新井・綾瀬・竹の塚警察署、東京消防庁第六消防方面本部、千住・足立・西新井消防署、自衛隊） <u>第1</u> 患者の搬送 病院、医療救護所等における…（略）…民間救急車等による<u>陸路での搬送</u>、自衛隊や東京消防庁、警察機関、民間機関等のヘリコプターなどによる<u>空路での搬送等</u>を、緊急に実施する。	採番修正 表現の適正化 表現の適正化

現 行		修 正 版		修正理由等																														
147	第 4 章 道路の障害物除去・交通規制 第 2 節 道路の障害物除去（国土交通省東京国道事務所・都第六建設事務所・土木部・首都高速道路・足立建設協会・<u>足立解体協会</u>・東京電力上野支社・NTT 東日本<u>東京東</u>・自衛隊・ホットスタッフ）	第 4 章 道路の障害物除去・交通規制 第 2 節 道路の障害物除去（都市建設部、都第六建設事務所、国土交通省東京国道事務所、自衛隊、NTT 東日本一東京、東京電力株式会社上野支社、首都高速道路株式会社、（削除）、有限会社 ホットスタッフ）																																
<table><tr><td>主担当</td><td>都第六建設事務所</td><td>○緊急道路障害物除去の作業計画 ○道路状況調査及び情報収集 ○全体調査 ○緊急道路障害物除去路線の除去作業の実施</td></tr><tr><td>区主担当</td><td><u>区土木部</u></td><td>○道路障害物除去の活動計画 ○道路状況調査及び情報収集・調整、緊急障害物除去道路以外の区道の道路障害物除去、解体協会への要請</td></tr><tr><td>国道担当</td><td>国土交通省東京国道事務所</td><td>国道 4 号線の道路障害物除去</td></tr><tr><td>首都高速道路担当</td><td>首都高速道路株式会社</td><td>首都高速道路の道路障害物除去</td></tr><tr><td>支援機関</td><td>緊急道路障害物除去作業協定企業者 [日本道路建設協会加盟の業者] [東京建設協会加盟の業者] [東京都中小建設協会加盟の業者] 足立建設協会 <u>足立解体協会</u> 東京電力 NTT 東日本 自衛隊 ホットスタッフ</td><td>道路障害物除去作業</td></tr></table>		主担当	都第六建設事務所	○緊急道路障害物除去の作業計画 ○道路状況調査及び情報収集 ○全体調査 ○緊急道路障害物除去路線の除去作業の実施	区主担当	<u>区土木部</u>	○道路障害物除去の活動計画 ○道路状況調査及び情報収集・調整、緊急障害物除去道路以外の区道の道路障害物除去、解体協会への要請	国道担当	国土交通省東京国道事務所	国道 4 号線の道路障害物除去	首都高速道路担当	首都高速道路株式会社	首都高速道路の道路障害物除去	支援機関	緊急道路障害物除去作業協定企業者 [日本道路建設協会加盟の業者] [東京建設協会加盟の業者] [東京都中小建設協会加盟の業者] 足立建設協会 <u>足立解体協会</u> 東京電力 NTT 東日本 自衛隊 ホットスタッフ	道路障害物除去作業	<table><tr><td>主 担 当</td><td>都第六建設事務所</td><td>○緊急道路障害物除去の作業計画 ○道路状況調査及び情報収集 ○全体調査 ○緊急道路障害物除去路線の除去作業の実施</td></tr><tr><td>区主担当</td><td>都市建設部</td><td>○道路障害物除去の活動計画 ○道路状況調査及び情報収集・調整 ○緊急障害物除去道路以外の区道の道路障害物除去</td></tr><tr><td>国道担当</td><td>国土交通省東京国道事務所</td><td>国道 4 号線の道路障害物除去</td></tr><tr><td>首都高速道路担当</td><td>首都高速道路株式会社</td><td>首都高速道路の道路障害物除去</td></tr><tr><td>支援機関</td><td>緊急道路障害物除去作業協定企業者 日本道路建設協会加盟の業者 東京建設協会加盟の業者 東京都中小建設協会加盟の業者 足立建設協会 東京電力株式会社 上野支社 NTT 東日本一東京 自衛隊 有限会社 ホットスタッフ</td><td>道路障害物除去作業</td></tr></table>			主 担 当	都第六建設事務所	○緊急道路障害物除去の作業計画 ○道路状況調査及び情報収集 ○全体調査 ○緊急道路障害物除去路線の除去作業の実施	区主担当	都市建設部	○道路障害物除去の活動計画 ○道路状況調査及び情報収集・調整 ○緊急障害物除去道路以外の区道の道路障害物除去	国道担当	国土交通省東京国道事務所	国道 4 号線の道路障害物除去	首都高速道路担当	首都高速道路株式会社	首都高速道路の道路障害物除去	支援機関	緊急道路障害物除去作業協定企業者 日本道路建設協会加盟の業者 東京建設協会加盟の業者 東京都中小建設協会加盟の業者 足立建設協会 東京電力 株式会社 上野支社 NTT 東日本 一東京 自衛隊 有限会社 ホットスタッフ	道路障害物除去作業
主担当	都第六建設事務所	○緊急道路障害物除去の作業計画 ○道路状況調査及び情報収集 ○全体調査 ○緊急道路障害物除去路線の除去作業の実施																																
区主担当	<u>区土木部</u>	○道路障害物除去の活動計画 ○道路状況調査及び情報収集・調整、緊急障害物除去道路以外の区道の道路障害物除去、解体協会への要請																																
国道担当	国土交通省東京国道事務所	国道 4 号線の道路障害物除去																																
首都高速道路担当	首都高速道路株式会社	首都高速道路の道路障害物除去																																
支援機関	緊急道路障害物除去作業協定企業者 [日本道路建設協会加盟の業者] [東京建設協会加盟の業者] [東京都中小建設協会加盟の業者] 足立建設協会 <u>足立解体協会</u> 東京電力 NTT 東日本 自衛隊 ホットスタッフ	道路障害物除去作業																																
主 担 当	都第六建設事務所	○緊急道路障害物除去の作業計画 ○道路状況調査及び情報収集 ○全体調査 ○緊急道路障害物除去路線の除去作業の実施																																
区主担当	都市建設部	○道路障害物除去の活動計画 ○道路状況調査及び情報収集・調整 ○緊急障害物除去道路以外の区道の道路障害物除去																																
国道担当	国土交通省東京国道事務所	国道 4 号線の道路障害物除去																																
首都高速道路担当	首都高速道路株式会社	首都高速道路の道路障害物除去																																
支援機関	緊急道路障害物除去作業協定企業者 日本道路建設協会加盟の業者 東京建設協会加盟の業者 東京都中小建設協会加盟の業者 足立建設協会 東京電力 株式会社 上野支社 NTT 東日本 一東京 自衛隊 有限会社 ホットスタッフ	道路障害物除去作業																																

	現 行	修 正 版	修正理由等
148	第 1 活動方針 国土交通省東京国道事務所、都第六建設事務所及び<u>区土木部</u>は、…（略）…。 第 2 道路状況調査及び情報収集 国土交通省東京国道事務所、都第六建設事務所及び<u>区土木部</u>は、…（略）…を調査する。また、…都第六建設事務所及び<u>区土木部</u>は、…（略）…。	第 1 活動方針 国土交通省東京国道事務所、都第六建設事務所及び<u>都市建設部</u>は、…（略）…。 第 2 道路状況調査及び情報収集 国土交通省東京国道事務所、都第六建設事務所及び<u>都市建設部</u>は、…（略）…を調査する。また、…（略）…都第六建設事務所及び<u>都市建設部</u>は、…（略）…。 第 4 道路の障害物除去の手順 <u>2</u> 緊急道路障害物除去路線以外に道路障害物除去が必要になった場合、<u>又は区指定の緊急輸送道路障害物除去路線については、区は独自に道路障害物除去を実施する。（資料編 足立区緊急輸送道路障害物除去路線図 参照）</u> <u>5</u> 関係建設業協会（<u>削除</u>）は、…（略）…。 <u>7</u> N T T 東日本、<u>東京電力株式会社上野支社</u>、東京ガス<u>株式会社</u>、…（略）…。	組織改正に伴う修正 組織改正に伴う修正 表現の適正化、解散締結機関の削除及び採番修正等 解散締結機関の削除及び採番修正等 名称変更及び名称の適正化、採番修正
149	第 4 道路の障害物除去の手順 <u>(2)</u> 緊急道路障害物除去路線以外に道路障害物除去が必要になった場合は、<u>区は独自に足立解体協会の協力を得て、道路障害物除去を実施する。</u> <u>(5)</u> 関係建設業協会及び<u>足立解体協会</u>は、…（略）…。 <u>(7)</u> N T T 東日本、東京電力、東京ガス、…（略）…。		

現 行		修 正 版		修正理由等											
151	第 5 章 建物の応急危険度判定及びびり災証明 第 1 節 応急危険度判定（<u>応急危険度判定部</u>） 〔建物・構造物の応急危険度判定の実施主体〕 <table><tr><td>区主担当</td><td><u>区建築部</u></td><td>応急危険度判定部の設置及び運営、各関係機関への判定員派遣の要請、判定員に対する指示・活動調整、判定結果の整理・集約、災害対策活動拠点施設、避難所施設、その他施設の応急危険度判定</td></tr><tr><td>支援機関</td><td>区職員判定員 応援公務員 民間判定員（区民・専門ボランティア）</td><td>災害対策活動拠点施設、避難所施設、その他施設 の応急危険度判定 戸建住宅の応急危険度判定</td></tr></table>	区主担当	<u>区建築部</u>	応急危険度判定部の設置及び運営、各関係機関への判定員派遣の要請、判定員に対する指示・活動調整、判定結果の整理・集約、災害対策活動拠点施設、避難所施設、その他施設の応急危険度判定	支援機関	区職員判定員 応援公務員 民間判定員（区民・専門ボランティア）	災害対策活動拠点施設、避難所施設、その他施設 の応急危険度判定 戸建住宅の応急危険度判定	第 5 章 建物の応急危険度判定及びびり災証明 第 1 節 応急危険度判定（<u>応急危険度判定部</u>） 〔建物・構造物の応急危険度判定の実施主体〕 <table><tr><td>区主担当</td><td><u>都市建設部（建築室）</u></td><td>○応急危険度判定部の設置及び運営 ○各関係機関への判定員派遣の要請 ○判定員に対する指示・活動調整 ○判定結果の整理・集約 ○災害対策活動拠点施設、避難所施設、その他施設の応急危険度判定</td></tr><tr><td>支援機関</td><td>区職員判定員 応援公務員 民間判定員（区民・専門ボランティア）</td><td>災害対策活動拠点施設、避難所施設、その他施設 の応急危険度判定 医療施設、その他の公共施設・民間集合住宅の応急危険度判定 戸建住宅の応急危険度判定</td></tr></table>	区主担当	<u>都市建設部（建築室）</u>	○応急危険度判定部の設置及び運営 ○各関係機関への判定員派遣の要請 ○判定員に対する指示・活動調整 ○判定結果の整理・集約 ○災害対策活動拠点施設、避難所施設、その他施設の応急危険度判定	支援機関	区職員判定員 応援公務員 民間判定員（区民・専門ボランティア）	災害対策活動拠点施設、避難所施設、その他施設 の応急危険度判定 医療施設、その他の公共施設・民間集合住宅の応急危険度判定 戸建住宅の応急危険度判定	組織改正に伴う修正
区主担当	<u>区建築部</u>	応急危険度判定部の設置及び運営、各関係機関への判定員派遣の要請、判定員に対する指示・活動調整、判定結果の整理・集約、災害対策活動拠点施設、避難所施設、その他施設の応急危険度判定													
支援機関	区職員判定員 応援公務員 民間判定員（区民・専門ボランティア）	災害対策活動拠点施設、避難所施設、その他施設 の応急危険度判定 戸建住宅の応急危険度判定													
区主担当	<u>都市建設部（建築室）</u>	○応急危険度判定部の設置及び運営 ○各関係機関への判定員派遣の要請 ○判定員に対する指示・活動調整 ○判定結果の整理・集約 ○災害対策活動拠点施設、避難所施設、その他施設の応急危険度判定													
支援機関	区職員判定員 応援公務員 民間判定員（区民・専門ボランティア）	災害対策活動拠点施設、避難所施設、その他施設 の応急危険度判定 医療施設、その他の公共施設・民間集合住宅の応急危険度判定 戸建住宅の応急危険度判定													
152	第 2 活動内容 <u>（1）</u> 応急危険度判定部の設置 <u>区</u>災害対策本部長は、…（略）…<u>応急危険度判定部</u>（本部長：<u>建築部長</u>）を本部内に設置する。また、…（略）…実施本部（本部長：<u>建築部建築防災課長</u>）を設置する。	第 2 活動内容 <u>1</u> 応急危険度判定部の設置 <u>（削除）</u> 災害対策本部長は、…（略）…<u>応急危険度判定部</u>（本部長：<u>都市建設部建築室長</u>）を本部内に設置する。また、…（略）…実施本部（本部長：<u>都市建設部建築室建築調整課長</u>）を設置する。	採番修正 組織改正に伴う修正												

	現 行	修 正 版	修正理由等
154	第2節 リ災証明(区民部・東京消防庁第六消防方面本部・千住、足立、西新井消防署) 第2 活動内容 3. 証明 (2) 証明区分は以下のとおりとする。 5. 発行手続 (1) リ災証明書の申請受付及び交付は、… (略) …。	第2節 リ災証明 (区民部、東京消防庁第六消防方面本部、千住・足立・西新井消防署) 第2 活動内容 3 証 明 <u>(2) 証明の区分</u> 証明の区分は、以下のとおりとする。 5 発行手続 <u>(1) リ災証明書の申請受付及び交付</u> リ災証明書の申請受付及び交付は、… (略) …。	新規追加 新規追加

現 行		修 正 版	修正理由等																																		
157	第6章 避難生活・帰宅困難者支援 第1節 計画の方針 区は、…（略）…安全が確認された所を第一次避難所（資料編 第一次避難所 44頁 参照）として指定する。 また、災害時要援護者に対しては、第二次避難所（資料編 第二次避難所 49頁 参照）を開設し、便宜を図る。 避難所は次の機能を果たすものとする。 ア.区災害対策本部との情報連絡 イ.被災者への情報連絡 ウ.宿所の提供 エ.食料・生活物資等の配付	第5章 建物の応急危険度判定及びり災証明 第1節 計画の方針 区は、…（略）…安全が確認された所を第一次避難所（資料編 第一次避難所 一覽 参照）として指定する。 また、災害時要援護者に対しては、第二次 （福祉） 避難所（資料編 第二次 （福祉） 避難所 一覽 参照）を開設し、便宜を図る。 避難所は、次の機能を果たすものとする。 第1 災害対策本部との情報連絡 第2 被災者への情報連絡 第3 宿所の提供 第4 食料・生活物資等の配付	表現の適正化及び採番修正																																		
〔避難生活支援の実施主体〕		〔避難生活支援の実施主体〕	組織改正に伴う修正及び表現の適正化																																		
<table><tr><td>区主担当</td><td>区福祉部</td><td>避難所開設・管理・運営統轄、連絡調整、第一次・第二次避難所開設・運営</td></tr><tr><td rowspan="5">支援機関</td><td>区学校教育部</td><td>学校の被害調査、第一次・第二次避難所の管理・運営</td></tr><tr><td>学校</td><td>第一次避難所の管理・運営</td></tr><tr><td>（財）生涯学習振興公社</td><td>第二次避難所の管理・運営</td></tr><tr><td>避難所運営本部</td><td>第一次避難所の管理・運営</td></tr><tr><td>ボランティア</td><td>避難所の管理・運営支援</td></tr><tr><td></td><td>各警察署</td><td>各避難所の巡回警備</td></tr></table>		区主担当	区 福祉部	避難所開設・管理・運営統轄、連絡調整、第一次・ 第二次 避難所開設・運営	支援機関	区 学校教育部	学校の被害調査、第一次・ 第二次 避難所の管理・運営	学校	第一次避難所の管理・運営	（財）生涯学習振興公社	第二次 避難所の管理・運営	避難所運営本部	第一次避難所の管理・運営	ボランティア	避難所の管理・運営支援		各警察署	各避難所の巡回警備	<table><tr><td>主 担 当</td><td>福祉部</td><td>○避難所開設・管理・運営統轄 ○連絡調整 ○第一次・第二次 （福祉） 避難所の開設・運営</td></tr><tr><td rowspan="5">支援機関</td><td>学校教育部</td><td>○学校の被害調査 ○第一次・第二次 （福祉） 避難所の管理・運営</td></tr><tr><td>学 校</td><td>第一次避難所の管理・運営</td></tr><tr><td>地域のちから推進部</td><td>第二次 （福祉） 避難所の管理・運営</td></tr><tr><td>避難所運営本部</td><td>第一次避難所の管理・運営</td></tr><tr><td>ボランティア</td><td>避難所の管理・運営支援</td></tr><tr><td></td><td>各警察署</td><td>各避難所の巡回警備</td></tr></table>	主 担 当	福祉部	○避難所開設・管理・運営統轄 ○連絡調整 ○第一次・第二次 （福祉） 避難所の開設・運営	支援機関	学校教育部	○学校の被害調査 ○第一次・第二次 （福祉） 避難所の管理・運営	学 校	第一次避難所の管理・運営	地域のちから推進部	第二次 （福祉） 避難所の管理・運営	避難所運営本部	第一次避難所の管理・運営	ボランティア	避難所の管理・運営支援		各警察署	各避難所の巡回警備	
区主担当	区 福祉部	避難所開設・管理・運営統轄、連絡調整、第一次・ 第二次 避難所開設・運営																																			
支援機関	区 学校教育部	学校の被害調査、第一次・ 第二次 避難所の管理・運営																																			
	学校	第一次避難所の管理・運営																																			
	（財）生涯学習振興公社	第二次 避難所の管理・運営																																			
	避難所運営本部	第一次避難所の管理・運営																																			
	ボランティア	避難所の管理・運営支援																																			
	各警察署	各避難所の巡回警備																																			
主 担 当	福祉部	○避難所開設・管理・運営統轄 ○連絡調整 ○第一次・第二次 （福祉） 避難所の開設・運営																																			
支援機関	学校教育部	○学校の被害調査 ○第一次・第二次 （福祉） 避難所の管理・運営																																			
	学 校	第一次避難所の管理・運営																																			
	地域のちから推進部	第二次 （福祉） 避難所の管理・運営																																			
	避難所運営本部	第一次避難所の管理・運営																																			
	ボランティア	避難所の管理・運営支援																																			
	各警察署	各避難所の巡回警備																																			

	現 行	修 正 版	修正理由等
158	第 3 節 避難所（第一次避難所）の運営(総務部・<u>教育委員</u> <u>会</u>・福祉部・子ども家庭部・避難所運営本部) 第 1 避難所の管理・運営 (7) 避難所の管理・運営は、原則として「避難所管理・運営マニュアル」(資料編 第一次避難所の管理・運営マニュアル 53 頁 参照) によるものとする。	第 3 節 避難所（第一次避難所）の運営（総務部、福祉部、<u>学校教育部</u>、子ども家庭部、避難所運営本部） 第 1 避難所の管理・運営 7 避難所の管理・運営は、原則として「<u>第一次避難所</u>」の避難所管理・運営マニュアル」(削除) によるものとする。	表現の適正化 表現の適正化及び削除
159	第 4 節 災害時要援護者に配慮した<u>第二次</u>避難所の開設及び運営（総務部・福祉部・子ども家庭部・<u>生涯学習振興公社</u>） <u>区</u>災害対策本部長は、… (略) …これを<u>第二次避難所</u>とし、開設する。	第 4 節 災害時要援護者に配慮した第二次 (<u>福祉</u>) 避難所の開設及び運営（総務部、<u>地域のちから推進部</u>、福祉部、子ども家庭部） (<u>削除</u>) 災害対策本部長は、… (略) …これを第二次 (<u>福祉</u>) <u>避難所</u>として開設する。	組織改正に伴う修正及び表現の適正化
160	第 1 福祉<u>関係</u>施設への収容 (1) <u>区</u>福祉部長は、福祉関連施設の収容可能な状況を調査する。 (3) この調査に基づき<u>区</u>福祉部長は、… (略) …<u>第二次</u>避難所にただちに収容する。 第 3 収容要請 上記第 1、第 2 によっても… (略) …、他の区施設を<u>第二次</u>避難所とし、… (略) …。	第 1 福祉<u>関連</u>施設への収容 1 (<u>削除</u>) 福祉部長は、福祉関連施設の収容可能 (<u>削除</u>) 状況を調査する。 3 この調査に基づき (<u>削除</u>) 福祉部長は、… (略) …第二次 (<u>福祉</u>) 避難所に直ちに収容する。 第 3 収容要請 上記第 1、第 2 によっても… (略) …、他の区施設を第二次 (<u>福祉</u>) 避難所とし、… (略) …。	誤記修正 表現の適正化及び誤記修正 表現の適正化 表現の適正化

	現 行	修 正 版	修正理由等
160	第5節 <u>避難所の閉鎖</u>（福祉部・子ども家庭部・学校教育部） 第2 ……（略）…公共施設を<u>第2次</u>避難所として指定し、 …（略）…。 第4 <u>第2次</u>避難所においても同様に、…（略）…。	第5節 <u>長期化への対応</u>（福祉部、学校教育部、子ども家庭部） 第1 <u>プライバシーの確保</u> 避難所のプライバシーを確保するため、できる限り早い段階で、男女別の更衣室の設置や世帯ごとにパーテーションで区切るなどの対策を実施する。 第2 <u>相談体制の確立</u> 相談窓口等を設置して、避難者の不安、疑問、不満等を個別に受け付け、ストレスの軽減や避難所運営の改善を図る。 第3 <u>健康管理</u> 避難者の健康状態の定期的な確認に努め、避難生活の長期化に伴う心身の課題に対応する。特に、保健予防活動、健康相談、ストレス等に関する対応、食環境の整備等に留意する。 第6節 <u>避難所の統合・閉鎖</u>（福祉部、学校教育部、子ども家庭部） 第2 ……（略）…公共施設を第2次（福祉）避難所として指定し、…（略）…。 第4 第2次（福祉）避難所においても同様に、…（略）…。	新規追加 表現の適正化及び採番修正 表現の適正化 表現の適正化

	現 行	修 正 版	修正理由等
161	<u>第6節</u> 帰宅困難者（外出者）対策（総務部・区民部・各部・警視庁第六方面本部・千住・西新井・綾瀬・竹の塚警察署・東京消防庁第六消防方面本部・千住、足立、西新井消防署・各機関） 第 4 対策の実施 (7) 東京都の帰宅困難者対策である、…（略）…、八都 県市の帰宅困難者対策である、…（略）…。	<u>第7節</u> 帰宅困難者（外出者）対策（総務部、区民部、各部、警視庁第六方面本部、千住・西新井・綾瀬・竹の塚警察署、東京消防庁第六消防方面本部、千住・足立・西新井消防署、各機関） 第 4 <u>区の対策</u> <u>1 帰宅困難者対策マニュアルを策定し、対策にあたっては、同マニュアルに基づいて実施する。</u> <u>8 東京都の帰宅困難者対策である、…（略）…、九都県市の帰宅困難者対策である、…（略）…。</u> <u>第5 北千住駅周辺における滞留者対策</u> <u>1 北千住駅前滞留者対策推進協議会の設置</u> <u>鉄道事業者、駅周辺の事業者及び防災関係機関などが構成団体となり、平成 19 年 7 月に北千住駅前滞留者対策推進協議会を設置した。</u> <u>2 北千住ルールに基づく対策の実施</u> <u>災害時における北千住駅周辺の滞留を防止するための情報の収集・提供及び安全な場所に向かって誘導するためのルール（「北千住ルール」）に基づいて、協議会の構成団体が協力して滞留者対策を実施していくものとする。</u>	採番修正 名称変更 新規追加 時点修正及び採番修正 新規追加
162			

現	行	修 正 版	修正理由等
		<u>3 今後の取り組みについて</u> <u>北千住駅前滞留者対策推進協議会の活動を維持し、訓練等で得られた成果をもとに北千住ルールを、さらに実効性の高いものに修正していくとともに、区帰宅困難者対策マニュアルとの整合を図り、駅周辺事業者や地域住民への周知や対策の浸透に努める。</u>	

現 行		修 正 版		修正理由等																									
165	第7章 被災生活支援・緊急物流システム 第1節 応急給水計画（総務部・区民部・福祉部・子ども家庭部・土木部・政策経営部・都水道局東部第二支所足立営業所・生涯学習振興公社・東京都トラック協会足立支部・赤帽首都圏軽自動車運送協同組合・足立貨物運送事業協同組合） 第1 計画方針 〔応急給水の実施主体〕 <table><tr><td>都主担当</td><td>都水道局足立営業所</td><td>水の確保、飲料水の輸送</td></tr><tr><td>区主担当</td><td>区民部</td><td>応急給水輸送計画、管理・運営統轄、連絡調整、給水輸送担当</td></tr><tr><td rowspan="3">支援機関等</td><td>福祉部、区土木部、区民部、（財）生涯学習振興公社</td><td>給水拠点における応急給水</td></tr><tr><td>東京都トラック協会足立支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合、足立貨物運送事業協同組合</td><td>飲料水の輸送</td></tr><tr><td>ボランティア</td><td>飲料水の輸送・応急給水</td></tr></table>	都主担当	都水道局足立営業所	水の確保、飲料水の輸送	区主担当	区民部	応急給水輸送計画、管理・運営統轄、連絡調整、給水輸送担当	支援機関等	福祉部、区土木部、区民部、（財）生涯学習振興公社	給水拠点における応急給水	東京都トラック協会足立支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合、足立貨物運送事業協同組合	飲料水の輸送	ボランティア	飲料水の輸送・応急給水	第7章 被災生活支援・緊急物流システム 第1節 応急給水計画（政策経営部、総務部、区民部、地域のちから推進部、福祉部・都市建設部、都水道局東部第二支所足立営業所、東京都トラック協会足立支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城東支部、足立貨物運送事業協同組合） 第1 計画方針 〔応急給水の実施主体〕 <table><tr><td>都主担当</td><td>都水道局東部第二支所足立営業所</td><td>○水の確保 ○飲料水の輸送</td></tr><tr><td>区主担当</td><td>（削除）区民部</td><td>○応急給水輸送計画 ○管理・運営統轄 ○連絡調整 ○給水輸送担当</td></tr><tr><td rowspan="3">支援機関</td><td>（削除）区民部、地域のちから推進部、（削除）福祉部、都市建設部</td><td>給水拠点における応急給水</td></tr><tr><td>東京都トラック協会 足立支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 城東支部、足立貨物運送事業協同組合 ボランティア</td><td>飲料水の輸送</td></tr><tr><td></td><td>飲料水の輸送・応急給水</td></tr></table>	都主担当	都水道局東部第二支所足立営業所	○水の確保 ○飲料水の輸送	区主担当	（削除）区民部	○応急給水輸送計画 ○管理・運営統轄 ○連絡調整 ○給水輸送担当	支援機関	（削除）区民部、地域のちから推進部、（削除）福祉部、都市建設部	給水拠点における応急給水	東京都トラック協会 足立支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 城東支部、足立貨物運送事業協同組合 ボランティア	飲料水の輸送		飲料水の輸送・応急給水	組織改正に伴う修正、名称の適正化等 組織改正に伴う修正及び名称の適正化
都主担当	都水道局足立営業所	水の確保、飲料水の輸送																											
区主担当	区民部	応急給水輸送計画、管理・運営統轄、連絡調整、給水輸送担当																											
支援機関等	福祉部、区土木部、区民部、（財）生涯学習振興公社	給水拠点における応急給水																											
	東京都トラック協会足立支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合、足立貨物運送事業協同組合	飲料水の輸送																											
	ボランティア	飲料水の輸送・応急給水																											
都主担当	都水道局東部第二支所足立営業所	○水の確保 ○飲料水の輸送																											
区主担当	（削除）区民部	○応急給水輸送計画 ○管理・運営統轄 ○連絡調整 ○給水輸送担当																											
支援機関	（削除）区民部、地域のちから推進部、（削除）福祉部、都市建設部	給水拠点における応急給水																											
	東京都トラック協会 足立支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 城東支部、足立貨物運送事業協同組合 ボランティア	飲料水の輸送																											
		飲料水の輸送・応急給水																											

現 行		修 正 版		修正理由等																																																															
165	第2 震災時の応急給水 (平成21年4月1日現在) <table><tr><th>施設名</th><th>確保水量</th><th>住 所</th><th>給水拠点管理者</th></tr><tr><td>総合スポーツセンター内応急給水槽</td><td>1,500 m³</td><td>足立区東保木間2-27-1</td><td>総合スポーツセンター</td></tr><tr><td>千住スポーツ公園内応急給水槽</td><td>1,500 m³</td><td>足立区千住緑町2-1-1</td><td>千住福祉事務所</td></tr><tr><td>諏訪木東公園内応急給水槽</td><td>1,500 m³</td><td>足立区西新井3-25</td><td>西部公園管理事務所</td></tr><tr><td>大谷田南公園内応急給水槽</td><td>1,500 m³</td><td>足立区中川4-42-1</td><td>中川区民事務所</td></tr><tr><td>小右衛門給水所</td><td>50,000 m³</td><td>足立区中央本町3-8-1</td><td>都水道局足立営業所</td></tr><tr><td>北鹿浜公園内応急給水槽</td><td>1,500 m³</td><td>足立区鹿浜3-26</td><td>鹿浜地域学習センター</td></tr><tr><td>都立舎人公園内応急給水槽</td><td>100 m³</td><td>足立区舎人公園1-1</td><td>西部福祉事務所</td></tr></table>	施設名	確保水量	住 所	給水拠点管理者	総合スポーツセンター内応急給水槽	1,500 m ³	足立区東保木間2-27-1	総合スポーツセンター	千住スポーツ公園内応急給水槽	1,500 m ³	足立区千住緑町2-1-1	千住福祉事務所	諏訪木東公園内応急給水槽	1,500 m ³	足立区西新井3-25	西部公園管理事務所	大谷田南公園内応急給水槽	1,500 m ³	足立区中川4-42-1	中川区民事務所	小右衛門給水所	50,000 m ³	足立区中央本町3-8-1	都水道局足立営業所	北鹿浜公園内応急給水槽	1,500 m ³	足立区鹿浜3-26	鹿浜地域学習センター	都立舎人公園内応急給水槽	100 m ³	足立区舎人公園1-1	西部福祉事務所	第2 震災時の応急給水 (平成23年4月1日現在) <table><tr><th>施設名</th><th>確保水量</th><th>住 所</th><th>給水拠点管理者</th></tr><tr><td>総合スポーツセンター内応急給水槽</td><td>1,500 m³</td><td>東保木間2-27-1</td><td>スポーツ振興課 (総合スポーツセンター)</td></tr><tr><td>千住スポーツ公園内応急給水槽</td><td>1,500 m³</td><td>千住緑町2-1-1</td><td>千住福祉事務所</td></tr><tr><td>諏訪木東公園内応急給水槽</td><td>1,500 m³</td><td>西新井3-25</td><td>西部公園管理事務所</td></tr><tr><td>大谷田南公園内応急給水槽</td><td>1,500 m³</td><td>中川4-42-1</td><td>中川区民事務所</td></tr><tr><td>小右衛門給水所</td><td>50,000 m³</td><td>中央本町3-8-1</td><td>都水道局足立営業所</td></tr><tr><td>北鹿浜公園内応急給水槽</td><td>1,500 m³</td><td>鹿浜3-26</td><td>鹿浜区民事務所 (削除)</td></tr><tr><td>都立舎人公園内応急給水槽</td><td>100 m³</td><td>舎人公園1-1</td><td>西部福祉事務所</td></tr></table>	施設名	確保水量	住 所	給水拠点管理者	総合スポーツセンター内応急給水槽	1,500 m ³	東保木間2-27-1	スポーツ振興課 (総合スポーツセンター)	千住スポーツ公園内応急給水槽	1,500 m ³	千住緑町2-1-1	千住福祉事務所	諏訪木東公園内応急給水槽	1,500 m ³	西新井3-25	西部公園管理事務所	大谷田南公園内応急給水槽	1,500 m ³	中川4-42-1	中川区民事務所	小右衛門給水所	50,000 m ³	中央本町3-8-1	都水道局足立営業所	北鹿浜公園内応急給水槽	1,500 m ³	鹿浜3-26	鹿浜区民事務所 (削除)	都立舎人公園内応急給水槽	100 m ³	舎人公園1-1	西部福祉事務所	時点修正
施設名	確保水量	住 所	給水拠点管理者																																																																
総合スポーツセンター内応急給水槽	1,500 m ³	足立区東保木間2-27-1	総合スポーツセンター																																																																
千住スポーツ公園内応急給水槽	1,500 m ³	足立区千住緑町2-1-1	千住福祉事務所																																																																
諏訪木東公園内応急給水槽	1,500 m ³	足立区西新井3-25	西部公園管理事務所																																																																
大谷田南公園内応急給水槽	1,500 m ³	足立区中川4-42-1	中川区民事務所																																																																
小右衛門給水所	50,000 m ³	足立区中央本町3-8-1	都水道局足立営業所																																																																
北鹿浜公園内応急給水槽	1,500 m ³	足立区鹿浜3-26	鹿浜地域学習センター																																																																
都立舎人公園内応急給水槽	100 m ³	足立区舎人公園1-1	西部福祉事務所																																																																
施設名	確保水量	住 所	給水拠点管理者																																																																
総合スポーツセンター内応急給水槽	1,500 m ³	東保木間2-27-1	スポーツ振興課 (総合スポーツセンター)																																																																
千住スポーツ公園内応急給水槽	1,500 m ³	千住緑町2-1-1	千住福祉事務所																																																																
諏訪木東公園内応急給水槽	1,500 m ³	西新井3-25	西部公園管理事務所																																																																
大谷田南公園内応急給水槽	1,500 m ³	中川4-42-1	中川区民事務所																																																																
小右衛門給水所	50,000 m ³	中央本町3-8-1	都水道局足立営業所																																																																
北鹿浜公園内応急給水槽	1,500 m ³	鹿浜3-26	鹿浜区民事務所 (削除)																																																																
都立舎人公園内応急給水槽	100 m ³	舎人公園1-1	西部福祉事務所																																																																
168	第2節 食料・生活必需品等の供給（総務部・区民部・福祉部・子ども家庭部・日本通運・東京都トラック協会足立支部・赤帽首都圏軽自動車運送協同組合・足立区商店街振興組合連合会・足立貨物運送事業協同組合）	第2節 食料・生活必需品等の供給（総務部、区民部、福祉部、(削除)日本通運株式会社、東京都トラック協会足立支部、足立区商店街振興組合連合会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城東支部、足立貨物運送事業協同組合）	削除及び名称の適正化等																																																																

現 行		修 正 版		修正理由等											
170	第3節 人材、車両・舟艇、資機材等の調達・配分（総務部・各部・日本通運・東京都トラック協会足立支部・赤帽首都圏軽自動車運送協同組合・足立貨物運送事業協同組合） 第1 計画方針 〔人材、車両・<u>舟艇</u>、資機材等の調達・配分の実施主体〕 <table><tr><td>区主担当</td><td><u>区</u>総務部</td><td>人材、車両・舟艇、資機材等の調達・配分計画管理・運営統轄、連絡調整、調達・配分担当</td></tr><tr><td>支援担当</td><td><u>区</u>区民部 日本通運（株）北千住支店 東京都トラック協会足立支部 赤帽首都圏軽自動車運送共同組合 足立貨物運送事業協同組合 ポランディア</td><td>人材、資機材等の輸送</td></tr></table>	区主担当	<u>区</u> 総務部	人材、車両・舟艇、資機材等の調達・配分計画管理・運営統轄、連絡調整、調達・配分担当	支援担当	<u>区</u> 区民部 日本通運（株）北千住支店 東京都トラック協会足立支部 赤帽首都圏軽自動車運送共同組合 足立貨物運送事業協同組合 ポランディア	人材、資機材等の輸送	第3節 人材、車両・舟艇、資機材等の調達・配分（総務部・各部、日本通運<u>株式会社</u>、東京都トラック協会足立支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合<u>城東支部</u>、足立貨物運送事業協同組合） 第1 計画方針 〔人材、車両・<u>舟艇</u>、資機材等の調達・配分の実施主体〕 <table><tr><td>区主担当</td><td><u>（削除）</u> 総務部</td><td>○人材、車両・舟艇、資機材等の調達・配分計画 ○管理・運営統轄 ○連絡調整 ○調達・配分担当</td></tr><tr><td>支援機関</td><td><u>（削除）</u> 区民部 日本通運<u>株式会社</u> 北千住支店 東京都トラック協会 足立支部 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 <u>城東支部</u> 足立区商店街振興組合連合会 足立貨物運送事業協同組合 ポランディア</td><td>人材、資機材等の輸送</td></tr></table>	区主担当	<u>（削除）</u> 総務部	○人材、車両・舟艇、資機材等の調達・配分計画 ○管理・運営統轄 ○連絡調整 ○調達・配分担当	支援機関	<u>（削除）</u> 区民部 日本通運 <u>株式会社</u> 北千住支店 東京都トラック協会 足立支部 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 <u>城東支部</u> 足立区商店街振興組合連合会 足立貨物運送事業協同組合 ポランディア	人材、資機材等の輸送	名称の適正化 組織改正に伴う修正及び名称の適正化
区主担当	<u>区</u> 総務部	人材、車両・舟艇、資機材等の調達・配分計画管理・運営統轄、連絡調整、調達・配分担当													
支援担当	<u>区</u> 区民部 日本通運（株）北千住支店 東京都トラック協会足立支部 赤帽首都圏軽自動車運送共同組合 足立貨物運送事業協同組合 ポランディア	人材、資機材等の輸送													
区主担当	<u>（削除）</u> 総務部	○人材、車両・舟艇、資機材等の調達・配分計画 ○管理・運営統轄 ○連絡調整 ○調達・配分担当													
支援機関	<u>（削除）</u> 区民部 日本通運 <u>株式会社</u> 北千住支店 東京都トラック協会 足立支部 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 <u>城東支部</u> 足立区商店街振興組合連合会 足立貨物運送事業協同組合 ポランディア	人材、資機材等の輸送													
171	第3 車両 （1）調達計画 必要な車両は、区保有車と日本通運（株）北千住支店及び緊急輸送業務に関する協定（資料編 災害時における緊急輸送業務に関する協定書 320頁 参照）に基づき、東京都トラック協会足立支部・赤帽首都圏軽自動車運送協同組合・足立貨物運送事業協同組合より調達する。…（略）…。	第3 車 両 1 調達計画 必要な車両は、区保有車と日本通運<u>株式会社</u>北千住支店及び緊急輸送業務に関する協定（資料編 協定関係（9）輸送関係 参照）に基づき、東京都トラック協会足立支部・赤帽首都圏軽自動車運送協同組合<u>城東支部</u>・足立貨物運送事業協同組合より調達する。…（略）…。	表現及び名称の適正化												

現 行		修 正 版		修正理由等																							
172	第4節 救護物資及び避難者等の輸送計画（総務部・区民部・日本通運・東京都トラック協会足立支部・赤帽首都圏軽自動車運送協同組合・足立貨物運送事業協同組合） 第1 計画方針 <u>区</u>区民部は、…（略）…、日本通運<u>（株）</u>北千住支店及び…（略）…、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合、…（略）…。 〔輸送の実施主体〕 <table><tr><td>区主担当</td><td><u>区</u>区民部</td><td>物資輸送計画、管理・運営統轄、連絡調整、物資輸送担当</td></tr><tr><td rowspan="5">支援機関等</td><td>日本通運<u>（株）</u>北千住支店</td><td>物資輸送</td></tr><tr><td>東京都トラック協会足立支部</td><td>物資輸送</td></tr><tr><td>赤帽首都圏軽自動車運送協同組合</td><td>物資輸送</td></tr><tr><td>足立貨物運送事業協同組合</td><td>物資輸送</td></tr><tr><td>都災害対策本部 ボランティア</td><td>大量避難者の輸送 物資輸送支援</td></tr></table>	区主担当	<u>区</u> 区民部	物資輸送計画、管理・運営統轄、連絡調整、物資輸送担当	支援機関等	日本通運 <u>（株）</u> 北千住支店	物資輸送	東京都トラック協会足立支部	物資輸送	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合	物資輸送	足立貨物運送事業協同組合	物資輸送	都災害対策本部 ボランティア	大量避難者の輸送 物資輸送支援	第4節 救護物資及び避難者等の輸送計画（総務部、区民部、日本通運<u>株式会社</u>、東京都トラック協会足立支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合<u>城東支部</u>、足立貨物運送事業協同組合） 第1 計画方針 <u>（削除）</u>区民部は、…（略）…、日本通運<u>株式会社</u> <u>社</u>北千住支店及び…（略）…、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合<u>城東支部</u>、…（略）…。 〔輸送の実施主体〕 <table><tr><td>区主担当</td><td><u>（削除）</u>区民部</td><td>○物資輸送計画 ○管理・運営統轄 ○連絡調整 ○物資輸送担当</td></tr><tr><td rowspan="5">支援機関</td><td>日本通運<u>株式会社</u> 北千住支店</td><td rowspan="5">物資輸送</td></tr><tr><td>東京都トラック協会 足立支部</td></tr><tr><td>赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 <u>城東支部</u></td></tr><tr><td>足立貨物運送事業協同組合</td></tr><tr><td>都災害対策本部 ボランティア</td></tr></table>	区主担当	<u>（削除）</u> 区民部	○物資輸送計画 ○管理・運営統轄 ○連絡調整 ○物資輸送担当	支援機関	日本通運 <u>株式会社</u> 北千住支店	物資輸送	東京都トラック協会 足立支部	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 <u>城東支部</u>	足立貨物運送事業協同組合	都災害対策本部 ボランティア	名称の適正化
区主担当	<u>区</u> 区民部	物資輸送計画、管理・運営統轄、連絡調整、物資輸送担当																									
支援機関等	日本通運 <u>（株）</u> 北千住支店	物資輸送																									
	東京都トラック協会足立支部	物資輸送																									
	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合	物資輸送																									
	足立貨物運送事業協同組合	物資輸送																									
	都災害対策本部 ボランティア	大量避難者の輸送 物資輸送支援																									
区主担当	<u>（削除）</u> 区民部	○物資輸送計画 ○管理・運営統轄 ○連絡調整 ○物資輸送担当																									
支援機関	日本通運 <u>株式会社</u> 北千住支店	物資輸送																									
	東京都トラック協会 足立支部																										
	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 <u>城東支部</u>																										
	足立貨物運送事業協同組合																										
	都災害対策本部 ボランティア																										
173	第4 避難者等の輸送	第4 避難者等の移送	表現の適正化																								

現 行		修 正 版		修正理由等																							
173	第5節 防災船着場の運用（土木部・都第六建設事務所）		第5節 防災船着場の運用（都市建設部、都第六建設事務所）	組織改正に伴う修正 表現の適正化																							
	<table><tr><td>機関名</td><td>都・区災害対策本部等設置期間中</td><td>都・区災害対策本部等立ち上げ時</td></tr><tr><td>都災対本部</td><td>運用指示主体 （都全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用の指示をする。）</td><td>都災害対策本部は、区災害対策本部が防災船着場の運用主体となり、防災船着場として利用が可能になった事を防災機関に周知する。</td></tr><tr><td>都建設局</td><td>運用支援主体 （損傷等に対する修繕・補修）</td><td>損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、区災害対策本部へ引継ぐ。引継ぎ後、建設局本部に引継完了を報告する。</td></tr><tr><td>区</td><td>運用主体 （一切の運用管理権限を掌握）</td><td>建設局の安全確認点検後、運用主体として、引継ぎを受け、都災害対策本部に報告する。</td></tr></table>	機関名	都・区災害対策本部等設置期間中		都・区災害対策本部等立ち上げ時	都災対本部	運用指示主体 （都全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用の指示をする。）	都災害対策本部は、区災害対策本部が防災船着場の運用主体となり、防災船着場として利用が可能になった事を防災機関に周知する。	都建設局	運用支援主体 （損傷等に対する修繕・補修）	損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、区災害対策本部へ引継ぐ。引継ぎ後、建設局本部に引継完了を報告する。	区	運用主体 （一切の運用管理権限を掌握）	建設局の安全確認点検後、運用主体として、引継ぎを受け、都災害対策本部に報告する。	<table><tr><td>機 関 名</td><td>都・区災害対策本部等設置期 間 中</td><td>都・区災害対策本部等立 ち 上 げ 時</td></tr><tr><td>都 災 対 本 部</td><td>運用指示主体 （都全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用の指示をする。）</td><td>都災害対策本部は、区災害対策本部が防災船着場の運用主体となり、防災船着場として利用が可能になった事を防災機関に周知する。</td></tr><tr><td>都 建 設 局</td><td>運用支援主体 （損傷等に対する修繕・補修）</td><td>損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、区災害対策本部へ引継ぐ。引継ぎ後、建設局本部に引継完了を報告する。</td></tr><tr><td>区</td><td>運用主体 （一切の運用管理権限を掌握）</td><td>建設局の安全確認点検後、運用主体として、引継ぎを受け、都災害対策本部に報告する。</td></tr></table>	機 関 名	都・区災害対策本部等設置期 間 中	都・区災害対策本部等立 ち 上 げ 時	都 災 対 本 部	運用指示主体 （都全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用の指示をする。）	都災害対策本部は、区災害対策本部が防災船着場の運用主体となり、防災船着場として利用が可能になった事を防災機関に周知する。	都 建 設 局	運用支援主体 （損傷等に対する修繕・補修）	損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、区災害対策本部へ引継ぐ。引継ぎ後、建設局本部に引継完了を報告する。	区	運用主体 （一切の運用管理権限を掌握）	建設局の安全確認点検後、運用主体として、引継ぎを受け、都災害対策本部に報告する。
機関名	都・区災害対策本部等設置期間中	都・区災害対策本部等立ち上げ時																									
都災対本部	運用指示主体 （都全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用の指示をする。）	都災害対策本部は、区災害対策本部が防災船着場の運用主体となり、防災船着場として利用が可能になった事を防災機関に周知する。																									
都建設局	運用支援主体 （損傷等に対する修繕・補修）	損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、区災害対策本部へ引継ぐ。引継ぎ後、建設局本部に引継完了を報告する。																									
区	運用主体 （一切の運用管理権限を掌握）	建設局の安全確認点検後、運用主体として、引継ぎを受け、都災害対策本部に報告する。																									
機 関 名	都・区災害対策本部等設置期 間 中	都・区災害対策本部等立 ち 上 げ 時																									
都 災 対 本 部	運用指示主体 （都全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用の指示をする。）	都災害対策本部は、区災害対策本部が防災船着場の運用主体となり、防災船着場として利用が可能になった事を防災機関に周知する。																									
都 建 設 局	運用支援主体 （損傷等に対する修繕・補修）	損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、区災害対策本部へ引継ぐ。引継ぎ後、建設局本部に引継完了を報告する。																									
区	運用主体 （一切の運用管理権限を掌握）	建設局の安全確認点検後、運用主体として、引継ぎを受け、都災害対策本部に報告する。																									
174	第6節 防犯（福祉部・子ども家庭部・学校教育部・警視庁第六方面本部・千住、西新井、綾瀬、竹の塚警察署）		第6節 防 犯（福祉部、（削除）学校教育部、警視庁第六方面本部、千住・西新井・綾瀬・竹の塚警察署）	削除																							

現 行		修 正 版		修正理由等
第8章 遺体の収容・火葬等	第1節 計画の方針	第8章 遺体の収容・火葬等	第1節 計画の方針	組織改正に伴う修正 及び名称の適正化
〔実施主体〕		〔実施主体〕		
全体主担当	区救出部	全体調整	全体調整	
主 担 当	警察署	遺体搬送、検視、身元確認	○遺体搬送 ○検 視	
区 主 担 当	区教育委員会	連絡調整統括、遺体搬送、遺体安置所の設置	○身元確認	
支 援	区土木部、区都市整備部、 区建業部、(財)まちづくり公社	救出現場からの遺体搬送	○連絡調整統括 ○遺体搬送 ○遺体安置所の設置	
支援機関	自衛隊	遺体搬送	救出現場からの遺体搬送 遺体搬送	
支援機関	都福祉保健局、監察医務院	検案班派遣、検案	○検案班派遣 ○検 案	
	区総務部	ドライアイス及び柩等の調達	ドライアイス及び柩等の調達	
	区区民部	ドライアイス及び柩等の輸送	○ドライアイス及び柩等の輸送	
	区福祉部	死体火葬許可証の発行	○死体火葬許可証の発行	
	防災区民組織、ボランティアなど	身元不明遺骨・遺留品及び引取調査・保管 遺体搬送	身元不明遺骨・遺留品及び引取調査・保管 遺体搬送	
第2節 遺体の搜索（警視庁第六方面本部・千住、西新井、綾瀬、竹の塚警察署）		第2節 遺体の搜索（警視庁第六方面本部、千住・西新井・綾瀬・竹の塚警察署）		表現の適正化
行方不明者のうち、 <u>四囲</u> の事情から既に死亡していると推定される者の遺体の搜索は、次のとおりとする。		行方不明者のうち、 <u>諸般</u> の事情から既に死亡していると推定される者の遺体の搜索は、次のとおりとする。		

	現 行	修 正 版	修正理由等
178	第3節 遺体の検視・検案・火葬（教育委員会・総務部・区民部・福祉部・子ども家庭部・救出部・警視庁第六方面本部・千住・西新井・綾瀬・竹の塚警察署・自衛隊・まちづくり公社） 第1 遺体安置所の運営 (1) 遺体安置所の設置 区教育委員会は、…（略）…を開設する。 (2) 遺体の搬送、報告、必要資材の調達 イ 避難所等に安置されている遺体は、区教育委員会が遺体安置所に搬送する。 ウ 区教育委員会は、…（略）…に報告する。 エ 区総務部は、区教育委員会の要請に基づき、…（略）…に搬送する。 オ 区教育委員会は、…（略）…を作成し、整備する。	第3節 遺体の検視・検案・火葬（総務部、区民部、地域のちから推進部、福祉部（削除）、救出部、警視庁第六方面本部、千住・西新井・綾瀬・竹の塚警察署、自衛隊、財団法人まちづくり公社） 第1 遺体安置所の運営 1 遺体安置所の設置 地域のちから推進部は、…（略）…を開設する。 2 遺体の搬送、報告、必要資材の調達 (2) 避難所等に安置されている遺体は、地域のちから推進部が遺体安置所に搬送する。 (3) 地域のちから推進部は、…（略）…に報告する。 (4)（削除）総務部は、地域のちから推進部の要請に基づき、…（略）…に搬送する。 (5) 地域のちから推進部は、…（略）…を作成し、整備する。	組織改正に伴う修正及び名称の適正化 組織改正に伴う修正 組織改正に伴う修正及び採番修正
179	第3 遺体の火葬 (1) 遺体の火葬等 イ.原則として…（略）…場合、区教育委員会が…（略）…搬送する。 (2) 身元不明の遺体の取扱い ア.区教育委員会は、身元不明の遺体を火葬する。…（略）…。	第3 遺体の火葬 1 遺体の火葬等 (2) 原則として…（略）…場合、地域のちから推進部が…（略）…搬送する。 2 身元不明の遺体の取扱い (1) 地域のちから推進部は、身元不明の遺体を火葬する。…（略）…。	組織改正に伴う修正及び採番修正 組織改正に伴う修正及び採番修正

	現 行	修 正 版	修正理由等
182	第9章 被災地の清掃・防疫・がれき処理等 第2節 し尿処理（<u>総務部</u>・区民部・環境部・都下水道局 <u>北部第二下水道事務所</u>） 第3 し尿の収集・処理 <u>（1）区</u>環境部は<u>区災害対策本部がまとめた避難情報に基づき、し尿処理計画により、避難場所、避難所のし尿を収集し、</u>都下水道局との…（略）…を整備する。	第9章 被災地の清掃・防疫・がれき処理等 第2節 し尿処理（<u>危機管理室</u>、区民部、環境部、都下水道局<u>東部第二下水道事務所</u>） 第3 し尿の収集・処理 <u>1 （削除）</u>環境部は、<u>災害対策本部としてまとめた避難情報に基づき、し尿処理に関する計画を策定し、避難場所、避難所のし尿を収集するなど、</u>都下水道局との…（略）…を整備する。	誤記修正及び名称変更 表現の適正化
183	第3節 保健衛生（衛生部） 第1 食品環境衛生監視班 <u>ア.災害地</u>における…（略）…を行う。 <u>エ.冠水</u>食品等の監視、処分、指導等を行う。	第3節 保健衛生（衛生部） 第1 食品環境衛生監視班 <u>1 被災地</u>における…（略）…を行う。 <u>4 水が浸った</u>食品等の監視、処分、指導等を行う。	表現の適正化
184	第4節 防疫活動（衛生部） 第2 衛生活動 <u>（4）</u>各班の責任者は、…（略）…を提出する。	第4節 防疫活動（衛生部） 第2 衛生活動 <u>4 所属長への報告</u> 各班の責任者は、…（略）…を提出する。	新規追加

現 行		修 正 版		修正理由等																	
188	第10章 被災者等への支援 第2節 臨時災害相談所の設置（政策経営部・各部・千住、<u>足立、西新井消防署・N T T 東日本東京東</u>） 第2 臨時災害相談所の設置場所<u>および規模</u> <u>（4）被災者の多くの要望に應えるため、区災害対策本部</u> <u>長はN T T 東日本に対し、避難所に臨時公衆電話を設置</u> <u>するよう要請する。</u> 第11章 応急住宅対策 第1節 計画の方針 〔応急住宅対策の実施主体〕	第10章 被災者等への支援 第2節 臨時災害相談所の設置（政策経営部、各部、千住・<u>足立・西新井消防署、N T T 東日本東京</u>） 第2 臨時災害相談所の設置場所<u>及び規模</u> 4 被災者の多くの要望に應えるため、<u>（削除）</u>災害対策本部長はN T T 東日本<u>東京</u>に対し、避難所に臨時公衆電話を設置するよう要請する。 第11章 応急住宅対策 第1節 計画の方針 〔応急住宅対策の実施主体〕	名称変更 言い回しの統一 削除及び名称変更																		
191	<table><tr><td>主担当</td><td>都・都市整備局</td><td>応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理 一時住宅の確保と斡旋</td></tr><tr><td>区主担当</td><td><u>区都市整備部</u> <u>区建築部</u></td><td>応急仮設住宅用地計画 入居手続統括 住宅管理全般、被災住宅の手続</td></tr><tr><td>支援機関</td><td>ボランティア 区民事務所 <u>（財）まちづくり公社</u></td><td>生活相談員 申請受付の支援 仮設住宅の入居広報、受付、選定、入居者管理、一時住宅の斡旋の支援</td></tr></table>	主担当	都・都市整備局	応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理 一時住宅の確保と斡旋	区主担当	<u>区都市整備部</u> <u>区建築部</u>	応急仮設住宅用地計画 入居手続統括 住宅管理全般、被災住宅の手続	支援機関	ボランティア 区民事務所 <u>（財）まちづくり公社</u>	生活相談員 申請受付の支援 仮設住宅の入居広報、受付、選定、入居者管理、一時住宅の斡旋の支援	<table><tr><td>主 担 当</td><td>都・都市整備局</td><td>○応急仮設住宅の建設 ○被災住宅の応急修理 ○一時住宅の確保と斡旋</td></tr><tr><td>区主担当</td><td><u>都市建設部</u> <u>都市建設部（建築室）</u></td><td>応急仮設住宅用地計画 ○入居手続統括 ○住宅管理全般 ○被災住宅の手続</td></tr><tr><td>支援機関</td><td>ボランティア 区民事務所 <u>財団法人まちづくり公社</u></td><td>生活相談員 申請受付の支援 ○仮設住宅の入居広報 ○受 付 ○選 定 ○入居者管理 ○一時住宅の斡旋の支援</td></tr></table>	主 担 当	都・都市整備局	○応急仮設住宅の建設 ○被災住宅の応急修理 ○一時住宅の確保と斡旋	区主担当	<u>都市建設部</u> <u>都市建設部（建築室）</u>	応急仮設住宅用地計画 ○入居手続統括 ○住宅管理全般 ○被災住宅の手続	支援機関	ボランティア 区民事務所 <u>財団法人まちづくり公社</u>	生活相談員 申請受付の支援 ○仮設住宅の入居広報 ○受 付 ○選 定 ○入居者管理 ○一時住宅の斡旋の支援	組織改正に伴う修正 及び名称の適正化
主担当	都・都市整備局	応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理 一時住宅の確保と斡旋																			
区主担当	<u>区都市整備部</u> <u>区建築部</u>	応急仮設住宅用地計画 入居手続統括 住宅管理全般、被災住宅の手続																			
支援機関	ボランティア 区民事務所 <u>（財）まちづくり公社</u>	生活相談員 申請受付の支援 仮設住宅の入居広報、受付、選定、入居者管理、一時住宅の斡旋の支援																			
主 担 当	都・都市整備局	○応急仮設住宅の建設 ○被災住宅の応急修理 ○一時住宅の確保と斡旋																			
区主担当	<u>都市建設部</u> <u>都市建設部（建築室）</u>	応急仮設住宅用地計画 ○入居手続統括 ○住宅管理全般 ○被災住宅の手続																			
支援機関	ボランティア 区民事務所 <u>財団法人まちづくり公社</u>	生活相談員 申請受付の支援 ○仮設住宅の入居広報 ○受 付 ○選 定 ○入居者管理 ○一時住宅の斡旋の支援																			

	現 行	修 正 版	修正理由等
192	第2節 応急仮設住宅の設置（都市整備部・建築部・まちづくり公社） 第1 設置主体 災害救助法が適用された場合、…（略）…。区都市整備部は、…（略）…。 第2 応急仮設住宅の建設需要予測・都への要請 区災害対策本部長は、…（略）…。区都市整備部は、…（略）…。 第3 建設用地の選定 (1) 都・都市整備局は、…（略）…を考慮し、区都市整備部と協議のうえ、建設用地を決定する。 (2) 都・都市整備局は、…（略）…が困難な場合など、区市町村間の用地について調整を行う。 (3) 区都市整備部は、上記(1)・(2)によっても…（略）…。 (4) 都は…（略）…、区都市整備部は、…（略）…。 第4 応急仮設住宅の規模 (3) 住宅の種類 入居を希望する…（略）…、併せて区都市整備部は、…（略）…。	第2節 応急仮設住宅の設置（都市建設部、財団法人まちづくり公社） 第1 設置主体 災害救助法が適用された場合、…（略）…。都市建設部は、…（略）…。 第2 応急仮設住宅の建設需要予測・都への要請 (削除) 災害対策本部長は、…（略）…。都市建設部は、…（略）…。 第3 建設用地の選定 1 都・都市整備局は、…（略）…を考慮し、都市建設部と協議のうえ、建設用地を決定する。 2 都・都市整備局は、…（略）…が困難な場合などは、区市町村間の用地について調整を行う。 3 都市建設部は、上記1・2によっても…（略）…。 4 都は…（略）…、都市建設部は、…（略）…。 第4 応急仮設住宅の規模 3 住宅の種類 入居を希望する…（略）…、併せて都市建設部は、…（略）…。	組織改正に伴う修正及び名称の適正化 組織改正に伴う修正 削除及び組織改正に伴う修正 組織改正に伴う修正、表現の適正化及び採番修正 組織改正に伴う修正及び採番修正

現 行		修 正 版	修正理由等
193	第 6 入居申請 (1) <u>区建築部</u>は、… (略) …。 (2) <u>区建築部</u>は、… (略) …。 第 7 入居者の募集・選定 (2) <u>入居者の募集の実施は、<u>区建築部</u>が行う。</u> (3) … (略) …に基づき<u>区建築部</u>が入居の選定を行う。 (4) … (略) …、<u>区建築部</u>は、… (略) …。 第 3 節 一般被災者住宅の応急修理（<u>都市整備部・建築部</u>） 震災により… (略) …、日常生活に欠くことができない部分を<u>必要最小限の応急修理をする。</u> 第 2 修理需要の予測、都への要請 <u>区</u>災害対策本部長は、… (略) …。<u>区建築部</u>は、… (略) …。	第 6 入居申請 1 <u>都市建設部（建築室）</u>は、… (略) …。 2 <u>都市建設部（建築室）</u>は、… (略) …。 第 7 入居者の募集・選定 2 入居者の募集の実施は、<u>都市建設部（建築室）</u>が行う。 3 … (略) …に基づき<u>都市建設部（建築室）</u>が入居の選定を行う。 4 … (略) …、<u>都市建設部（建築室）</u>は、… (略) …。 第 3 節 一般被災者住宅の応急修理（都市整備部） 震災により… (略) …、日常生活に欠くことができない部分<u>に対して、必要最小限の応急修理を行う。</u> 第 2 修理需要の予測、都への要請 <u>（削除）</u>災害対策本部長は、… (略) …。都市建設部（建築室）は、… (略) …。	組織改正に伴う修正及び採番修正 組織改正に伴う修正及び採番修正 組織改正に伴う修正及び表現の適正化 削除及び組織改正に伴う修正
194			

現 行		修 正 版	修正理由等
194	第4節 一時住宅の確保と斡旋（<u>建築部</u>） 第1 公営住宅の確保と斡旋 <u>第1 公営住宅の確保と斡旋</u> 災害救助法が適用され、…（略）…、<u>区建築部</u>は、…（略）…。	第4節 一時住宅の確保と斡旋（<u>都市建設部（建築室）</u>） 第1 公営住宅の確保と斡旋 <u>（削除）</u> 災害救助法が適用され、…（略）…、<u>都市建設部（建築室）</u>は、…（略）…。	組織改正に伴う修正 削除 組織改正に伴う修正
195	第2 民間賃貸住宅の供給 <u>区建築部</u>は、…（略）…。 <u>（1）対象世帯は、資力が無く…（略）…</u> <u>（2）募集する住宅は、都が、…（略）…。</u> <u>（3）供与期間は応急仮設住宅と同じく2年間とする。</u> <u>（4）家賃は、…（略）…。</u> <u>（7）帳票の整備</u> 一時提供住宅の供給に伴い、<u>区建築部</u>は…（略）…。	第2 民間賃貸住宅の供給 <u>都市建設部（建築室）</u>は、…（略）…。 <u>1 対象世帯</u> <u>（削除）資力が無く…（略）…</u> <u>2 募集する住宅</u> <u>（削除）都が、…（略）…。</u> <u>3 供与期間</u> <u>（削除）応急仮設住宅と同じく2年間とする。</u> <u>4 負担金</u> 家賃は、…（略）…。 <u>7 帳票の整備</u> 一時提供住宅の供給に伴い、<u>都市建設部（建築室）</u>は…（略）…。	組織改正に伴う修正 新規追加 新規追加 新規追加 新規追加 組織改正に伴う修正及び採番修正

現 行		修 正 版	修正理由等
196	第12章 災害時要援護者に対する支援 第1節 計画の方針 要介護高齢者、…（略）…、現行の支援策及び支援体制の見直し及び新たな取り組みが急務となっている。 第3節 被災生活支援（福祉部・子ども家庭部・政策経営部・衛生部・都市整備部・建築部） 第1 情報提供・相談サービス <u>(2) 区</u>福祉部は高齢者、心身障がい者等の生活相談を、<u>区</u>衛生部は災害時要援護者の健康相談等を行う。 第3 避難所の運営 <u>(2) 区</u>災害対策本部は、…（略）…を、<u>第二次</u>避難所として…（略）…。 第5 応急住宅 <u>(1) 区</u>仮設住宅対策 <u>区</u>建築部は、…（略）…。 <u>(2) 住宅</u>の幹旋 <u>区</u>建築部は、…（略）…。	第12章 災害時要援護者に対する支援 第1節 計画の方針 要介護高齢者、…（略）…、現行の支援策及び支援体制の見直し、<u>並びに</u>新たな取り組みが急務となっている。 第3節 被災生活支援（政策経営部、福祉部（<u>削除</u>）、衛生部、<u>都市建設部</u>） 第1 情報提供・相談サービス <u>2</u> <u>(削除)</u>福祉部は高齢者、心身障がい者等の生活相談を、<u>(削除)</u>衛生部は災害時要援護者の健康相談等を、<u>区民部は女性相談を行う。</u> 第3 避難所の運営 <u>2</u> <u>(削除)</u>災害対策本部は、…（略）…を、第二次<u>(福祉)</u>避難所として…（略）…。 第5 応急住宅 <u>1</u> 仮設住宅対策 <u>都市建設部（建築室）</u>は、…（略）…。 <u>2</u> 住宅の幹旋 <u>都市建設部（建築室）</u>は、…（略）…。	誤記修正 組織改正に伴う修正等 新規追加及び表現の適正化 表現の適正化及び採番修正 組織改正に伴う修正及び採番修正 組織改正に伴う修正及び採番修正

	現 行	修 正 版	修正理由等
202	第13章 都市機能等応急対策計画 第3節 ガス施設応急対策計画（東京ガス東部支店） 第2 応急対策 （4）災害時における応急工事 応急復旧に当たっては、…（略）…、非常事態発生後<u>の</u>可能な限り迅速適切に…（略）…。	第13章 都市機能等応急対策計画 第3節 ガス施設応急対策計画（東京ガス株式会社東部支店） 第2 応急対策 （4）災害時における応急工事 応急復旧にあたっては、…（略）…、非常事態発生後<u>には</u>可能な限り迅速適切に…（略）…。	表現の適正化及び文字サイズの一
207	第5節 下水道施設応急対策計画（都下水道局<u>北部第二下水</u>道事務所、<u>土木部</u>）	第5節 下水道施設応急対策計画（<u>都市建設部</u>、都下水道局<u>東部第二下水</u>道事務所）	組織改正に伴う修正及び名称変更 削除
208	第2 応急対策計画 東京都下水道局は、…（略）…。 <u>区土木部</u>は、…（略）…。	第2 応急対策（<u>削除</u>） 東京都下水道局は、…（略）…。 <u>都市建設部</u>は、…（略）…。	組織改正に伴う修正
	第6節 電信電話施設応急対策計画（N T T東日本<u>東京東</u>）	第6節 電信電話施設応急対策計画（N T T東日本<u>一東京</u>）	名称変更

現 行		修 正 版	修正理由等
208	第 7 節 交通施設応急対策計画（JR 東日本・東武鉄道・京成電鉄・東京地下鉄・首都圏新都市鉄道・都交通局・警視庁第六方面本部・千住、西新井、綾瀬、竹の塚警察署）	第 7 節 交通施設応急対策計画（警視庁第六方面本部、千住・西新井・綾瀬・竹の塚警察署、都交通局、東日本旅客鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社）	名称の適正化及び順番の入れ替え
209	第 1 JR 東日本 応急対策計画 (3) 駅長は関係箇所の上から前途の運転に対する諸設備の支障のないことの報告を受けて輸送指令に報告し、その指令に従って列車の運転を再開する。	第 1 東日本旅客鉄道 応急対策計画 3 駅長は関係箇所の上から前途の運転に対する諸設備に支障がないことの報告を受けた場合は、輸送指令に報告するとともに、その指令に従って列車の運転を再開する。	名称の適正化 表現の適正化及び採番修正
	第 2 東武鉄道応急対策計画 1. 運転取扱（運転取扱実施基準第 320 条より抜粋） (1) 運転指令は、… (略) …。	第 2 東武鉄道応急対策計画 1 運転取扱（運転取扱実施基準第 320 条より抜粋） (1) 運転指令の取扱い 運転指令は、… (略) …。	新規追加

	現 行	修 正 版	修正理由等
217	第14章 公共施設等の応急復旧対策 第2節 公共建造物等（資産管理部・千住・西新井・綾瀬・竹の塚警察署・千住・足立・西新井消防署） 第4 その他建造物応急対策 <u>（1）大地震の主振動が継続する時間は、大抵1分前後といわれているので、1分過ぎたら地震による直接の危険は去ったと考え落ち着いて行動する。</u>	第14章 公共施設等の応急復旧対策 第2節 公共建造物等（資産管理部・千住・西新井・綾瀬・竹の塚警察署・千住・足立・西新井消防署） 第4 その他建造物応急対策 <u>1 大地震の主振動が継続する間は、まずは身の安全確保を最優先に行い、揺れがおさまった後は、周囲の状況を十分に確認し、落ち着いて行動する。</u>	表現の適正化及び採番修正
219	第3節 道路、橋梁（<u>土木部</u>・都第六建設事務所・首都高速道路） 第1 道路 1.計画方針 国（国土交通省）と東京都（第六建設事務所）および<u>足立区土木部</u>は…（略）…。 第2 橋梁 2.応急対応計画 （1）各橋梁の管理者は、…（略）…。また、<u>これらの内容や状況などを</u>利用者に対して必要な広報を実施する。	第3節 道路、橋梁（<u>都市建設部</u>、都第六建設事務所、首都高速道路<u>株式会社</u>） 第1 道路 1 計画方針 国（国土交通省）と東京都（第六建設事務所）及び<u>都市建設部</u>は…（略）…。 第2 橋梁 2 応急対応計画 （1）各橋梁の管理者は、…（略）…。また、<u>これらの内容や状況等、</u>利用者に対して必要な広報を実施する。	組織改正に伴う修正及び表現の適正化 組織改正に伴う修正 表現の適正化

	現 行	修 正 版	修正理由等
220	第4節 河川、水路、排水場（<u>土木部</u>・都第六建設事務所・河川管理者・千住、西新井・綾瀬・竹の塚警察署・千住、足立、西新井消防署） 第1 河川 2. 応急対応計画 (1) 被害箇所の調査 <u>土木部</u>は、…（略）…。 (2) 堤防・護岸が被害を受け、被害が発生した場合、または、被害の発生が想定される場合 イ <u>土木部</u>は、…（略）…。 (3) <u>堤防・護岸が被害を受けたが、当面、被害発生のおそれがない場合、土木部</u>は、…（略）…。 (4) 堤防・護岸が被害を受け、沿川道路の通行に支障を来す場合 ウ 緊急道路障害物除去路線以外のものは、<u>土木部</u>が道路障害物除去を実施する。 (5) 堤防・護岸に軽微な被害があった場合 各河川管理者は、<u>土木部</u>から…（略）…。 第2 水路 1. 計画方針 …（略）…、土木部は、…（略）…。	第4節 河川、水路、排水場（<u>都市建設部</u>、都第六建設事務所、千住・西新井・綾瀬・竹の塚警察署、千住・足立・西新井消防署、河川管理者） 第1 河川 2 応急対応計画 (1) 被害箇所の調査 <u>都市建設部</u>は、…（略）…。 (2) 堤防・護岸が被害を受け被害が発生した場合、又は被害の発生が想定される場合 イ <u>都市建設部</u>は、…（略）…。 (3) <u>堤防・護岸が被害を受けたが、当面、被害発生のおそれがない場合</u> (削除) <u>都市建設部</u>は、…（略）…。 (4) 堤防・護岸が被害を受け、沿川道路の通行に支障をきたす場合 ウ 緊急道路障害物除去路線以外のものは、<u>都市建設部</u>が道路障害物除去を実施する。 (5) 堤防・護岸に軽微な被害があった場合 各河川管理者は、<u>都市建設部</u>から…（略）…。 第2 水路 1 計画方針 …（略）…、<u>都市建設部</u>は、…（略）…。	組織改正に伴う修正 組織改正に伴う修正 組織改正に伴う修正 新規追加 組織改正に伴う修正 組織改正に伴う修正 組織改正に伴う修正 組織改正に伴う修正
221	(5) 堤防・護岸に軽微な被害があった場合 各河川管理者は、<u>土木部</u>から…（略）…。	(5) 堤防・護岸に軽微な被害があった場合 各河川管理者は、<u>都市建設部</u>から…（略）…。	組織改正に伴う修正

現 行		修 正 版	修正理由等
223	第15章 応急教育・応急保育計画 第1節 応急教育（教育委員会・福祉部・<u>子ども家庭部</u>、<u>応急危険度判定部</u>） 第6 学用品の調達及び支給方法 1. 学用品の支給対象 …（略）…により<u>学用品を喪失し、又破損し、</u> 2. 学用品の調達及び支給方法 （2）学用品の調査 エ 期間の延長 …（略）…、厚生労働大臣<u>あて</u>必要な期間の延長を申請する。 第2節 応急保育（子ども家庭部） 第2 事前準備 <u>（2）</u>園長は、災害の発生に<u>供えて</u>…（略）…。 第3 災害時の体制 <u>（5）</u>園長は、…（略）…を<u>子ども家庭部長</u>に報告する。 第4 災害復旧の体制	第15章 応急教育・応急保育計画 第1節 応急教育（福祉部 <u>（削除）</u>、教育委員会、<u>応急危険度判定部</u>） 第6 学用品の調達及び支給方法 1 学用品の支給対象 …（略）…により<u>学用品を喪失又は破損し、</u> 2 学用品の調達及び支給方法 （2）学用品の調査 エ 期間の延長 …（略）…、厚生労働大臣<u>に対して</u>必要な期間の延長を申請する。 第2節 応急保育（子ども家庭部） 第2 事前準備 <u>2</u> 園長は、災害の発生に<u>備えて</u>…（略）…。 第3 災害時の体制 <u>5</u> 園長は、…（略）…を<u>子ども家庭部</u>に報告する。 第4 災害復旧<u>時</u>の体制	削除 表現の適正化 表現の適正化 誤記修正及び採番修正 表現の適正化及び採番修正 表現の適正化
225			
226			
227			

(削除) 震災復興本部
・災害対策本部 (情報収集司令室) に集まる被害概況により、… (略)
…

	現 行	修 正 版	修正理由等
235	第2章 生活復興に関する計画 第3節 融資計画（福祉部・社会福祉協議会） <u>1. 災害援護資金</u>（足立区社会福祉協議会） <u>(1)</u> 貸付対象 …（略）…、この資金（<u>災害援護資金</u>）の貸付を受けることによって、…（略）…。 <u>(3)</u> 貸付条件 <u>ア.</u> 据置期間 <u>1年以内</u> <u>イ.</u> 償還期間 <u>措置期間経過後7年以内</u> <u>ウ.</u> 利 子 年 <u>3%</u>（据置期間中は無利子） <u>エ.</u> 保 証 人 <u>次の各号に定める資格を有する連帯保証人1人以上</u> <u>(7)</u> 原則として借受人と同一区に居住し、<u>その世帯の更正に熟意を有するもの。</u> <u>(1)</u> …（略）… <u>オ.</u> 申込方法 <u>地区の民生委員を通じて足立区社会福祉協議会へ申し込む。</u>	第2章 生活復興に関する計画 第3節 融資計画（福祉部、社会福祉協議会） <u>第3 生活福祉資金</u>（足立区社会福祉協議会） <u>1 貸付対象</u> …（略）…、この資金（<u>削除</u>）の貸付を受けることによって、…（略）…。 <u>3 貸付条件</u> <u>(1)</u> 据置期間 <u>6カ月以内</u> <u>(2)</u> 据置期間（<u>削除</u>）7年以内 <u>(3)</u> 利 子 <u>保証人あり</u> 年 <u>0%</u> <u>保証人なし</u> 年 <u>1.5%</u>（据置期間中は無利子） <u>4 保証人条件</u> <u>(削除)</u> <u>(1)</u> 原則として借受人と<u>別世帯で</u>、その世帯の更正に熟意を有する者 <u>(2)</u> …（略）… <u>5 申込方法</u> <u>必要書類を添付のうえ</u>、足立区社会福祉協議会へ申し込む。	名称及び記載順の変更 採番修正 削除 採番修正 条件変更及び採番修正 削除及び採番修正 採番修正 条件変更 表現の適正化 削除 条件変更及び採番修正 採番修正 採番修正 表現の適正化

現 行		修 正 版		修正理由等																								
235	<u>2.</u> 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付（福祉部）	<u>第1</u> 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付（福祉部）		記載順の変更及び採番修正																								
236	○災害援護資金の貸付 （1）申込者の資格 才 <u>原則として、足立区に居住する確実な保証人が1人あること。</u>	<u>3</u> 災害援護資金の貸付 （1）申込者の資格 才 <u>連帯保証人</u> <u>次の要件を満たす連帯保証人が1人必要となる。</u> <u>（ア）原則として足立区内に1年以上居住していること。</u> <u>（イ）借受人とは、別世帯を構成するものであること。</u> <u>（ウ）保証能力があること。</u> <u>（エ）現に本貸付を借りておらず、連帯保証人になっていないこと。</u>		採番修正 条件変更																								
(2) 貸付限度額		(2) 貸付限度額																										
<table><tr><th>区 分</th><th>被害の種類及び程度</th><th>限 度 額</th></tr><tr><td>世帯主が…（略）…</td><td><u>ア</u>家財についての被害金額がその家財の価格がおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合</td><td>150万円</td></tr><tr><td>…</td><td>…（略）…</td><td>…（略）…</td></tr><tr><td colspan="2">…（略）…</td><td>…（略）…</td></tr></table>		区 分	被害の種類及び程度	限 度 額	世帯主が…（略）…	<u>ア</u> 家財についての被害金額がその家財の価格がおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	150万円	…	…（略）…	…（略）…	…（略）…		…（略）…	<table><tr><th>区 分</th><th>被害の種類及び程度</th><th>限 度 額</th></tr><tr><td>世帯主が…（略）…</td><td>（削除）家財についての被害金額が、その家財の価格の概ね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合</td><td>150万円</td></tr><tr><td>…</td><td>…（略）…</td><td>…（略）…</td></tr><tr><td colspan="2">…（略）…</td><td>…（略）…</td></tr></table>		区 分	被害の種類及び程度	限 度 額	世帯主が…（略）…	（削除） 家財についての被害金額が、その家財の価格の概ね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	150万円	…	…（略）…	…（略）…	…（略）…		…（略）…	誤記修正
区 分	被害の種類及び程度	限 度 額																										
世帯主が…（略）…	<u>ア</u> 家財についての被害金額がその家財の価格がおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	150万円																										
…	…（略）…	…（略）…																										
…（略）…		…（略）…																										
区 分	被害の種類及び程度	限 度 額																										
世帯主が…（略）…	（削除） 家財についての被害金額が、その家財の価格の概ね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	150万円																										
…	…（略）…	…（略）…																										
…（略）…		…（略）…																										

現 行		修 正 版	修正理由等																								
238	<u>3.</u> 応急小口資金の貸付（福祉部） <u>(3)</u> 貸付条件 <u>才</u> 連帯保証人 次の要件を満たす連帯保証人が1人必要となります。 <u>(5)</u> 申込方法 り災証明書、…（略）…場合は、住民票の写しを<u>添え</u>、かつ…（略）…。 <u>4.</u> 中小企業関係災害復旧資金融資 <table border="1"> <tr> <th>使 途</th><th>限 度</th><th>期 間（据置期間）</th><th>利 率</th></tr> <tr> <td>運 転 資 金</td><td>一災害につき 8,000万円</td><td>10年以内 (据置期間1年含む)</td><td><u>責任共有利率</u> <u>1.7%</u></td></tr> <tr> <td>設 備 資 金</td><td></td><td><u>15年以内</u> (据置期間1年含む)</td><td><u>全部保証利率</u> <u>1.5%</u></td></tr> </table> <u>ア</u> 都内で…（略）…を受けている<u>もの</u>。 <u>6.</u> 住宅関係貸付（都都市整備局） <u>(1)</u> 貸付の種類、範囲及び貸付額	使 途	限 度	期 間（据置期間）	利 率	運 転 資 金	一災害につき 8,000万円	10年以内 (据置期間1年含む)	<u>責任共有利率</u> <u>1.7%</u>	設 備 資 金		<u>15年以内</u> (据置期間1年含む)	<u>全部保証利率</u> <u>1.5%</u>	<u>第2</u> 応急小口資金の貸付（福祉部） <u>3</u> 貸付条件 <u>(5)</u> 連帯保証人 次の要件を満たす連帯保証人が1人必要となる。 <u>カ</u> <u>借受人とは別世帯を構成するものであること</u> <u>5</u> 申込方法 り災証明書、…（略）…場合は、住民票の写し、<u>借受人の現在の収入を証明できる書類を添え</u>、かつ…（略）…。 <u>第4</u> 中小企業関係<u>融資</u> 災害復旧資金融資 <table border="1"> <tr> <th>使 途</th><th>限 度</th><th>期 間（据置期間）</th><th>融 資 利 率</th></tr> <tr> <td>運転資金</td><td>一災害につき 8,000万円</td><td>10年以内 (据置期間1年含む。)</td><td><u>1.5%</u></td></tr> <tr> <td>設備資金</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <u>1</u> <u>融資対象</u> 都内で…（略）…を受けている<u>者を対象とする</u>。 <u>第6</u> 住宅関係貸付（都都市整備局） <u>貸付の種類、範囲及び貸付額は、次のとおり</u>。	使 途	限 度	期 間（据置期間）	融 資 利 率	運転資金	一災害につき 8,000万円	10年以内 (据置期間1年含む。)	<u>1.5%</u>	設備資金				記載順の変更及び採番修正 採番修正 採番修正 新規追加 採番修正 新規追加 名称変更及び採番修正 時点修正 新規追加 表現の適正化 採番修正 表現の適正化
使 途	限 度	期 間（据置期間）	利 率																								
運 転 資 金	一災害につき 8,000万円	10年以内 (据置期間1年含む)	<u>責任共有利率</u> <u>1.7%</u>																								
設 備 資 金		<u>15年以内</u> (据置期間1年含む)	<u>全部保証利率</u> <u>1.5%</u>																								
使 途	限 度	期 間（据置期間）	融 資 利 率																								
運転資金	一災害につき 8,000万円	10年以内 (据置期間1年含む。)	<u>1.5%</u>																								
設備資金																											

	現 行	修 正 版	修正理由等
240	第 3 章 都市復興に関する計画 第 2 節 都市復興のプロセス（ 都市整備部 ）	第 3 章 都市復興に関する計画 第 2 節 都市復興のプロセス（ 都市建設部 ）	組織改正に伴う修正
241	第 3 節 地区復興まちづくり計画（ 都市整備部 ）	第 3 節 地区復興まちづくり計画（ 都市建設部 ）	組織改正に伴う修正
242	第 4 節 事前復興まちづくり（ 都市整備部 ）	第 4 節 事前復興まちづくり（ 都市建設部 ）	組織改正に伴う修正

	現 行	修 正 版	修正理由等
248	第5部 応援派遣計画 第2章 相互応援協定締結自治体に対する応援派遣 第2節 事前の準備（総務部・危機管理室・防災関係機関） 第2 災害時相互応援協定の締結状況 2.海溝型地震対策 新潟県魚沼市、栃木県鹿沼市、栃木県那須塩原市、栃木県日光市、千葉県鋸南町、千葉県富津市、長野県山ノ内町、山梨県山中湖村、福島県相馬市 3.直下型地震対策 埼玉県八潮市・川口市・草加市・蕨市・戸田市・鳩ヶ谷市	第5部 応援派遣計画 第2章 相互応援協定締結自治体に対する応援派遣 第2節 事前の準備（総務部、危機管理室、防災関係機関） 第2 災害時相互応援協定の締結状況 2 海溝型地震対策 新潟県魚沼市、栃木県鹿沼市、栃木県那須塩原市、栃木県日光市、千葉県鋸南町、千葉県富津市、長野県山ノ内町、山梨県山中湖村、福島県相馬市、宮城県美里町、岐阜県多治見市 3 直下型地震対策 埼玉県八潮市・川口市・草加市・蕨市・戸田市（削除） 第3 応援派遣体制の整備 区は…（略）…。 第3節 災害時の支援（区対策支援本部） 第2 区対策支援本部の設置及び廃止 4 区対策支援本部の組織、本部長等の職務、情報指令室、情報収集指令室、各部の分掌事務等は、（削除）災害対策本部に準ずる。	新規協定締結自治体の追加 鳩ヶ谷市の川口市への編入合併に伴う修正（削除） 新規追加 表現の適正化 削除及び表現の適正化
249	第3節 災害時の支援（区対策支援本部） 第2 区対策支援本部の設置及び廃止 4 区対策支援本部の組織、本部長等の職務、情報指令室、各部の分掌事務等は 区災害対策本部に準ずる。	災害時の支援（区対策支援本部） 区対策支援本部の設置及び廃止 4 （削除）対策支援本部の組織、本部長等の職務、本部長室、情報収集指令室、各部の分掌事務等は、（削除）災害対策本部に準ずる。	

	現 行	修 正 版	修正理由等
253	第 6 部 応急対策に関する足立区の全体シナリオ 足立区直下型地震被害想定シナリオについて …（略）…。 <u>とくに、</u>今回示した…（略）…必要がある。	第 6 部 応急対策に関する足立区の全体シナリオ 足立区直下型地震被害想定シナリオについて …（略）…。 <u>以上の特徴を踏まえ、</u>今回示した…（略）…必要がある。	表現の適正化
255	足立区の直下地震時の全体シナリオ 表中左の項目「<u>下水道局の役割</u>」	足立区の直下地震時の全体シナリオ 「<u>下水道</u>」に名称を変更し、表中左の項目「ライフライン・鉄道」中にある「上水道」の下段へ移動	表現の適正化及び 適切な項目への移動

現 行		修 正 版	修正理由等
257	第7部 火山対策 第2章 島しょ地域における火山対策 第1節 島外避難者の受入態勢の整備 都の地域における火山は、…（略）…。 区は、都から避難者の受入れを…（略）…。 第3章 富士山噴火降灰対策 第1節 富士山の現況等 2. 富士山の活動史 (1) 富士山は…（略）…。 (2) それ以降も…（略）…。 (3) 富士山の成り立ち イ.古富士火山”は、…（略）…。 新富士火山の主な噴火活動期 表（略） 富地(1988)に基づく	第7部 火山対策 第2章 島しょ地域における火山対策 <u>(削除)</u> 都の地域における火山は、…（略）…。 区は、都から<u>島外避難者</u>の受入れを…（略）…。 第3章 富士山噴火降灰対策 第1節 富士山の現況等 第2 富士山の活動史 1 <u>富士山の成り立ち</u> 富士山は…（略）…。 2 <u>過去の活動</u> それ以降も…（略）…。 3 <u>富士山の区分</u> (2) “<u>古富士火山</u>”は、…（略）…。 新富士火山の主な噴火活動期 表（略） 富地直道（1988） 「<u>新富士山の活動史、地質学雑誌</u> ’94 433-452（日本地質学会）」に基づく	削除 表現の適正化 採番修正 新規追加 新規追加 新規追加 誤記修正 表現の適正化
259	第7部 火山対策 第2章 島しょ地域における火山対策 第1節 島外避難者の受入態勢の整備 都の地域における火山は、…（略）…。 区は、都から避難者の受入れを…（略）…。 第3章 富士山噴火降灰対策 第1節 富士山の現況等 2. 富士山の活動史 (1) 富士山は…（略）…。 (2) それ以降も…（略）…。 (3) 富士山の成り立ち イ.古富士火山”は、…（略）…。 新富士火山の主な噴火活動期 表（略） 富地(1988)に基づく	第7部 火山対策 第2章 島しょ地域における火山対策 <u>(削除)</u> 都の地域における火山は、…（略）…。 区は、都から<u>島外避難者</u>の受入れを…（略）…。 第3章 富士山噴火降灰対策 第1節 富士山の現況等 第2 富士山の活動史 1 <u>富士山の成り立ち</u> 富士山は…（略）…。 2 <u>過去の活動</u> それ以降も…（略）…。 3 <u>富士山の区分</u> (2) “<u>古富士火山</u>”は、…（略）…。 新富士火山の主な噴火活動期 表（略） 富地直道（1988） 「<u>新富士山の活動史、地質学雑誌</u> ’94 433-452（日本地質学会）」に基づく	削除 表現の適正化 採番修正 新規追加 新規追加 新規追加 誤記修正 表現の適正化
260	第7部 火山対策 第2章 島しょ地域における火山対策 第1節 島外避難者の受入態勢の整備 都の地域における火山は、…（略）…。 区は、都から避難者の受入れを…（略）…。 第3章 富士山噴火降灰対策 第1節 富士山の現況等 2. 富士山の活動史 (1) 富士山は…（略）…。 (2) それ以降も…（略）…。 (3) 富士山の成り立ち イ.古富士火山”は、…（略）…。 新富士火山の主な噴火活動期 表（略） 富地(1988)に基づく	第7部 火山対策 第2章 島しょ地域における火山対策 <u>(削除)</u> 都の地域における火山は、…（略）…。 区は、都から<u>島外避難者</u>の受入れを…（略）…。 第3章 富士山噴火降灰対策 第1節 富士山の現況等 第2 富士山の活動史 1 <u>富士山の成り立ち</u> 富士山は…（略）…。 2 <u>過去の活動</u> それ以降も…（略）…。 3 <u>富士山の区分</u> (2) “<u>古富士火山</u>”は、…（略）…。 新富士火山の主な噴火活動期 表（略） 富地直道（1988） 「<u>新富士山の活動史、地質学雑誌</u> ’94 433-452（日本地質学会）」に基づく	削除 表現の適正化 採番修正 新規追加 新規追加 新規追加 誤記修正 表現の適正化

	現 行	修 正 版	修正理由等
271	東海地震事前対策編 第1章 対策の考え方 第1節 策定の趣旨 …（略）…。 その後、中央防災会議で「強化地域」の見直しが行われ、…（略）…が指定された。<u>平成21年4月1日現在</u>では、市町村合併の進展により強化地域は<u>8県166市町村</u>の区域となっている。…（略）…。 …（略）…。 しかし、震度5強以下の揺れであっても、地盤等の関係から局地的に被害<u>の</u>発生することも予想され、…（略）…。 …（略）…。	東海地震事前対策編 第1章 対策の考え方 第1節 策定の趣旨 …（略）…。 その後、中央防災会議で「強化地域」の見直しが行われ、…（略）…が指定された。<u>平成23年4月1日現在</u>では、市町村合併の進展により強化地域は<u>8都県157市町村</u>の区域となっている。…（略）…。 …（略）…。 しかし、震度5強以下の揺れであっても、地盤等の関係から局地的に被害<u>が</u>発生することも予想され、…（略）…。 …（略）…。	時点修正 時点修正 誤記修正
272	第2節 対策の基本的な考え方 <u>3.</u> 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、地域防災計画（震災対策編）「災害予防計画」及び「災害応急対策計画」で対処する。 <u>4.</u> 区の地域は<u>強化地域でないところから、…（略）…。</u>	第2節 対策の基本的な考え方 <u>第3</u> 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、地域防災計画（震災対策編）「<u>第2部</u> 災害予防計画」及び「<u>第3部</u> 災害応急・<u>復旧</u>対策計画」で対処する。 <u>第4</u> 区の地域は<u>強化地域外であることから、…（略）…。</u>	表現の適正化及び採番修正 表現の適正化及び採番修正

	現 行	修 正 版	修正理由等
274	第3章 災害予防対策 第1節 広報及び教育（危機管理室・政策経営部・教育委員会） <u>1.</u> 広 報 <u>(2)</u> 広報内容は次の事項について実施する。 <u>イ.</u> 東海地震に関する観測情報・注意情報	第3章 災害予防対策 第1節 広報及び教育（政策経営部、危機管理室、教育委員会） <u>第1</u> 広 報 <u>2</u> <u>広報内容</u> 広報内容は、次の事項について実施する。 <u>(2)</u> 東海地震に関連する調査情報・注意情報	採番修正 新規追加
275	<u>(3)</u> 広報の手段	<u>3</u> <u>広報手段</u>	名称変更等（気象庁発表）に伴う修正 表現の適正化及び採番修正
277	第3節 防災訓練（…（略）…・N T T 東日本東京東・東京電力上野支社・JR 東日本・東武鉄道・京成電鉄・東京地下鉄・首都圏新都市鉄道・東京都交通局） <u>2.</u> 警察署 <u>(2)</u> 実施回数 毎年一回以上実施するものとし、場所はその都度決定する。	第3節 防災訓練（…（略）…、東日本旅客鉄道株式会社、N T T 東日本 一東京、東京ガス株式会社 東部支店、東京電力株式会社 上野支社、東京地下鉄株式会社、東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社） <u>第2</u> 警察署 <u>2</u> <u>実施回数及び場所</u> 毎年一回以上実施するものとし、場所はその都度決定する。	名称変更及び名称の適正化等 採番修正 表現の適正化及び採番修正
278	<u>5.</u> 水道局足立営業所	<u>第5</u> 都水道局東部第二支所 足立営業所	名称の適正化及び採番修正

現 行		修 正 版		修正理由等											
280	第 4 章 東海地震観測情報及び注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応 ○ 東海地震観測情報及び注意情報は、… (略) …。 ○ … (略) …。 第 1 節 東海地震観測情報発表時の対応（各部・各機関） 1. 情報名、情報内容及び区・防災関係機関の配備態勢 東海地震観測情報は、従来の解説情報及び観測情報の低レベルのものに相当する。… (略) …。	第 4 章 東海地震に関連する調査情報及び注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応 ○ 東海地震に関連する調査情報及び注意情報は、… (略) …。 ○… (略) …。 第 1 節 東海地震に関連する調査情報発表時の対応（各部、各機関） 第 1 情報名、情報内容及び区・防災関係機関の配備態勢 東海地震に関連する調査情報は、観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に、その変化の原因についての調査の状況を公表したものである。 … (略) …。	名称変更等（気象庁発表）に伴う修正	名称変更等（気象庁発表）に伴う修正											
<table><tr><th>情報名</th><th>情報内容</th><th>配備態勢</th></tr><tr><td>観測情報</td><td>東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちには、評価できない場合等に発表される。 また、本情報を発表後に東海地震発生のおそれなくなると認められた場合、東海地震の前兆現象とは直接関係がないと判断された場合には、安心情報である旨を明記して発表される。</td><td>情報収集連絡体制</td></tr></table>		情報名	情報内容	配備態勢	観測情報	東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちには、評価できない場合等に発表される。 また、本情報を発表後に東海地震発生のおそれなくなると認められた場合、東海地震の前兆現象とは直接関係がないと判断された場合には、安心情報である旨を明記して発表される。	情報収集連絡体制	<table><tr><th>情報名</th><th>情報内容</th><th>配備態勢</th></tr><tr><td>東海地震に関連する調査情報</td><td>東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちには評価できない場合等に発表される。 また、本情報を発表後に東海地震発生のおそれなくなると認められた場合、東海地震の前兆現象とは直接関係がないと判断された場合には、安心情報である旨を明記して発表される。</td><td>情報収集連絡体制</td></tr></table>	情報名	情報内容	配備態勢	東海地震 に関連する 調査情報	東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちには評価できない場合等に発表される。 また、本情報を発表後に東海地震発生のおそれなくなると認められた場合、東海地震の前兆現象とは直接関係がないと判断された場合には、安心情報である旨を明記して発表される。	情報収集連絡体制	
情報名	情報内容	配備態勢													
観測情報	東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちには、評価できない場合等に発表される。 また、本情報を発表後に東海地震発生のおそれなくなると認められた場合、東海地震の前兆現象とは直接関係がないと判断された場合には、安心情報である旨を明記して発表される。	情報収集連絡体制													
情報名	情報内容	配備態勢													
東海地震 に関連する 調査情報	東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちには評価できない場合等に発表される。 また、本情報を発表後に東海地震発生のおそれなくなると認められた場合、東海地震の前兆現象とは直接関係がないと判断された場合には、安心情報である旨を明記して発表される。	情報収集連絡体制													

281

現 行

第2節 東海地震注意情報発表時の対応（各部・警視庁第六方面本部・千住・西新井・綾瀬・竹の塚警察署・東京消防庁第六消防方面本部・千住、足立、西新井消防署）

3. 伝達体制

所 属 ・ 機 関	内 容	備 考
区・危機管理室	各部及び各防災関係機関に、有線電話・無線電話等により伝達する。	
区・各部	部内各課、所管する施設・事業所、所管する公社に伝達する。 また、特に業務上伝達が必要な関係機関に周知する。 ・子ども家庭部は、 <u>私立保育園等に伝達する。</u> ・教育委員会は、 <u>私立幼稚園、私立専修学校、私立各種学校等に伝達する。</u>	
警 察 署	警視庁本部から注意情報が発表された時の通報を受けた時は、直ちに署内、各交番及び警備要員に伝達する。	
消 防 署	東京消防庁から注意情報の通報を受けた時は、直ちに消防方面本部、署内、各出張所及び消防団に伝達する。	
その他の防災関係機関	機関の本部及び区から注意情報の通報を受けた時は、直ちに各部課及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体に伝達する。	

修 正 版

第2節 東海地震注意情報発表時の対応（各部、警視庁第六方面本部、千住・西新井・綾瀬・竹の塚警察署、東京消防庁第六消防方面本部、千住・足立・西新井消防署）

第3 伝達体制

修正理由等

名称変更等（気象庁発表）に伴う修正

採番修正

削除（「備考」欄）

表現の適正化

現 行		修 正 版		修正理由等																			
283	第3節 混乱防止措置（各部・警視庁第六方面本部・千住、西新井、綾瀬、竹の塚警察署・東京消防庁第六消防方面本部・千住、足立、西新井消防署・JR 東日本・東武鉄道・京成電鉄・東京地下鉄・首都圏新都市鉄道・NTT東日本東京東）	第3節 混乱防止措置（各部、警視庁第六方面本部、千住・西新井・綾瀬・竹の塚警察署、東京消防庁第六消防方面本部、千住・足立・西新井消防署、東日本旅客鉄道株式会社、NTT東日本・東京、京成電鉄株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社）		名称変更及び名称の適正化等																			
	<table><tr><th>所属・機関</th><th>内 容</th><th>備 考</th></tr><tr><td>区</td><td>1. 各防災関係機関が実施する、混乱防止措置の総合調整及び防止対策の立案・実施 2. 混乱防止に関する情報の収集及び分析 3. 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 4. その他必要事項</td><td></td></tr><tr><td>警察署</td><td>1. 情報の収集と広報活動 注意情報発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努めるとともに、住民・運転手等に対して冷静な対応を呼びかける。 2. 混乱の未然防止活動 駅・主要交差点等、混乱が発生するおそれがある場合に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理誘導を行う。</td><td></td></tr><tr><td>JR東日本</td><td>1. テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。 2. 各支社より社員を派遣するなど、駅客扱い要員の増強を図る。 3. 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。 (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 (2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客の迂回誘導、一方通行等を実施する。 (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請する。</td><td></td></tr></table>	所属・機関	内 容	備 考	区	1. 各防災関係機関が実施する、混乱防止措置の総合調整及び防止対策の立案・実施 2. 混乱防止に関する情報の収集及び分析 3. 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 4. その他必要事項		警察署	1. 情報の収集と広報活動 注意情報発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努めるとともに、住民・運転手等に対して冷静な対応を呼びかける。 2. 混乱の未然防止活動 駅・主要交差点等、混乱が発生するおそれがある場合に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理誘導を行う。		JR東日本	1. テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。 2. 各支社より社員を派遣するなど、駅客扱い要員の増強を図る。 3. 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。 (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 (2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客の迂回誘導、一方通行等を実施する。 (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請する。		<table><tr><th>所 属 ・ 機 関</th><th>内 容</th></tr><tr><td>区</td><td>1 各防災関係機関が実施する、混乱防止措置の総合調整及び防止対策の立案・実施 2 混乱防止に関する情報の収集及び分析 3 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 4 その他必要事項</td></tr><tr><td>警察署</td><td>1 情報の収集と広報活動 注意情報発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努めるとともに、住民・運転手等に対して冷静な対応を呼びかける。 2 混乱の未然防止活動 駅・主要交差点等、混乱が発生するおそれがある場合に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理誘導を行う。</td></tr><tr><td>東日本旅客鉄道株式会社</td><td>1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。 2 各支社より社員を派遣するなど、駅客扱い要員の増強を図る。 3 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。 (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 (2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客の迂回誘導、一方通行等を実施する。 (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請する。</td></tr></table>	所 属 ・ 機 関	内 容	区	1 各防災関係機関が実施する、混乱防止措置の総合調整及び防止対策の立案・実施 2 混乱防止に関する情報の収集及び分析 3 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 4 その他必要事項	警察署	1 情報の収集と広報活動 注意情報発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努めるとともに、住民・運転手等に対して冷静な対応を呼びかける。 2 混乱の未然防止活動 駅・主要交差点等、混乱が発生するおそれがある場合に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理誘導を行う。	東日本旅客鉄道株式会社	1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。 2 各支社より社員を派遣するなど、駅客扱い要員の増強を図る。 3 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。 (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 (2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客の迂回誘導、一方通行等を実施する。 (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請する。	名称の適正化及び表構成の修正
所属・機関	内 容	備 考																					
区	1. 各防災関係機関が実施する、混乱防止措置の総合調整及び防止対策の立案・実施 2. 混乱防止に関する情報の収集及び分析 3. 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 4. その他必要事項																						
警察署	1. 情報の収集と広報活動 注意情報発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努めるとともに、住民・運転手等に対して冷静な対応を呼びかける。 2. 混乱の未然防止活動 駅・主要交差点等、混乱が発生するおそれがある場合に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理誘導を行う。																						
JR東日本	1. テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。 2. 各支社より社員を派遣するなど、駅客扱い要員の増強を図る。 3. 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。 (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 (2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客の迂回誘導、一方通行等を実施する。 (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請する。																						
所 属 ・ 機 関	内 容																						
区	1 各防災関係機関が実施する、混乱防止措置の総合調整及び防止対策の立案・実施 2 混乱防止に関する情報の収集及び分析 3 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 4 その他必要事項																						
警察署	1 情報の収集と広報活動 注意情報発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努めるとともに、住民・運転手等に対して冷静な対応を呼びかける。 2 混乱の未然防止活動 駅・主要交差点等、混乱が発生するおそれがある場合に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理誘導を行う。																						
東日本旅客鉄道株式会社	1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。 2 各支社より社員を派遣するなど、駅客扱い要員の増強を図る。 3 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。 (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 (2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客の迂回誘導、一方通行等を実施する。 (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請する。																						

現 行		修 正 版	修正理由等																				
286	第 5 章 警戒宣言時の対応措置 第 2 節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達（各部・警視庁第六方面本部・千住、西新井、綾瀬、竹の塚警察署・東京消防庁第六消防方面本部・千住、足立、西新井消防署） 各防災機関は警戒宣言及び地震予知情報が発せられた場合は、…（略）…。 <u>1. 警戒宣言の伝達等</u> <table><tr><th>所属・機関</th><th>内 容</th><th>備 考</th></tr><tr><td>区</td><td>1. 危機管理室は、都から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、…（略）…。 2. …（略）…。 <u>3. 子ども家庭部</u>は、私立保育園へ電話により伝達する。 <u>4. 衛生部</u>は、…（略）…。 <u>5. 教育委員会</u>は、…（略）…。 6. …（略）…。</td><td></td></tr><tr><td>警察署</td><td>…（略）…。</td><td></td></tr><tr><td>消防署</td><td>1. 東京消防庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、…（略）…。 2. …（略）…。</td><td></td></tr></table>	所属・機関	内 容	備 考	区	1. 危機管理室は、都から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、…（略）…。 2. …（略）…。 <u>3. 子ども家庭部</u> は、私立保育園へ電話により伝達する。 <u>4. 衛生部</u> は、…（略）…。 <u>5. 教育委員会</u> は、…（略）…。 6. …（略）…。		警察署	…（略）…。		消防署	1. 東京消防庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、…（略）…。 2. …（略）…。		第 5 章 警戒宣言時の対応措置 第 2 節 警戒宣言、<u>東海</u>地震予知情報等の伝達（各部、警視庁第六方面本部、千住・西新井・綾瀬・竹の塚警察署、東京消防庁第六消防方面本部、千住・足立・西新井消防署） 各防災機関は警戒宣言及び<u>東海</u>地震予知情報が発せられた場合は、…（略）…。 <u>第 1 警戒宣言の伝達等</u> <table><tr><th>所属・機関</th><th>内 容</th></tr><tr><td>区</td><td>1 危機管理室は、都から警戒宣言及び<u>東海</u>地震予知情報等の通報を受けた時は、…（略）…。 2 …（略）…。 <u>3</u> 衛生部は、…（略）…。 <u>4</u> <u>学校教育部</u>は、…（略）…。 <u>5</u> 子ども家庭部は、…（略）…。 6 …（略）…。</td></tr><tr><td>警察署</td><td>…（略）…。</td></tr><tr><td>消防署</td><td>1 東京消防庁から警戒宣言及び<u>東海</u>地震予知情報等の通報を受けた時は、…（略）…。 2 …（略）…。</td></tr></table>	所属・機関	内 容	区	1 危機管理室は、都から警戒宣言及び <u>東海</u> 地震予知情報等の通報を受けた時は、…（略）…。 2 …（略）…。 <u>3</u> 衛生部は、…（略）…。 <u>4</u> <u>学校教育部</u> は、…（略）…。 <u>5</u> 子ども家庭部は、…（略）…。 6 …（略）…。	警察署	…（略）…。	消防署	1 東京消防庁から警戒宣言及び <u>東海</u> 地震予知情報等の通報を受けた時は、…（略）…。 2 …（略）…。	名称の適正化 名称の適正化 採番修正 名称の適正化、順番の入れ替え、削除（「備考」欄）及び採番修正
所属・機関	内 容	備 考																					
区	1. 危機管理室は、都から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、…（略）…。 2. …（略）…。 <u>3. 子ども家庭部</u> は、私立保育園へ電話により伝達する。 <u>4. 衛生部</u> は、…（略）…。 <u>5. 教育委員会</u> は、…（略）…。 6. …（略）…。																						
警察署	…（略）…。																						
消防署	1. 東京消防庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、…（略）…。 2. …（略）…。																						
所属・機関	内 容																						
区	1 危機管理室は、都から警戒宣言及び <u>東海</u> 地震予知情報等の通報を受けた時は、…（略）…。 2 …（略）…。 <u>3</u> 衛生部は、…（略）…。 <u>4</u> <u>学校教育部</u> は、…（略）…。 <u>5</u> 子ども家庭部は、…（略）…。 6 …（略）…。																						
警察署	…（略）…。																						
消防署	1 東京消防庁から警戒宣言及び <u>東海</u> 地震予知情報等の通報を受けた時は、…（略）…。 2 …（略）…。																						

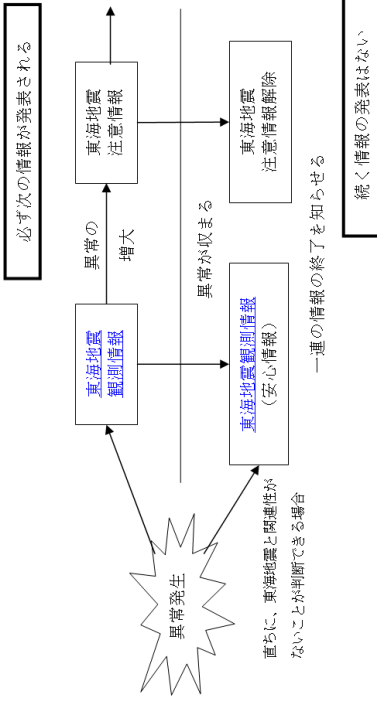
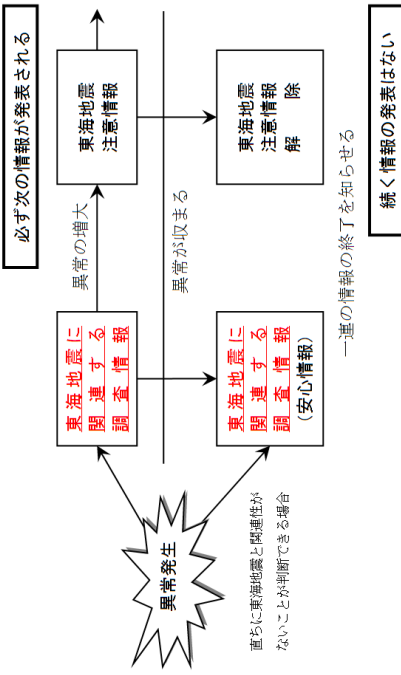
	現 行	修 正 版	修正理由等
288	第3節 消防、水防、危険物対策（土木部・都第六建設事務所・東京消防庁第六消防方面本部・千住・足立・西新井消防署・JR東日本・東武鉄道） 1. 消防対策（消防署） (1) 消防署は…（略）…。	第3節 消防、水防、危険物対策（都市建設部、都第六建設事務所、東京消防庁第六消防方面本部、千住・足立・西新井消防署、東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社） 第1 消防対策（消防署） 1 消防署 消防署は…（略）…。	組織改正に伴う修正及び名称の適正化
289	2. 水防対策・津波対策 (1) 区土木部 ア. 水門等の施設の点検 施設配置要員は…（略）…。 イ. 水防資機材の点検整備 備蓄資機材の…（略）…。 ウ. 水防活動計画により、…（略）…。	第2 水防対策・津波対策 1 都市建設部 (1) 水門等の施設の点検 施設配置要員は…（略）…。 (2) 水防資機材の点検整備 備蓄資機材の…（略）…。 (3) 水防作業実施体制の構築 水防活動計画により、…（略）…。	採番修正 組織改正に伴う修正 採番修正 採番修正 新規追加
290	(2) 都第六建設事務所 ア. 備蓄資機材の点検整備を行う。 イ. 水防管理団体（区）から…（略）…。	2 都第六建設事務所 (1) 水防資機材の点検整備 備蓄資機材の点検整備を行う。 (2) 水防管理団体（区）からの応援要請への対応 水防管理団体（区）から…（略）…。	採番修正 新規追加 新規追加

	現 行	修 正 版	修正理由等
291	第4節 警備、交通対策（ <u>土木部</u> ・都第六建設事務所・警察視庁第六方面本部・千住・西新井・綾瀬・竹の塚警察署・首都高速道路）	第4節 警備、交通対策（ <u>都市建設部</u> 、都第六建設事務所、警察視庁第六方面本部、千住・西新井・綾瀬・竹の塚警察署、首都高速道路株式会社）	組織改正に伴う修正及び名称の適正化
293	<u>3.</u> 道路管理者等のとるべき措置 <u>(1)</u> 区 <u>ア.</u> 警戒宣言が発せられた際には、…（略）…。	<u>第3</u> 道路管理者等のとるべき措置 <u>1</u> 区 <u>(1)</u> <u>危険箇所の点検</u> 警戒宣言が発せられた際には、…（略）…。	採番修正 採番修正 新規追加
294	第5節 公共輸送対策（ <u>JR 東日本</u> ・東武鉄道・京成電鉄・東京地下鉄・首都圏新都市鉄道・都交通局） <u>1.</u> <u>鉄道対策</u> 警戒宣言及び地震予知情報が出された場合の <u>情報伝達及び列車運行措置</u> は、次のとおりである。 <u>(1)</u> <u>J R 東日本旅客鉄道</u> <u>イ.</u> 混乱処置対応 混乱が予想される場合は、…（略）…、混乱防止及び盗難予防のため警察署 <u>の</u> 応援を求めるとともに、次の混乱防止対策を行う。	第5節 公共輸送対策（都交通局、 <u>東日本旅客鉄道株式会社</u> 、 <u>東武鉄道株式会社</u> 、 <u>京成電鉄株式会社</u> 、 <u>首都圏新都市鉄道株式会社</u> ） <u>(削除)</u> 警戒宣言及び地震予知情報が出された場合の <u>鉄道対策（情報伝達及び列車運行措置等）</u> は、次のとおりである。 <u>第1</u> <u>東日本旅客鉄道株式会社</u> <u>2</u> 混乱処置対応 混乱が予想される場合は、…（略）…、混乱防止及び盗難予防のため、警察署 <u>に</u> 応援を求めるとともに、次の混乱防止対策を行う。	名称の適正化 削除 表現の適正化 名称の適正化等 採番修正 誤記修正
295	<u>(3)</u> 東武鉄道	<u>第3</u> 東武鉄道株式会社	名称の適正化等
296	<u>エ.</u> 主要駅での対応 旅客の安全を図るための <u>措置</u>	<u>4</u> 主要駅での対応 旅客の安全を図るため、 <u>次の措置をとる。</u>	採番修正 表現の適正化

	現 行	修 正 版	修正理由等
298	第6節 学校福祉施設対策（教育委員会・福祉部・子ども家庭部） 1. 学校（区立幼稚園・幼保園・保育園・小学校・中学校）	第6節 学校福祉施設対策（福祉部、学校教育部、子ども家庭部） 第1 学 校（区立幼稚園・幼保園・保育園・小学校・中学校）	名称の適正化
299	(2) 警戒宣言時の対応 エ. 校外学習時	2 警戒宣言時の対応 (4) 校外学習時	採番修正 採番修正
300	(3) 学校（園）長は対応の状況を教育委員会・福祉部へ速やかに報告するとともに、…（略）…。	(3) 学校（園）長は対応の状況を学校教育部・子ども家庭部・福祉部へ速やかに報告するとともに、…（略）…。	名称の適正化及び採番修正
303	(3) 学校（園）におけるその他の対応策 ウ. …（略）…。 残留する児童生徒等の数、校（園）外指導時にとった措置等の必要事項は、教育委員会又は所管課へ報告する。 第8節 電話、通信対策（NTT東日本東京東）	3 学校（園）におけるその他の対応策 (3) …（略）…。 残留する児童生徒等の数、校（園）外指導時にとった措置等の必要事項は、学校教育部・子ども家庭部又は所管課へ報告する。 第8節 電話、通信対策（NTT東日本一東京）	採番修正 表現の適正化及び採番修正 名称変更

現 行		修 正 版	修正理由等
304	第9節 電気、ガス、上下水道対策（東京電力上野支社・東京ガス東部支店・都水道局東部第二支所足立営業所・都下水道局北都第二下水道事務所） 1. 電 気（東京電力） 3. 上水道（都水道局） 4. 下水道（都下水道局） (1) 危険物に対する保安措置 …（略）…、警戒宣言が発表された場合は、第二非常配備態勢要員を配置し、保安の徹底に努める。	第9節 電気、ガス、上下水道対策（都水道局東部第二支所足立営業所、都下水道局東都第二下水道事務所、東京ガス株式会社東部支店、東京電力株式会社上野支社） 第1 電 気（東京電力株式会社上野支社） 第3 上水道（都水道局東都第二支所足立営業所） 第4 下水道（都下水道局東都第二下水道事務所） 1 危険物に対する保安措置 …（略）…、警戒宣言が発表された場合は、特別非常配備態勢を発令し、保安の徹底に努める。	名称変更及び名称の適正化等 名称の適正化等 名称の適正化等 名称の適正化等 表現の適正化及び採番修正
305			
306			
308	第12節 避難対策（区災害対策本部） …（略）…。なお、避難の実施については、本編第3部災害応急対策計画に準じて行う。 第13節 救援、救護対策（総務部・区民部・福祉部・衛生部・土木部・都水道局東部第二支所足立営業所） 4. 輸送車両の確保 (1) 区は、備蓄物資及び…（略）…。	第12節 避難対策（削除）災害対策本部） …（略）…。なお、避難の実施については、「震災対策編 第3部災害応急対策計画」に準じて行う。 第13節 救援、救護対策（総務部、区民部、福祉部、衛生部、都市建設部、都水道局東部第二支所足立営業所） 第4 物資の輸送態勢 1 輸送車両の確保 区は、備蓄物資及び…（略）…。	削除 表現の適正化 組織改正に伴う修正 新規追加 新規追加

	現 行	修 正 版	修正理由等
311	第6章 区民等のとるべき措置 第2節 防災区民組織のとるべき措置 <u>4.</u> 防災区民組織が結成されていない地域にあつては、… (略) …。	第6章 区民等のとるべき措置 第2節 防災区民組織のとるべき措置 <u>第4</u> <u>防災区民組織が結成されていない地域</u>の措置 防災区民組織が結成されていない地域にあつては、… (略) …。	新規追加
312	第3節 事業所のとるべき措置 <u>3.</u> 警戒宣言が発せられた時から発災まで <u>(5)</u> … (略) …。 薬品等の混触発火及び危険物等の流出、… (略) …。	第3節 事業所のとるべき措置 <u>第3</u> 警戒宣言が発せられた時から発災まで <u>5</u> … (略) …。 <u>また、</u> 薬品等の混触発火及び危険物等の流出、… (略) …。	採番修正 採番修正 表現の適正化

	現 行	修 正 版	修正理由等
314	資料 1 警戒宣言、地震予知情報について（東京管区気象台） 2 東海地震に関連する情報 (1) 東海地震観測情報 気象庁では、…（略）…直ちに評価できない場合などに東海地震観測情報を発表する。 また、…（略）…、安心情報である旨を明記して東海地震観測情報を発表する。	資料 1 警戒宣言、地震予知情報について（東京管区気象台） 2 東海地震に関連する情報 (1) 東海地震に関連する調査情報 気象庁では、…（略）…直ちに評価できない場合などに東海地震に関連する調査情報を発表する。 また、…（略）…、安心情報である旨を明記して東海地震に関連する調査情報を発表する。	名称変更等（気象庁発表）に伴う修正
315	東海地震観測情報と東海地震注意情報の発表形態 	東海地震に関連する調査情報と東海地震注意情報の発表形態 	名称変更等（気象庁発表）に伴う修正

	現 行	修 正 版	修正理由等
317	資料 2 異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス ス	資料 2 異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス ス	名称変更等（気象庁発表）に伴う修正

現 行		修 正 版	修正理由等
5	水 防 編	水 防 編	
	第1部 総 則	第1部 総 則	
	第2章 区・区民・事業所等のとるべき措置（震災対策編 の再掲）	第2章 区・区民・事業所等のとるべき措置（震災対策編 の再掲）	
	第6節 救助・救済活動の実施	第6節 救助・救済活動の実施	誤記修正
	第3章 各機関の業務大綱（震災対策編に準拠）	第3章 各機関の役割（震災対策編に準拠）	誤記修正

	現 行	修 正 版	修正理由等																																																
7	第2部 水害予防計画 第2章 水害予防計画 第2節 洪水対策（土木部・危機管理室） 第1 河川防災計画 河川の状況は、資料編 河川の状況、重要水防箇所指定基準は、資料編 重要水防箇所指定基準、注意箇所一覧は、資料編 注意箇所一覧表参照。	第2部 水害予防計画 第2章 水害予防計画 第2節 洪水対策（危機管理室、都市建設部） 第1 河川防災計画 河川の状況は、「資料編 河川の状況」、重要水防箇所評定基準は、「資料編重要水防箇所評定基準」、注意箇所一覧は、「資料編 注意箇所一覧」参照。	組織改正に伴う修正																																																
8	第2 水門・樋管の整備計画 …（略）… 水門・樋管は、資料編（水門一覧）のとおりである。	第2 水門・樋管の整備計画 …（略）… 水門・樋管は、資料編 水門・樋管一覧 のとおりである。	誤記修正																																																
	○水門・樋管箇所数（平成21年4月現在） <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名\区分</th><th>水門・樋管箇所数</th><th>河川名\区分</th><th>水門・樋管箇所数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見沼代用水</td><td>0</td><td>垢 川</td><td>1</td></tr> <tr> <td>毛 長 川</td><td>1</td><td>花 畑 川</td><td>6</td></tr> <tr> <td>新 芝 川</td><td>3</td><td>中 川</td><td>0</td></tr> <tr> <td>荒 川</td><td>1</td><td>葛 西 用水</td><td>2</td></tr> <tr> <td>旧 綾 瀬 川</td><td>1</td><td>総 数</td><td>27</td></tr> </tbody> </table> （注）河川敷設置分のみ（土木部）	河川名\区分	水門・樋管箇所数	河川名\区分	水門・樋管箇所数	見沼代用水	0	垢 川	1	毛 長 川	1	花 畑 川	6	新 芝 川	3	中 川	0	荒 川	1	葛 西 用水	2	旧 綾 瀬 川	1	総 数	27	水門・樋管箇所数（平成23年4月現在） <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名\区分</th><th>水門・樋管箇所数</th><th>河川名\区分</th><th>水門・樋管箇所数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見沼代用水</td><td>0</td><td>垢 川</td><td>1</td></tr> <tr> <td>毛 長 川</td><td>1</td><td>花 畑 川</td><td>6</td></tr> <tr> <td>新 芝 川</td><td>2</td><td>中 川</td><td>0</td></tr> <tr> <td>荒 川</td><td>1</td><td>葛 西 用水</td><td>2</td></tr> <tr> <td>旧 綾 瀬 川</td><td>1</td><td>総 数</td><td>24</td></tr> </tbody> </table> （注）河川敷設置分のみ（都市建設部）	河川名\区分	水門・樋管箇所数	河川名\区分	水門・樋管箇所数	見沼代用水	0	垢 川	1	毛 長 川	1	花 畑 川	6	新 芝 川	2	中 川	0	荒 川	1	葛 西 用水	2	旧 綾 瀬 川	1	総 数	24	時点修正及び組織改正に伴う修正
河川名\区分	水門・樋管箇所数	河川名\区分	水門・樋管箇所数																																																
見沼代用水	0	垢 川	1																																																
毛 長 川	1	花 畑 川	6																																																
新 芝 川	3	中 川	0																																																
荒 川	1	葛 西 用水	2																																																
旧 綾 瀬 川	1	総 数	27																																																
河川名\区分	水門・樋管箇所数	河川名\区分	水門・樋管箇所数																																																
見沼代用水	0	垢 川	1																																																
毛 長 川	1	花 畑 川	6																																																
新 芝 川	2	中 川	0																																																
荒 川	1	葛 西 用水	2																																																
旧 綾 瀬 川	1	総 数	24																																																

現 行		修 正 版		修正理由等
9	第3節 内水排除対策計画（土木部・危機管理室） 第1 下水道施設整備計画 2. 予防計画 ※下水道施設 (平成20年度未現在)	第3節 内水排除対策計画（危機管理室、都市建設部） 第1 下水道施設整備計画 2 予防計画 下水道施設 (平成22年度未現在)		組織改正に伴う修正
	水再生センター 2ヶ所	ポンプ所 6ヶ所	下水道管きよ 総 数 幹 線 枝 線 2,071,439.73m 104,806.48m 1,966,633.25m	
10	第2 排水場 ○排水場施設数（区管理区分のみ） (平成21年4月現在)	第2 排水場 排水場施設数（区管理区分のみ） (平成23年4月現在)		時点修正
	排水場 箇所数	ポンプ 台 数	電 動 機 台 数 出 力	排水能力 (m³/分)
	9カ所	19台	19台 319.4kw	186.2
	第3 水路防災計画 2. 水路防災計画 (1) 施設の現況 ○親水水路・貯留水路・碎石貯留水路 (平成21年4月1日現在) ○公共溝渠 (平成21年4月1日現在)	第3 水路防災計画 2 水路防災計画 (1) 施設の現況 ア 親水水路・貯留水路・碎石貯留水路 (平成23年4月1日現在) イ 公共溝渠 (平成23年4月1日現在)		時点修正及び採番修正 時点修正及び採番修正
	開渠延長 (m)	暗渠延長 (m)	計 (m)	
	652	37,541	38,193	
		開渠延長 (m)	暗渠延長 (m)	計 (m)
		542	35,152	35,694

	現 行	修 正 版	修正理由等
11	第 4 節 浸水対策（ <u>土木部</u> ・危機管理室）	第 4 節 浸水対策（危機管理室、 <u>都市建設部</u> ）	組織改正に伴う修正
12	第 5 節 都市型水害対策（ <u>土木部</u> ・危機管理室）	第 5 節 都市型水害対策（危機管理室、 <u>都市建設部</u> ）	組織改正に伴う修正
14	第 3 章 施設構造物・設備の安全化	第 3 章 施設構造物・設備の安全化	
	第 1 節 都市施設等防災計画	第 1 節 都市施設等防災計画	
	第 4 電気設備防災計画（震災対策編に準拠）	第 4 電気施設防災計画（震災対策編に準拠）	誤記修正
	第 5 ガス設備防災計画（震災対策編に準拠）	第 5 ガス施設防災計画（震災対策編に準拠）	誤記修正
	第 6 水道設備防災計画（震災対策編に準拠）	第 6 水道施設防災計画（震災対策編に準拠）	誤記修正
	第 8 電信電話設備防災計画（震災対策編に準拠）	第 8 電信電話施設防災計画（震災対策編に準拠）	誤記修正
15	第 4 章 応急対策への備え	第 4 章 応急対策への備え	
	第 5 節 応急対策用資機材整備計画	第 5 節 応急対策用資機材整備計画	
	第 3 東京ガス（震災対策編に準拠）	第 3 東京ガス株式会社（震災対策編に準拠）	表現の適正化
	第 4 水道局（震災対策編に準拠）	第 4 都水道局（震災対策編に準拠）	表現の適正化
	第 5 下水道局（震災対策編に準拠）	第 5 都下水道局（震災対策編に準拠）	表現の適正化
	第 6 東京電力（震災対策編に準拠）	第 6 東京電力株式会社（震災対策編に準拠）	表現の適正化
	第 6 節 応急対策用物資整備計画	第 6 節 応急対策用物資整備計画	
	第 5 備蓄物品の整備（震災対策編に準拠）	第 5 備蓄物品の更新（震災対策編に準拠）	表現の適正化

	現 行	修 正 版	修正理由等
18	第5章 防災行動力の向上 第4節 自主防災組織の育成 第2 区民の役割(震災対策編に準拠)	第5章 防災行動力の向上 第4節 自主防災組織の育成 第2 区民等の役割（震災対策編に準拠）	誤記修正
19	第5節 行政・事業所・区民の連携（震災対策編に準拠） 第6章 調査・研究 第1節 活動方針(震災対策編に準拠)	第5節 行政・事業所・区民等の連携（震災対策編に準拠） 第6章 調査・研究 第1節 活動の方針（震災対策編に準拠）	誤記修正

	現 行	修 正 版	修正理由等
21	第 3 部 水防応急対策計画 第 1 章 災害応急対策の活動体制 第 2 節 水防の責任及び機構等 <u>1. … (略) …。</u> <u>2. 東京都は、<u>区</u>が行う水防が十分に行われるように確保すべ<u>く</u>責任を有する。</u>（水防法第 3 条の六） <u>3. 消防機関は、水防に関しては<u>水防管理者である区長の</u>所轄の下に行動する。</u>（水防法第 5 条 3 項） <u>4. <u>区長</u>は、水防警報が発せられたとき、水位が<u>都道府県知事の定める警戒水位（はん濫注意水位）</u>に達したときは<u>都</u>の水防計画で定めるところにより、消防機関に出勤または、出勤の準備を<u>要請しなければならぬ</u>。</u>（水防法第 1 7 条） <u>5. <u>区長</u>は、水防のために必要と認めるときは、警察署長に警察官の出勤を<u>要請</u>できる。</u>（水防法第 2 2 条）	第 3 部 水防応急対策計画 第 1 章 災害応急対策の活動体制 第 2 節 水防の責任及び機構等 <u>第 1 … (略) …。</u> <u>第 2 都道府県（東京都）は、<u>その区域における水防管理団体（区）</u>が行う水防が十分に行われるように確保すべ<u>き</u>責任を有する。</u>（水防法第 3 条の六） <u>第 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては<u>水防管理者（区長）</u>の所轄の下に行動する。</u>（水防法第 5 条 3 項） <u>第 4 水防管理者（区長）は、水防警報が発せられたとき、水位が<u>はん濫注意水位</u>に達したとき、<u>その他水上必要があると認めるときは、都道府県（東京都）</u>の水防計画で定めるところにより、<u>水防団及び消防機関を出勤させ、又は出勤の準備をさせなければならない</u>。</u>（水防法第 17 条） <u>第 5 水防管理者（区長）は、水防のために必要と認めるときは、警察署長に<u>対して、警察官の出勤を求め</u>ることができる。</u>（水防法第 22 条）	表現の適正化（水防法の記述にあわせる）及び採番修正

現 行		修 正 版	修正理由等
21	第3節 足立区災害対策本部活動体制（各部） 第2 水防本部体制 1. <u>土木部長</u>は、…（略）…。 <u>a. …（略）…。</u> <u>b. …（略）…。</u> <u>c. 土木部長</u>が…（略）…。 2. <u>土木部長</u>（水防本部長）は、…（略）…。 3. 風水害等応急対策本部又は…（略）…。	第3節 内水排除対策計画（危機管理室、<u>都市建設部</u>） 第2 水防本部体制 1. <u>水防本部の設置基準</u> <u>都市建設部長</u>は、…（略）…。 <u>(1) …（略）…。</u> <u>(2) …（略）…。</u> <u>(3) 都市建設部長</u>が…（略）…。 2. <u>水防本部の廃止</u> <u>都市建設部長</u>（水防本部長）は、…（略）…。 3. <u>水防本部の統合</u> 風水害等応急対策本部又は…（略）…。	組織改正に伴う修正 新規追加 組織改正に伴う修正 採番修正 採番修正 組織改正に伴う修正等 新規追加 組織改正に伴う修正 新規追加
22	第3 除雪体制 1. <u>土木部長</u>は、…（略）…。 <u>2. 除雪体制は、…（略）…。</u> <u>3. 土木部長</u>は、…（略）…。	第3 除雪体制 1. <u>体制の基準</u> <u>都市建設部長</u>は、…（略）…。 <u>(削除)</u> 2. <u>体制の連絡</u> <u>都市建設部長</u>は、…（略）…。	新規追加 組織改正に伴う修正 削除 新規追加 組織改正に伴う修正

現 行		修 正 版		修正理由等									
21	<u>4. 活動内容及び職員配備</u> <table><tr><th>種 別</th><th>活 動 内 容</th><th>職 員 配 備</th></tr><tr><td>凍結防止 作業体制</td><td>大雪警報等により積雪が予想される場合、立体横断施設(階段、スロープ)等に凍結防止剤を散布する。</td><td><u>土木部計画調整課</u>若干名、工事課の必要数</td></tr><tr><td>除雪 作業体制</td><td>積雪が概ね5 c mを越える場合、立体横断施設及び駅・公共施設周辺歩道の除雪を行う。</td><td><u>土木部</u>職員の必要数</td></tr></table>	種 別	活 動 内 容	職 員 配 備	凍結防止 作業体制	大雪警報等により積雪が予想される場合、立体横断施設(階段、スロープ)等に凍結防止剤を散布する。	<u>土木部計画調整課</u> 若干名、工事課の必要数	除雪 作業体制	積雪が概ね5 c mを越える場合、立体横断施設及び駅・公共施設周辺歩道の除雪を行う。	<u>土木部</u> 職員の必要数			
種 別	活 動 内 容	職 員 配 備											
凍結防止 作業体制	大雪警報等により積雪が予想される場合、立体横断施設(階段、スロープ)等に凍結防止剤を散布する。	<u>土木部計画調整課</u> 若干名、工事課の必要数											
除雪 作業体制	積雪が概ね5 c mを越える場合、立体横断施設及び駅・公共施設周辺歩道の除雪を行う。	<u>土木部</u> 職員の必要数											
23	<u>5. 除雪対象箇所(資料編 除雪作業箇所一覧表 81頁参照)</u> 第 4 風水害等応急対策本部体制 1. 副区長は、… (略) …。 2. 関係部とは、水防本部(<u>土木部</u>)、総務部、区民部、福祉部、<u>教育委員会</u>、衛生部とする。 3. 副区長は、… (略) …。	<u>3 活動内容及び職員配備</u> <table><tr><th>種 別</th><th>活 動 内 容</th><th>職 員 配 備</th></tr><tr><td>凍結防止 作業体制</td><td>大雪警報等により積雪が予想される場合、立体横断施設 (階段、スロープ) 等に凍結防止剤を散布する。</td><td><u>都市建設部企画調整課</u>若干名、工事課の必要数</td></tr><tr><td>除 雪 作業体制</td><td>積雪が概ね5 c mを越える場合、立体横断施設及び駅・公共施設周辺歩道の除雪を行う。</td><td><u>都市建設部</u>職員の必要数</td></tr></table>	種 別	活 動 内 容	職 員 配 備	凍結防止 作業体制	大雪警報等により積雪が予想される場合、立体横断施設 (階段、スロープ) 等に凍結防止剤を散布する。	<u>都市建設部企画調整課</u> 若干名、工事課の必要数	除 雪 作業体制	積雪が概ね5 c mを越える場合、立体横断施設及び駅・公共施設周辺歩道の除雪を行う。	<u>都市建設部</u> 職員の必要数	<u>4 除雪対象箇所</u> 資料編 除雪作業箇所一覧 参照 第 4 風水害等応急対策本部体制 <u>1 体制の基準</u> 副区長は、… (略) …。 <u>2 関係部</u> 関係部とは、水防本部 (<u>都市建設部</u>)、総務部、区民部、福祉部、<u>学校教育部</u>、<u>子ども家庭部</u>とする。 <u>3 情報連絡体制の指示</u> 副区長は、… (略) …。	採番修正 組織改正に伴う修正 採番修正 表現の適正化 新規追加 新規追加 組織改正に伴う修正及び名称の適正化 新規追加
種 別	活 動 内 容	職 員 配 備											
凍結防止 作業体制	大雪警報等により積雪が予想される場合、立体横断施設 (階段、スロープ) 等に凍結防止剤を散布する。	<u>都市建設部企画調整課</u> 若干名、工事課の必要数											
除 雪 作業体制	積雪が概ね5 c mを越える場合、立体横断施設及び駅・公共施設周辺歩道の除雪を行う。	<u>都市建設部</u> 職員の必要数											

現 行				修 正 版		修正理由等
23	4．風水害等応急対策本部の活動体制			4 風水害等応急対策本部の活動体制		
	部 名	種 別	動 員 の 規 模	部 名	種 別	動 員 の 規 模
	土木部	水防体制第2次配備体制をとる。	水防要員全員	総 務 部	避難所の開設及び避難勧告の検討が可能な体制	危機管理室全員 総務課数名 秘書課数名
	総務部	避難所の開設及び避難勧告の検討が可能な体制	危機管理室全員 総務課数名 秘書課数名	区 民 部	被害状況調査が可能な体制	区民課数名 該当区民事務所数名
	福祉部	避難所開設が可能な体制 (1箇所10名程度)	福祉管理課を中心に 数名	福 祉 部	避難所開設が可能な体制 (1箇所10名程度)	福祉管理課を中心に 数名
	区民部	被害状況調査が可能な体制	区民課数名 該当区民事務所数名	衛 生 部	防疫活動が可能な体制	足立保健所生活衛生課を 中心に 数名
	教育委員会	避難所の開設が可能な体制	教育政策課数名 該当学校数名	都市建設部	水防体制第2次配備体制	水防要員全員
	衛生部	防疫活動が可能な体制	足立保健所生活衛生課を中心に 数名	学校教育部 子ども家庭部	避難所の開設が可能な体制	教育政策課 数名 該当学校数名

現 行		修 正 版		修正理由等																														
24	第5 災害対策本部の組織と活動	第5 災害対策本部の組織と活動																																
	3. 足立区災害対策本部体制	3 (削除) 災害対策本部体制																																
	1) 非常配備体制	(1) 非常配備体制																																
	<table><tr><th>種 別</th><th>発令の時期</th><th>動員体制</th></tr><tr><td>第一次 非常配備体制</td><td>災害の発生その他の状況により、<u>本部長</u>が必要と認めたとき。</td><td>… (略) …</td></tr><tr><td>第二次 非常配備体制</td><td>… (略) … 3 その他の状況により、<u>本部長</u>が必要と認めたとき。</td><td>… (略) …</td></tr><tr><td>第三次 非常配備体制</td><td>1 … (略) … 2 その他の状況により、<u>本部長</u>が必要と認めたとき。</td><td>… (略) …</td></tr><tr><td>第四次 非常配備体制</td><td>1 … (略) … 2 その他の状況により、<u>本部長</u>が必要と認めたとき。</td><td>… (略) …</td></tr></table>	種 別	発令の時期	動員体制	第一次 非常配備体制	災害の発生その他の状況により、 <u>本部長</u> が必要と認めたとき。	… (略) …	第二次 非常配備体制	… (略) … 3 その他の状況により、 <u>本部長</u> が必要と認めたとき。	… (略) …	第三次 非常配備体制	1 … (略) … 2 その他の状況により、 <u>本部長</u> が必要と認めたとき。	… (略) …	第四次 非常配備体制	1 … (略) … 2 その他の状況により、 <u>本部長</u> が必要と認めたとき。	… (略) …	<table><tr><th>種 別</th><th>発令の時期</th><th>動員体制</th></tr><tr><td>第 一 次 非常配備体制</td><td>災害の発生その他の状況により、<u>災害対策</u>本部長が必要と認めたとき。</td><td>… (略) …</td></tr><tr><td>第 二 次 非常配備体制</td><td>… (略) … 3 その他の状況により、<u>災害対策</u>本部長が必要と認めたとき。</td><td>… (略) …</td></tr><tr><td>第 三 次 非常配備体制</td><td>1 … (略) … 2 その他の状況により、<u>災害対策</u>本部長が必要と認めたとき。</td><td>… (略) …</td></tr><tr><td>第 四 次 非常配備体制</td><td>1 … (略) … 2 その他の状況により、<u>災害対策</u>本部長が必要と認めたとき。</td><td>… (略) …</td></tr></table>			種 別	発令の時期	動員体制	第 一 次 非常配備体制	災害の発生その他の状況により、 <u>災害対策</u> 本部長が必要と認めたとき。	… (略) …	第 二 次 非常配備体制	… (略) … 3 その他の状況により、 <u>災害対策</u> 本部長が必要と認めたとき。	… (略) …	第 三 次 非常配備体制	1 … (略) … 2 その他の状況により、 <u>災害対策</u> 本部長が必要と認めたとき。	… (略) …	第 四 次 非常配備体制	1 … (略) … 2 その他の状況により、 <u>災害対策</u> 本部長が必要と認めたとき。	… (略) …
	種 別	発令の時期	動員体制																															
第一次 非常配備体制	災害の発生その他の状況により、 <u>本部長</u> が必要と認めたとき。	… (略) …																																
第二次 非常配備体制	… (略) … 3 その他の状況により、 <u>本部長</u> が必要と認めたとき。	… (略) …																																
第三次 非常配備体制	1 … (略) … 2 その他の状況により、 <u>本部長</u> が必要と認めたとき。	… (略) …																																
第四次 非常配備体制	1 … (略) … 2 その他の状況により、 <u>本部長</u> が必要と認めたとき。	… (略) …																																
種 別	発令の時期	動員体制																																
第 一 次 非常配備体制	災害の発生その他の状況により、 <u>災害対策</u> 本部長が必要と認めたとき。	… (略) …																																
第 二 次 非常配備体制	… (略) … 3 その他の状況により、 <u>災害対策</u> 本部長が必要と認めたとき。	… (略) …																																
第 三 次 非常配備体制	1 … (略) … 2 その他の状況により、 <u>災害対策</u> 本部長が必要と認めたとき。	… (略) …																																
第 四 次 非常配備体制	1 … (略) … 2 その他の状況により、 <u>災害対策</u> 本部長が必要と認めたとき。	… (略) …																																
2) 各部非常配備体制動員表		(2) 各部非常配備体制動員表																																
6. 防災業務従事者の災害補償(震災対策編に準拠)		6 本部職員の安全管理																																
7. 足立区防災会議の招集(震災対策編に準拠)		震災対策編に準拠																																
8. 災害救助法の適用(震災対策編に準拠)		7 防災業務従事者の災害補償																																
		震災対策編に準拠																																
		8 足立区防災会議の招集																																
		震災対策編に準拠																																
		9 災害救助法の適用																																
		震災対策編に準拠																																
		採番修正																																
		新規追加																																
		新規追加																																
		採番修正																																
		採番修正																																
		採番修正																																

	現 行	修 正 版	修正理由等
25	第4節 防災機関の活動体制（…（略）…） 第3 警察署の活動体制 2. 警備態勢 (4) 非常態勢 台風の通過により、高潮の発生又は河川の増水により、堤防の決壊、いっ水、…（略）…。	第4節 防災関係機関の活動体制（…（略）…） 第3 警察署の活動体制 2 警備態勢 (4) 非常態勢 台風の通過に伴う高潮の発生、又は、河川の増水に伴う堤防の決壊、水があふれる、…（略）…。	誤記修正
26			表現の適正化
27	第4 東京電力の活動体制(震災対策編に準拠) 第5 東京ガスの活動体制(震災対策編に準拠) 第6 水道局東部第二支所、足立営業所の活動体制(震災対策編準拠) 第7 N T T 上野支店の活動体制(震災対策編に準拠)	第4 東京電力株式会社の活動体制（震災対策編に準拠） 第5 東京ガス株式会社の活動体制（震災対策編に準拠） 第6 都水道局東部第二支所足立営業所の活動体制（震災対策編に準拠） 第7 N T T 東日本一東京の活動体制（震災対策編に準拠）	名称の適正化 名称の適正化 名称の適正化 誤記修正及び名称変更
	第8 J R 東日本の活動体制(震災対策編に準拠) 第9 東武鉄道の活動体制(震災対策編に準拠) 第10 京成電鉄の活動体制(震災編対策に準拠) 第11 東京地下鉄(株)の活動体制(震災対策編に準拠) 第12 首都圏新都市鉄道(株)の活動体制（震災対策編に準拠）	第8 東日本旅客鉄道株式会社の活動体制（震災対策編に準拠） 第9 東武鉄道株式会社の活動体制（震災対策編に準拠） 第10 京成電鉄株式会社の活動体制（震災対策編に準拠） 第11 東京地下鉄株式会社の活動体制（震災対策編に準拠） 第12 首都圏新都市鉄道株式会社の活動体制（震災対策編に準拠）	名称の適正化 名称の適正化 名称の適正化 名称の適正化 名称の適正化

現 行		修 正 版		修正理由等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
27	第5節 情報収集・伝達（政策経営部・危機管理室・区民部・都市整備部・建設部・土木部・総務部・各機関）	第5節 情報収集・伝達（政策経営部、総務部、危機管理室、区民部、都市建設部、各機関）		組織改正に伴う修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
28	第2 河川等の巡視 区土木部 、消防署及び消防団は、…（略）…。	第2 河川等の巡視 都市建設部 、消防署及び消防団は、…（略）…。		組織改正に伴う修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	第4 警報・注意報の種類と発表基準（ 平成21年6月2日現在 ）	第4 警報・注意報の種類と発表基準（ 平成23年5月17日現在 ）		時点修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		1 警 報		新規追加																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	<table><tr><th>種類</th><th>区 域</th><th>発表基準</th></tr><tr><td rowspan="3">警 報</td><td>大 雨</td><td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表1の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>高潮警報</td><td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>潮位が東京湾平均海面 T.P.上-3.1m (A.P.上-4.2m) 以上と予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td></tr><tr><td rowspan="3">報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</</td></tr></table>	種類	区 域	発表基準	警 報	大 雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表1の基準に到達することが予想される場合	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	潮位が東京湾平均海面 T.P.上-3.1m (A.P.上-4.2m) 以上と予想される場合	暴風警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合	報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</
種類	区 域	発表基準																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
警 報	大 雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表1の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	潮位が東京湾平均海面 T.P.上-3.1m (A.P.上-4.2m) 以上と予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	23 区東部	区域内の区で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。具体的には、次の条件に該当する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が生ずるおそれがあると予想したとき。具体的には次の条件に該当する場合</																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

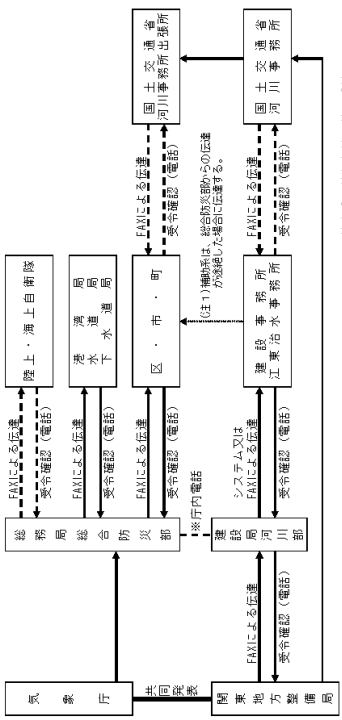
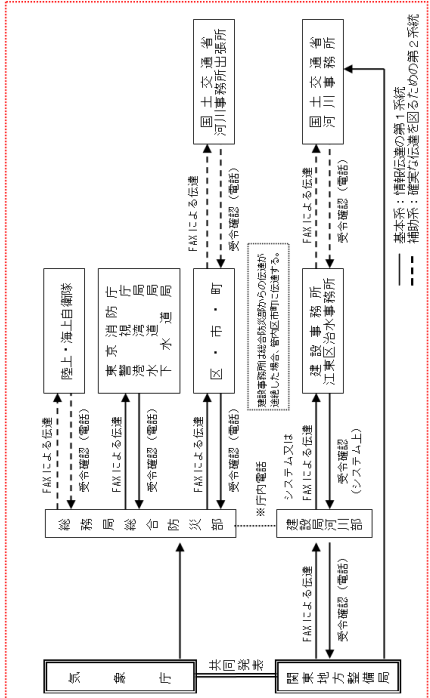
※高潮警報・注意報の基準の潮位は、一般に高さを示す「標高」で表す。
「標高」の基準面として、東京湾平均海面（T.P.）を用いる。

※ T.P.→東京湾の平均海面。
A.P.→Arakawa Peil の略。荒川工事基準面。

現 行			修 正 版		修正理由等																							
29	2 注意報 <table><tr><th>種 類</th><th>区 域</th><th>発表基準</th></tr><tr><td rowspan="2">大 雨 注意報</td><td>大雨による災害が発生するおそれがあるとき。具体的には、次の条件に該当する場合</td><td></td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で、別表 3 の基準に到達すること とが予想される場合</td></tr><tr><td rowspan="2">高 潮 注意報</td><td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあるとき。具体的には次の条件に該当する場合</td><td></td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>潮位が東京湾平均海面 T.P 上 2.0m (A.P 上 3.1m) 以上と予想される場合</td></tr><tr><td rowspan="2">洪 水 注意報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあるとき。具体的には次の条件に該当する場合</td><td></td></tr><tr><td>23 区東部</td><td>区域内の区で別表 4 の基準に到達すること とが予想される場合</td></tr><tr><td rowspan="2">強 風 注意報</td><td>強風により災害が発生するおそれがあるとき。具体的には次の条件に該当する場合</td><td></td></tr><tr><td>東京地方</td><td>風速 13m/s 以上 (八王子は風速 16m/s 以上)</td></tr></table> ※ T.P→東京湾の平均海面。 A.P→Arakawa Peil の略。荒川工事基準面。				種 類	区 域	発表基準	大 雨 注意報	大雨による災害が発生するおそれがあるとき。具体的には、次の条件に該当する場合		23 区東部	区域内の区で、別表 3 の基準に到達すること とが予想される場合	高 潮 注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあるとき。具体的には次の条件に該当する場合		23 区東部	潮位が東京湾平均海面 T.P 上 2.0m (A.P 上 3.1m) 以上と予想される場合	洪 水 注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあるとき。具体的には次の条件に該当する場合		23 区東部	区域内の区で別表 4 の基準に到達すること とが予想される場合	強 風 注意報	強風により災害が発生するおそれがあるとき。具体的には次の条件に該当する場合		東京地方	風速 13m/s 以上 (八王子は風速 16m/s 以上)	新規追加 時点修正
種 類	区 域	発表基準																										
大 雨 注意報	大雨による災害が発生するおそれがあるとき。具体的には、次の条件に該当する場合																											
	23 区東部	区域内の区で、別表 3 の基準に到達すること とが予想される場合																										
高 潮 注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあるとき。具体的には次の条件に該当する場合																											
	23 区東部	潮位が東京湾平均海面 T.P 上 2.0m (A.P 上 3.1m) 以上と予想される場合																										
洪 水 注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあるとき。具体的には次の条件に該当する場合																											
	23 区東部	区域内の区で別表 4 の基準に到達すること とが予想される場合																										
強 風 注意報	強風により災害が発生するおそれがあるとき。具体的には次の条件に該当する場合																											
	東京地方	風速 13m/s 以上 (八王子は風速 16m/s 以上)																										
3 記録的短時間大雨情報 <table><tr><th>種 類</th><th>区 域</th><th>発表基準</th></tr><tr><td rowspan="4">記録的短時間大雨情報</td><td>東京 地 方</td><td>1 時間雨量 100mm</td></tr><tr><td>伊豆諸島北部</td><td>1 時間雨量 90mm</td></tr><tr><td>伊豆諸島南部</td><td>1 時間雨量 90mm</td></tr><tr><td>小笠原 諸 島</td><td>1 時間雨量 80mm</td></tr></table>					種 類	区 域	発表基準	記録的短時間大雨情報	東京 地 方	1 時間雨量 100mm	伊豆諸島北部	1 時間雨量 90mm	伊豆諸島南部	1 時間雨量 90mm	小笠原 諸 島	1 時間雨量 80mm	新規追加 時点修正											
種 類	区 域	発表基準																										
記録的短時間大雨情報	東京 地 方	1 時間雨量 100mm																										
	伊豆諸島北部	1 時間雨量 90mm																										
	伊豆諸島南部	1 時間雨量 90mm																										
	小笠原 諸 島	1 時間雨量 80mm																										

現 行		修 正 版		修正理由等																																																																				
29	(別表 1) 大雨警報基準	<table><tr><th>区域</th><th>区</th><th>雨量基準</th><th>流域雨量指数基準</th><th>土壌雨量指数基準</th></tr><tr><td rowspan="7">23 区東部</td><td>台東区</td><td>R 1 = 50</td><td>168</td><td>168</td></tr><tr><td>墨田区</td><td>R 1 = 60</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>江東区</td><td>平坦地: R 3 = 110 平坦地以外: R 1 = 60</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>荒川区</td><td>R 1 = 50</td><td>168</td><td>168</td></tr><tr><td>足立区</td><td>R 3 = 100</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>葛飾区</td><td>R 1 = 50</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>江戸川区</td><td>平坦地: R 1 = 70 平坦地以外: R 3 = 110</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> ※R1 (3) = 1 (3) 時間雨量を表す	区域	区	雨量基準	流域雨量指数基準	土壌雨量指数基準	23 区東部	台東区	R 1 = 50	168	168	墨田区	R 1 = 60	—	—	江東区	平坦地: R 3 = 110 平坦地以外: R 1 = 60	—	—	荒川区	R 1 = 50	168	168	足立区	R 3 = 100	—	—	葛飾区	R 1 = 50	—	—	江戸川区	平坦地: R 1 = 70 平坦地以外: R 3 = 110	—	—	【別表 1】大雨警報基準 <table><tr><th>区 域</th><th>区</th><th>雨量基準</th><th>流域雨量指数基準</th><th>土壌雨量指数基準</th></tr><tr><td rowspan="7">23 区東部</td><td>台東区</td><td>R 1 = 50</td><td>168</td><td>168</td></tr><tr><td>墨田区</td><td>R 1 = 60</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>江東区</td><td>平坦地: R 3 = 110 平坦地以外: R 1 = 60</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>荒川区</td><td>R 1 = 50</td><td>168</td><td>168</td></tr><tr><td>足立区</td><td>R 1 = 60</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>葛飾区</td><td>R 1 = 50</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>江戸川区</td><td>平坦地: R 1 = 60 平坦地以外: R 3 = 110</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> ※欄中、R 1、R 3は、それぞれ1、3時間雨量を示す。 例えば、「R 1 = 70」であれば、「1時間雨量 70mm以上」を意味する。	区 域	区	雨量基準	流域雨量指数基準	土壌雨量指数基準	23 区東部	台東区	R 1 = 50	168	168	墨田区	R 1 = 60	—	—	江東区	平坦地: R 3 = 110 平坦地以外: R 1 = 60	—	—	荒川区	R 1 = 50	168	168	足立区	R 1 = 60	—	—	葛飾区	R 1 = 50	—	—	江戸川区	平坦地: R 1 = 60 平坦地以外: R 3 = 110	—	—	時点修正
区域	区	雨量基準	流域雨量指数基準	土壌雨量指数基準																																																																				
23 区東部	台東区	R 1 = 50	168	168																																																																				
	墨田区	R 1 = 60	—	—																																																																				
	江東区	平坦地: R 3 = 110 平坦地以外: R 1 = 60	—	—																																																																				
	荒川区	R 1 = 50	168	168																																																																				
	足立区	R 3 = 100	—	—																																																																				
	葛飾区	R 1 = 50	—	—																																																																				
	江戸川区	平坦地: R 1 = 70 平坦地以外: R 3 = 110	—	—																																																																				
区 域	区	雨量基準	流域雨量指数基準	土壌雨量指数基準																																																																				
23 区東部	台東区	R 1 = 50	168	168																																																																				
	墨田区	R 1 = 60	—	—																																																																				
	江東区	平坦地: R 3 = 110 平坦地以外: R 1 = 60	—	—																																																																				
	荒川区	R 1 = 50	168	168																																																																				
	足立区	R 1 = 60	—	—																																																																				
	葛飾区	R 1 = 50	—	—																																																																				
	江戸川区	平坦地: R 1 = 60 平坦地以外: R 3 = 110	—	—																																																																				
30	(別表 2) 洪水警報基準	<table><tr><th>区域</th><th>区</th><th>雨量基準</th><th>流域雨量指数基準</th><th>複合基準</th></tr><tr><td rowspan="7">23 区東部</td><td>台東区</td><td>R 1 = 50</td><td>隅田川流域 = 37</td><td>R 1 = 30 かつ 隅田川流域 = 16</td></tr><tr><td>墨田区</td><td>R 1 = 60</td><td>隅田川流域 = 37</td><td>—</td></tr><tr><td>江東区</td><td>平坦地: R 3 = 110 平坦地以外: R 1 = 60</td><td>隅田川流域 = 40</td><td>—</td></tr><tr><td>荒川区</td><td>R 1 = 50</td><td>隅田川流域 = 37</td><td>—</td></tr><tr><td>足立区</td><td>R 3 = 100</td><td>綾瀬川流域 = 16 隅田川流域 = 36</td><td>—</td></tr><tr><td>葛飾区</td><td>R 1 = 50</td><td>中川流域 = 33 綾瀬川流域 = 21</td><td>—</td></tr><tr><td>江戸川区</td><td>平坦地: R 1 = 70 平坦地以外: R 3 = 110</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> ※R1 (3) = 1 (3) 時間雨量を表す	区域	区	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	23 区東部	台東区	R 1 = 50	隅田川流域 = 37	R 1 = 30 かつ 隅田川流域 = 16	墨田区	R 1 = 60	隅田川流域 = 37	—	江東区	平坦地: R 3 = 110 平坦地以外: R 1 = 60	隅田川流域 = 40	—	荒川区	R 1 = 50	隅田川流域 = 37	—	足立区	R 3 = 100	綾瀬川流域 = 16 隅田川流域 = 36	—	葛飾区	R 1 = 50	中川流域 = 33 綾瀬川流域 = 21	—	江戸川区	平坦地: R 1 = 70 平坦地以外: R 3 = 110	—	—	【別表 2】洪水警報基準 <table><tr><th>区 域</th><th>区</th><th>雨量基準</th><th>流域雨量指数基準</th><th>複合基準</th></tr><tr><td rowspan="7">23 区東部</td><td>台東区</td><td>R 1 = 50</td><td>隅田川流域 = 37</td><td>R 1 = 30 かつ 隅田川流域 = 16</td></tr><tr><td>墨田区</td><td>R 1 = 60</td><td>隅田川流域 = 37</td><td>—</td></tr><tr><td>江東区</td><td>平坦地: R 3 = 110 平坦地以外: R 1 = 60</td><td>隅田川流域 = 40</td><td>—</td></tr><tr><td>荒川区</td><td>R 1 = 50</td><td>隅田川流域 = 37</td><td>—</td></tr><tr><td>足立区</td><td>R 1 = 60</td><td>綾瀬川流域 = 21 隅田川流域 = 37</td><td>—</td></tr><tr><td>葛飾区</td><td>R 1 = 50</td><td>中川流域 = 33 綾瀬川流域 = 21</td><td>—</td></tr><tr><td>江戸川区</td><td>平坦地: R 1 = 60 平坦地以外: R 3 = 110</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> ※1 欄中、R 1、R 3は、それぞれ1、3時間雨量を示す。 例えば、「R 1 = 70」であれば、「1時間雨量 70mm以上」を意味する。 ※2 欄中、「〇〇川流域=□□」は、「〇〇川流域の流域雨量指数□□以上」を意味する。	区 域	区	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	23 区東部	台東区	R 1 = 50	隅田川流域 = 37	R 1 = 30 かつ 隅田川流域 = 16	墨田区	R 1 = 60	隅田川流域 = 37	—	江東区	平坦地: R 3 = 110 平坦地以外: R 1 = 60	隅田川流域 = 40	—	荒川区	R 1 = 50	隅田川流域 = 37	—	足立区	R 1 = 60	綾瀬川流域 = 21 隅田川流域 = 37	—	葛飾区	R 1 = 50	中川流域 = 33 綾瀬川流域 = 21	—	江戸川区	平坦地: R 1 = 60 平坦地以外: R 3 = 110	—	—	時点修正
区域	区	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準																																																																				
23 区東部	台東区	R 1 = 50	隅田川流域 = 37	R 1 = 30 かつ 隅田川流域 = 16																																																																				
	墨田区	R 1 = 60	隅田川流域 = 37	—																																																																				
	江東区	平坦地: R 3 = 110 平坦地以外: R 1 = 60	隅田川流域 = 40	—																																																																				
	荒川区	R 1 = 50	隅田川流域 = 37	—																																																																				
	足立区	R 3 = 100	綾瀬川流域 = 16 隅田川流域 = 36	—																																																																				
	葛飾区	R 1 = 50	中川流域 = 33 綾瀬川流域 = 21	—																																																																				
	江戸川区	平坦地: R 1 = 70 平坦地以外: R 3 = 110	—	—																																																																				
区 域	区	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準																																																																				
23 区東部	台東区	R 1 = 50	隅田川流域 = 37	R 1 = 30 かつ 隅田川流域 = 16																																																																				
	墨田区	R 1 = 60	隅田川流域 = 37	—																																																																				
	江東区	平坦地: R 3 = 110 平坦地以外: R 1 = 60	隅田川流域 = 40	—																																																																				
	荒川区	R 1 = 50	隅田川流域 = 37	—																																																																				
	足立区	R 1 = 60	綾瀬川流域 = 21 隅田川流域 = 37	—																																																																				
	葛飾区	R 1 = 50	中川流域 = 33 綾瀬川流域 = 21	—																																																																				
	江戸川区	平坦地: R 1 = 60 平坦地以外: R 3 = 110	—	—																																																																				

現 行		修 正 版		修正理由等																																		
30	(別表 3) 大雨注意報基準	【別表 3】大雨注意報基準 <table><tr><th>区 域</th><th>区</th><th>雨量基準</th><th>土壌雨量指数基準</th></tr><tr><td rowspan="7">23 区 東 部</td><td>台 東 区</td><td><u>R 1 = 30</u></td><td>134</td></tr><tr><td>墨 田 区</td><td><u>R 1 = 40</u></td><td>154</td></tr><tr><td>江 東 区</td><td><u>平 坦 地：R 3 = 60</u> <u>平坦地以外：R 1 = 30</u></td><td>154</td></tr><tr><td>荒 川 区</td><td><u>R 1 = 30</u></td><td>134</td></tr><tr><td>足 立 区</td><td><u>R 1 = 40</u></td><td>154</td></tr><tr><td>葛 飾 区</td><td><u>R 1 = 30</u></td><td>154</td></tr><tr><td>江 戸 川 区</td><td><u>平 坦 地：R 1 = 40</u> <u>平坦地以外：R 3 = 60</u></td><td>154</td></tr></table> ※欄中、R 1、R 3 は、それぞれ 1、3 時間雨量を示す。 <u>例えば、「R 1 = 70」であれば、「1 時間雨量 70mm 以上」を意味する。</u>			区 域	区	雨量基準	土壌雨量指数基準	23 区 東 部	台 東 区	<u>R 1 = 30</u>	134	墨 田 区	<u>R 1 = 40</u>	154	江 東 区	<u>平 坦 地：R 3 = 60</u> <u>平坦地以外：R 1 = 30</u>	154	荒 川 区	<u>R 1 = 30</u>	134	足 立 区	<u>R 1 = 40</u>	154	葛 飾 区	<u>R 1 = 30</u>	154	江 戸 川 区	<u>平 坦 地：R 1 = 40</u> <u>平坦地以外：R 3 = 60</u>	154								
区 域	区	雨量基準	土壌雨量指数基準																																			
23 区 東 部	台 東 区	<u>R 1 = 30</u>	134																																			
	墨 田 区	<u>R 1 = 40</u>	154																																			
	江 東 区	<u>平 坦 地：R 3 = 60</u> <u>平坦地以外：R 1 = 30</u>	154																																			
	荒 川 区	<u>R 1 = 30</u>	134																																			
	足 立 区	<u>R 1 = 40</u>	154																																			
	葛 飾 区	<u>R 1 = 30</u>	154																																			
	江 戸 川 区	<u>平 坦 地：R 1 = 40</u> <u>平坦地以外：R 3 = 60</u>	154																																			
	(別表 4) 洪水注意報基準	【別表 4】洪水注意報基準 <table><tr><th>区 域</th><th>区</th><th>雨量基準</th><th>流域雨量指数基準</th><th>修正基準</th></tr><tr><td rowspan="7">23 区 東 部</td><td>台 東 区</td><td><u>R 1 = 30</u></td><td>隅田川流域 = <u>26</u></td><td><u>R 1 = 20</u> <u>かゝつ</u> 隅田川流域 = <u>16</u></td></tr><tr><td>墨 田 区</td><td><u>R 1 = 40</u></td><td>隅田川流域 = <u>20</u></td><td>二</td></tr><tr><td>江 東 区</td><td><u>平 坦 地：R 3 = 60</u> <u>平坦地以外：R 1 = 30</u></td><td>隅田川流域 = <u>22</u></td><td>二</td></tr><tr><td>荒 川 区</td><td><u>R 1 = 30</u></td><td>隅田川流域 = <u>20</u></td><td>二</td></tr><tr><td>足 立 区</td><td><u>R 1 = 40</u></td><td>綾瀬川流域 = <u>13</u> 隅田川流域 = <u>30</u></td><td>二</td></tr><tr><td>葛 飾 区</td><td><u>R 1 = 30</u></td><td>中 川流域 = <u>26</u> 綾瀬川流域 = <u>11</u></td><td>二</td></tr><tr><td>江 戸 川 区</td><td><u>平 坦 地：R 1 = 40</u> <u>平坦地以外：R 3 = 60</u></td><td>—</td><td>二</td></tr></table> ※1 欄中、R 1、R 3 は、それぞれ 1、3 時間雨量を示す。 <u>例えば、「R 1 = 70」であれば、「1 時間雨量 70mm 以上」を意味する。</u> ※2 欄中、「〇〇川流域 = □□」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 □□ 以上」を意味する。			区 域	区	雨量基準	流域雨量指数基準	修正基準	23 区 東 部	台 東 区	<u>R 1 = 30</u>	隅田川流域 = <u>26</u>	<u>R 1 = 20</u> <u>かゝつ</u> 隅田川流域 = <u>16</u>	墨 田 区	<u>R 1 = 40</u>	隅田川流域 = <u>20</u>	二	江 東 区	<u>平 坦 地：R 3 = 60</u> <u>平坦地以外：R 1 = 30</u>	隅田川流域 = <u>22</u>	二	荒 川 区	<u>R 1 = 30</u>	隅田川流域 = <u>20</u>	二	足 立 区	<u>R 1 = 40</u>	綾瀬川流域 = <u>13</u> 隅田川流域 = <u>30</u>	二	葛 飾 区	<u>R 1 = 30</u>	中 川流域 = <u>26</u> 綾瀬川流域 = <u>11</u>	二	江 戸 川 区	<u>平 坦 地：R 1 = 40</u> <u>平坦地以外：R 3 = 60</u>	—	二
区 域	区	雨量基準	流域雨量指数基準	修正基準																																		
23 区 東 部	台 東 区	<u>R 1 = 30</u>	隅田川流域 = <u>26</u>	<u>R 1 = 20</u> <u>かゝつ</u> 隅田川流域 = <u>16</u>																																		
	墨 田 区	<u>R 1 = 40</u>	隅田川流域 = <u>20</u>	二																																		
	江 東 区	<u>平 坦 地：R 3 = 60</u> <u>平坦地以外：R 1 = 30</u>	隅田川流域 = <u>22</u>	二																																		
	荒 川 区	<u>R 1 = 30</u>	隅田川流域 = <u>20</u>	二																																		
	足 立 区	<u>R 1 = 40</u>	綾瀬川流域 = <u>13</u> 隅田川流域 = <u>30</u>	二																																		
	葛 飾 区	<u>R 1 = 30</u>	中 川流域 = <u>26</u> 綾瀬川流域 = <u>11</u>	二																																		
	江 戸 川 区	<u>平 坦 地：R 1 = 40</u> <u>平坦地以外：R 3 = 60</u>	—	二																																		

	現 行	修 正 版	修正理由等
31	第 5 情報連絡体制 1. 東京都災害対策本部を中心とした通信連絡系統図(震災編準拠) 2. 地域防災無線系統図及び情報連絡図(震災編準拠) 3. 気象情報及び洪水予報連絡 (2) 洪水予報伝達系統図  ----- 基本系：情報伝達の第 1 系統 ----- 協力系：現実な伝達を図るための第 2 系統 補助系：基本系が途絶したときの予備系統	第 5 情報連絡体制 1 東京都災害対策本部を中心とした通信連絡系統図 <u>震災対策編に準拠</u> 2 地域防災無線系統図及び情報連絡図 <u>震災対策編に準拠</u> 3 気象情報及び洪水予報連絡 (2) 洪水予報伝達系統図  ----- 基本系：情報伝達の第 1 系統 ----- 協力系：現実な伝達を図るための第 2 系統 補助系：基本系が途絶したときの予備系統	誤記修正 表現の適正化 表現の適正化 時点修正
32			

現 行		修 正 版		修正理由等
33	4. 雨量・水位通報 (3) 水位通報の基準 ア. <u>指定通報水位</u> に達した時。以降、 <u>指定通報水位</u> に下がるまで毎時。 イ. 最高水位又は <u>警戒水位</u> (はん濫注意水位) に達した時。	4 雨量・水位通報 (3) 水位通報の基準 ア <u>水防団待機水位</u> に達したとき。以降、 <u>水防団待機水位</u> に下がるまで毎時 イ 最高水位、又は、 <u>(削除)</u> はん濫注意水位に達したとき		
	(4) 水位観測局一覧	(4) 水位観測局一覧		

128

現 行			修 正 版		修正理由等
34	<u>2)</u> 水防警報の…（略）…。		新規追加		
		誤記修正			
		<u>(2) 水防警報の発表基準</u> 水防警報の…（略）…。			
種 類	内 容	発 表 基 準			
待 機	1. 出水あるいは、水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できる旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても <u>さしつかえない</u> 旨を警告するもの。	気象予報、 <u>警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき</u>			
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されるとき 水防団待機水位に達し、はん濫注意水位を越えるおそれがあるとき			
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	はん濫注意水位を越えるおそれがあるとき 水位、流量などの河川状況で必要と判断されるとき			
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、 <u>越水、法崩、亀裂</u> その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	〇〇川はん濫警戒情報が発表されたり、すではん濫注意水位を越えて災害の起こるおそれがあるとき			
解 除	水防活動が必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位以下に下がったとき はん濫注意水位以上であつても水防活動が必要とする河川状況でないとは判断されたとき			
情 報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報発表する。	状況により必要と認めるとき			

	現 行	修 正 版	修正理由等
35	9. 毛長川水位警報システムの活用 毛長川の<u>溢水</u>に備えて、…（略）…。 第7 災害報告 1. <u>区</u>災害対策本部設置に…（略）…、 <u>1)</u> 水防本部を所管する<u>土木部計画調整課</u>が取りまとめ、…（略）…。 <u>2)</u> <u>土木部計画調整課</u>は、水防終了3日以内に「水防活動報告」（資料編 付表－4（ア）参照）を…（略）…。 また、…（略）…、被害発生後7日以内に「災害報告表」（資料編 付表－4（イ）参照）を…（略）…。	9 毛長川水位警報システムの活用 毛長川の<u>水があふれること</u>に備えて、…（略）…。 第7 災害報告 1 <u>(削除)</u> 災害対策本部設置に…（略）…、 <u>(1)</u> 水防本部を所管する<u>都市建設部企画調整課</u>が取りまとめ、…（略）…。 <u>(2)</u> <u>都市建設部企画調整課</u>は、水防終了3日以内に「水防活動報告」（資料編 <u>報告様式</u> 付表－4（ア）参照）を…（略）…。 また、…（略）…、被害発生後7日以内に「災害報告表」（資料編 <u>報告様式</u> 付表－4（イ）参照）を…（略）…。	誤記修正 削除 組織改正に伴う修正及び採番修正 組織改正に伴う修正、表現の適正化及び採番修正
36	2. <u>区</u>災害対策本部が設置された場合は、総務部災害対策課は、区長<u>(本部長)</u>に<u>対し、</u>及び東京都に対して…（略）…。 第7節 応援要請と受け入れ体制 第3 要請・通知先一覧（震災対策編に準拠）	2 <u>(削除)</u> 災害対策本部が設置された場合は、総務部災害対策課は、区長（<u>災害対策</u>本部長）及び東京都に対して…（略）…。 第7節 応援要請と受け入れ体制 第3 要請・<u>連絡</u>先一覧（震災対策編に準拠）	表現の適正化 表現の適正化

	現 行	修 正 版	修正理由等
38	第 2 章 水防活動計画 第 1 節 区の水防活動計画（危機管理室・<u>土木部</u>・総務部・水防本部・関係機関） 第 3 水防作業 1. <u>区土木部</u>は、…（略）…。 2. <u>区土木部</u>は、…（略）…。 第 4 公用負担 1. 水防法第 28 条の規定により水防上緊急の必要がある時、<u>区長(水防管理者)</u>及び消防機関の長は…（略）…。 第 3 章 危険物・避難誘導対策 第 1 節 計画方針(震災対策編に準拠) 第 3 節 避難誘導計画（…（略）…） 第 2 避難のための立退き勧告及び指示等 3. 避難誘導 (1) 自主避難 区は、…（略）…、その地域の住民に対しては<u>洪水警報</u>発令時には自主避難を…（略）…。	第 2 章 水防活動計画 第 1 節 区の水防活動計画（総務部、危機管理室、<u>都市建設部</u>、水防本部、関係機関） 第 3 水防作業 1 <u>都市建設部</u>は、…（略）…。 2 <u>都市建設部</u>は、…（略）…。 第 4 公用負担 1 水防法第 28 条の規定により水防上緊急の必要があるとき、<u>水防管理者（区長）</u>及び消防機関の長は…（略）…。 第 3 章 危険物・避難誘導対策 第 1 節 計画<u>の</u>方針（震災対策編に準拠） 第 3 節 避難誘導計画（…（略）…） 第 2 避難のための立退き勧告及び指示等 3 避難誘導 (1) 自主避難 区は、…（略）…、その地域の住民に対しては、<u>〇〇川はん濫警戒情報</u>発令時には自主避難を…（略）…。	組織改正に伴う修正 組織改正に伴う修正 組織改正に伴う修正 表現の適正化 誤記修正 誤記修正
39			
42			
43			

	現 行	修 正 版	修正理由等
43	第 4 章 救出・医療救護 第 4 節 患者<u>輸送</u>・医薬品調達(震災対策編に準拠) 第 5 章 道路の障害物除去・交通規制 第 2 節 道路の障害物除去 第 5 河川の障害物除去 <u>1. 実施方法</u> <u>(1) 区</u> 区が所管する河川の障害物の除去は、<u>土木部</u>が除去し、都の所管にあるものについては、<u>土木部</u>が都建設局に協力して除去に努める。 <u>(2) 都</u> 第 3 節 交通規制(震災対策編に準拠) <u>第 1 交通規制(震災対策編に準拠)</u>	第 4 章 救出・医療救護 第 4 節 患者<u>搬送</u>・医薬品調達（震災対策編に準拠） 第 5 章 道路の障害物除去・交通規制 第 2 節 道路の障害物除去 第 5 河川の障害物除去 <u>(削除)</u> <u>1 区の実施方法</u> 区が所管する河川の障害物の除去は、<u>都市建設部</u>が除去し、都の所管にあるものについては、<u>都市建設部</u>が都建設局に協力して除去に努める。 <u>2 都の実施方法</u> 第 3 節 交通規制(震災対策編に準拠) <u>(削除)</u>	誤記修正 削除 新規追加 組織改正に伴う修正 新規追加 削除
44			

現 行		修 正 版	修正理由等
46	第7章 避難所対策 第2節 避難所の開設（福祉部・子ども家庭部） 第1 風水害時における避難所の選定及び開設 3. …（略）…。ただし、福祉部職員のみで対応できない場合は、区教育委員会と協議し職員を配置する。	第7章 避難所対策 第2節 避難所の開設（福祉部、学校教育部、子ども家庭部） 第1 風水害時における避難所の選定及び開設 3 …（略）…。 ただし、福祉部職員のみで対応できない場合は、学校教育部、子ども家庭部と協議し、職員を配置する。	新規追加 表現の適正化
47	第4節 災害時要援護者に配慮した第三次避難所の開設及び運営 第5節 避難所の閉鎖（震災対策編に準拠）	第4節 災害時要援護者に配慮した第二次（福祉）避難所の開設及び運営（震災対策編に準拠） 第5節 長期化への対応（震災対策編に準拠） 第6節 避難所の統合・閉鎖（震災対策編に準拠）	表現の適正化 新規追加 表現の適正化

	現 行	修 正 版	修正理由等
48	第 8 章 <u>避難</u>生活支援・緊急物流システム 第 1 節 応急給水計画 第 1 風水害時の応急給水（震災対策編に準拠） 第 2 節 食料・生活必需品等の供給 第 1 計画方針（消防署以外は震災対策編に準拠） （消防署） 1. 人材、車両、<u>船艇</u>、資機材の配達・配分実施主体 第 4 節 救護物資及び避難者等の輸送計画 第 4 避難者の<u>輸送</u>（震災対策編に準拠）	第 8 章 <u>被災</u>生活支援・緊急物流システム 第 1 節 応急給水計画 第 1 風水害時の応急給水（震災対策編「<u>震災時の応急給水</u>」に準拠） 第 2 節 食料・生活必需品等の供給 第 1 計画方針（消防署以外は、震災対策編に準拠） 【 消防署 】 〔人材、車両、<u>舟艇</u>、資機材の配達・配分実施主体〕 第 4 節 救護物資及び避難者等の輸送計画 第 4 避難者<u>等</u>の<u>移送</u>（震災対策編に準拠）	誤記修正 表現の適正化
49			誤記修正 表現の適正化

	現 行	修 正 版	修正理由等
50	第10章 被災地の清掃・防疫・がれき処理等 第1節 ごみ処理 第2 風水害時関係ごみ処理計画（震災対策編に準拠） 第2節 し尿処理 第2 風水害時関係し尿処分作業（震災対策編に準拠） 第3節 保健衛生（震災対策編に準拠） 第2 防疫医療班（震災対策編に準拠） 第4節 防疫活動（震災対策編に準拠） 第2 防疫活動（震災対策編に準拠） 第3 防疫及び保健衛生用機材の備蓄（震災対策編に準拠） 第5節 住宅関係物の処理（がれき処理）（がれき部） 第2 障害物の撤去計画 2. 実施方法 (1) 災害救助法適用前は、区長が除去の必要を認めたものを対象として土木部が実施する。ただし、土木部のみで対応できないと予測される場合は、震災対策編を準用する。	第10章 被災地の清掃・防疫・がれき処理等 第1節 ごみ処理 第2 活動内容（震災対策編に準拠） 第2節 し尿処理 第2 し尿処理方式（震災対策編に準拠） 第3 し尿の収集・処理（震災対策編に準拠） 第3節 保健衛生（削除） 第2 衛生医療班（震災対策編に準拠） 第4節 防疫活動（削除） 第2 衛生活動（震災対策編に準拠） 第3 衛生用機材及び薬剤の備蓄（震災対策編に準拠） 第5節 住宅関係物の処理（がれき処理）（がれき部） 第2 障害物の撤去計画 2. 実施方法 (1) 災害救助法適用前は、区長が除去の必要を認めたものを対象として、都市建設部が実施する。ただし、都市建設部のみで対応できないと予測される場合は、震災対策編を準用する。	誤記修正 誤記修正 新規追加 削除 誤記修正 削除 誤記修正 誤記修正 組織改正に伴う修正

	現 行	修 正 版	修正理由等
51	第12章 応急住宅対策 第2節 応急仮設住宅の設置 第2 応急仮設住宅の建設需要予測・都への<u>要望</u>（震災対策編に準拠） 第7 <u>入居世帯</u>の選定（震災対策編に準拠）	第12章 応急住宅対策 第2節 応急仮設住宅の設置 第2 応急仮設住宅の建設需要予測・都への<u>要請</u>（震災対策編に準拠） 第7 <u>入居者の募集</u>・選定（震災対策編に準拠）	誤記修正 誤記修正
52	第3節 一般被災者住宅の応急修理 第2 修理需要の予測・都への<u>要望</u>（震災対策編に準拠） 第13章 災害時要援護者に対する支援 第3節 被災生活支援 第2 <u>保険</u>医療班（震災対策編に準拠） 第14章 都市機能等応急対策計画 第2節 電気施設応急対策計画 第1 各<u>施設</u>の保守（震災対策編に準拠） 第4節 水道施設応急対策計画 第1 災害時の活動態勢（震災対策編に準拠）	第3節 一般被災者住宅の応急修理 第2 修理需要の予測・都への<u>要請</u>（震災対策編に準拠） 第13章 災害時要援護者に対する支援 第3節 被災生活支援 第2 <u>保健</u>医療班（震災対策編に準拠） 第14章 都市機能等応急対策計画 第2節 電気施設応急対策計画 第1 各<u>設備</u>の保守（震災対策編に準拠） 第4節 水道施設応急対策計画 第1 災害時の活動態勢（震災対策編「<u>震災時の活動態勢</u>」に準拠）	誤記修正 誤記修正 誤記修正 誤記修正 誤記修正 表現の適正化
54	第4節 水道施設応急対策計画 第1 災害時の活動態勢（震災対策編に準拠）	第4節 水道施設応急対策計画 第1 災害時の活動態勢（震災対策編「<u>震災時の活動態勢</u>」に準拠）	誤記修正 表現の適正化

現 行		修 正 版	修正理由等
55	第7節 交通施設応急対策計画 第1 JR東日本 応急対策計画（震災対策編に準拠） 第16章 応急教育・応急保育計画 第2節 応急保育 第4 災害復旧の体制（震災対策編に準拠）	第7節 交通施設応急対策計画 第1 東日本旅客鉄道 応急対策計画（震災対策編に準拠） 第16章 応急教育・応急保育計画 第2節 応急保育 第4 災害復旧時の体制（震災対策編に準拠） 第3節 応急学童保育 第1 計画の方針（震災対策編に準拠） 第2 事前準備（震災対策編に準拠） 第3 災害時の体制（震災対策編に準拠） 第4 災害復旧時の体制（震災対策編に準拠） 第4部 災害 (削除) 復興計画	名称の適正化 誤記修正 新規追加 誤記修正

現 行		修 正 版	修正理由等
資料 編	資料 編		
60 1 河川の状況	1 河川の状況		時点修正
61 2 重要水防箇所指定基準	2 重要水防箇所 <u>指定基準</u>	2 重要水防箇所 <u>評定基準</u>	誤記修正及び表現の適正化
62 3 注意箇所一覧表	3 注意箇所一覧表	3 注意箇所一覧（ <u>削除</u> ）	時点修正及び表現の適正化
68 4 水門一覧	4 水門一覧	4 水門・ <u>樋管</u> 一覧	時点修正及び表現の適正化
69 5 管内排水場一覧	5 管内排水場一覧	5 管内排水場一覧	時点修正
70 6 排水場配置図	6 排水場配置図	6 排水場配置図	時点修正
71 7 足立区水防本部組織図	7 足立区水防本部組織図	7 足立区水防本部組織図	時点修正
		8 <u>風水害防止要員配備体制</u>	新規追加
72 8 <u>足立区の水防組織</u>	8 <u>足立区の水防組織</u>	9 <u>水防活動計画</u>	名称変更、時点修正及び採番修正

	現 行	修 正 版	修正理由等
78	9 水防倉庫及び備蓄資機材一覧	10 水防倉庫及び備蓄資機材一覧	時点修正及び採番修正
80	10 土砂・ 土のう 保有量一覧	11 土砂・ 土嚢 保有量一覧	時点修正、表現の適正化及び採番修正
80	11 土取場一覧	12 土取場一覧	時点修正及び採番修正
81	12 除雪作業箇所一覧表	13 除雪作業箇所一覧 (削除)	時点修正、表現の適正化及び採番修正
82	13 報告様式	14 報告様式	採番修正
84	14 都第六建設事務所の業務分担表	15 都第六建設事務所の業務分担表 (水防)	時点修正、表現の適正化及び採番修正

現 行		修 正 版	修正理由等
資料編	資料編		
1	1 足立区の危険度〔地震に関する地域危険度測定調査報告（平成19年度都市計画局）〕	1 足立区の危険度 地震に関する地域危険度測定調査（第6回） 【平成19年度東京都市整備局】	誤記修正
9	2 応急対策用物資・資機材備蓄関係 1) 足立区応急対策用物資備蓄場所一覧	2 応急対策用物資・資機材備蓄関係 1) 足立区応急対策用物資備蓄場所一覧	時点修正及び採番修正
13	2) 備蓄物品一覧表	2) 備蓄物品一覧（削除）	時点修正、表現の適正化及び採番修正
19	3) 救出用資機材	3) 救出用資機材	時点修正及び採番修正
20	3 消火・危険物関係 1) 防災区民組織結成一覧	3 消火・危険物関係 1) 防災区民組織結成一覧	時点修正及び採番修正
29	2) 区民消防隊一覧	2) 区民消防隊一覧	時点修正及び採番修正
34	3) 区民レスキュー隊一覧	3) 区民レスキュー隊町会・自治会一覧	時点修正、表現の適正化及び採番修正
37	4) 消防力一覧	4) 消防力一覧	時点修正及び採番修正
38	5) 不燃化促進助成地区	5) 消防団関係 6) 不燃化促進助成地区一覧	新規追加 時点修正、表現の適正化及び採番修正
39	6) 危険物製造・貯蔵・取扱所	7) 危険物製造・貯蔵・取扱所一覧	時点修正、表現の適正化及び採番修正

現 行		修 正 版	修正理由等
40	4 避難場所・避難所関係 1) 足立区広域避難場所一覧	4 避難場所・避難所関係 (1) <u>一時集合場所一覧</u>	新規追加
44	2) 第一次避難所	(2) 広域避難場所一覧	時点修正及び採番修正
49	3) <u>第二次避難所</u>	(3) <u>第一次避難所一覧</u>	時点修正、表現の適正化及び採番修正
53	5) <u>第一次避難所の管理・運営マニュアル</u>	(4) <u>第二次（福祉）避難所一覧</u>	時点修正、表現の適正化及び採番修正
64	7) 受水槽・高架水槽・プール一覧表	(6) <u>避難所管理・運営本部組織図例</u>	削除及び名称変更
68	8) 飲料水ろ水機配備場所	(8) 受水槽・高架水槽・プール一覧 <u>（削除）</u>	時点修正、表現の適正化及び採番修正
72	5 情報収集・伝達関係 7) 足立区防災行政無線管理運用規定 8) 足立区防災行政無線局管理運用要領	(9) 飲料水ろ水機配備場所 <u>一覧</u>	時点修正、表現の適正化及び採番修正
105	8 自衛隊要請関係 1) ヘリコプター災害時臨時離着陸場所適地 2) <u>船舶</u> 等の接岸可能地点一覧	5 情報収集・伝達関係 <u>（削除）</u> <u>（削除）</u>	削除 削除
128	12 防災関係機関の活動体制	6 <u>足立区緊急輸送道路障害物除去路線図</u>	新規追加
		9 自衛隊要請関係 (1) ヘリコプター災害時臨時離着陸場所適地 (2) <u>舟艇</u> 等の接岸可能地点一覧	採番修正 時点修正及び採番修正 時点修正、表現の適正化及び採番修正 時点修正等
		13 防災関係機関の活動体制	

現 行		修 正 版	修正理由等
141	13 兵庫県阪神・淡路大震災復興部 の 義援金配分計画	14 兵庫県阪神・淡路大震災復興 本部 の義援金配分計画	誤記修正
145	14 条例、規則関係 3 足立区災害対策本部条例施行規則	15 条例、規則関係 (3) 足立区災害対策本部条例施行規則	採番修正 時点修正及び採番修正
174	15 協定関係 協定一覧 《相互応援》 《医療救護》 《応急対策》 1 足立建設業協会 2 足立解体協会 3 株式会社セレスポ 4 東京都管工事工業協同組合 5 足立建設業協会 6 株式会社似鳥工務店	16 協定関係 協定一覧 (1) 相互応援 ス 宮城県美里町 セ 岐阜県多治見市 (2) 医療救護 (3) 応急対策 ア 足立建設業協会 (削除) イ 株式会社セレスポ ウ 東京都管工事工業協同組合 エ 足立建設業協会 (区、区内 4 警察署、3 消防署) オ 株式会社似鳥工務店 カ 足立区電気工事業協会 キ 首都圏建設産業ユニオン 城北支部 (4) 食糧関係	採番修正 時点修正 採番修正 新規定締結自治体の追加 採番修正 採番修正 採番修正 解散締結機関の削除 採番修正 採番修正 表現の適正化等 採番修正 新規追加 新規追加 採番修正
233			
235			
236			
240			
242			
245			

	現 行	修 正 版	修正理由等
273	《物資供給関係》 6) 株式会社ダイエー	(5) 物資供給関係 カ 株式会社ダイエー キ アサヒカルピスビバレッジ株式会社	採番修正 採番修正 新規追加
288 290 292 294	《燃料関係》 《避難所・避難場所関係》 3) 学校法人東京朝鮮 学校 4) 東京都立城北 養護 学校 5) 東京都立南花畑 養護 学校 6) 社会福祉法人聖風会 千住桜花苑	(6) 燃料関係 (7) 避難所・避難場所関係 立 学校法人東京朝鮮 学園 東京朝鮮第四初中級学校 エ 東京都立城北 特別支援 学校 オ 東京都立南花畑 特別支援 学校 カ 社会福祉法人 聖風会 千住桜花苑 キ 社会福祉法人 聖風会 足立新生苑 ク 社会福祉法人 蒼生会 さの ケ 社会福祉法人 白寿会 プレミア園 コ 社会福祉法人 杉の子 中央本町杉の子園 サ 社会福祉法人 ファミリー ハピネスあだち シ 社会福祉法人 はとせふ はるかぜ ス 社会福祉法人 健修会 イーストピア東和 セ 社会福祉法人 武尊会 伊興園 ソ 学校法人 三幸学園 東京未来大学 タ 国立大学法人 東京芸術大学 チ 学校法人 足立学園 ツ 学校法人 潤徳学園 テ 学校法人 帝京科学大学	採番修正 採番修正 新規追加 誤記修正及び採番修正 誤記修正及び採番修正 誤記修正及び採番修正 採番修正 新規追加 新規追加 新規追加 新規追加 新規追加 新規追加 新規追加 新規追加 採番修正 採番修正 採番修正 採番修正 新規追加
296 298 300 302	7) 学校法人三幸学園 東京未来大学 8) 国立大学法人東京芸術大学 9) 学校法人足立学園 10) 学校法人潤徳学園		

足立区地域防災計画（平成23年度暫定修正版） 新旧対照表

【資料編】

	現 行	修 正 版	修正理由等
309	《生活支援、情報提供》 3) ㈱正丸組 、 東武清掃 、 東栄興業 、 ㈱丸三興業 、 鹿浜興業 、 (有)環境衛生協会	(8) 生活支援、情報提供 立 株式会社正丸組 、 東武清掃株式会社 、 東栄興業株式会社 、 株式会社丸三興業 、 鹿浜興業株式会社 、 有限会社環境衛生協会	採番修正 表現の適正化及び採番修正
316	6) 東京都公衆浴場業生活衛生協同組合	カ 東京都公衆浴場業生活衛生協同組合 足立支部	表現の適正化及び採番修正
321	《輸送関係》 2) 赤帽首都圏自動車運送協同組合	(9) 輸送関係 イ 赤帽首都圏自動車運送協同組合 城東支部	採番修正 誤記修正、表現の適正化及び採番修正
323	3) (有)ホットスタッフ	立 有限会社ホットスタッフ	表現の適正化及び採番修正
334	16 災害時における住民の心得	17 災害時における住民の心得	表現の適正化及び採番修正
337	17 気象庁震度階級関連解説表	18 気象庁震度階級関連解説表	採番修正
342	18 名 簿 1) 足立区防災会議委員名簿	19 足立区防災会議委員名簿	名称変更
344	2) 足立建設業協会	(削除)	削除
345	3) 東京都トラック協会足立支部緊急車両指定会員名簿	(削除)	削除
346	4) 足立解体協会会員名簿	(削除)	解散締結機関の削除

	現 行	修 正 版	修正理由等
347	19 大震災時における避難場所地区 外略図	20 大震災時における避難場所地区 概略図 21 要請・連絡先一覧	誤記修正及び採番修正 新規追加